ISSN 1346-7018

PRIMAFF REVIEW

農林水産政策研究所レビュー No.7

2003.3

CONTENTS

特　集　『農業・農村構造の現状と動向（その2）
——2000年農業センサス分析——』

論　説　自主流通米の価格形成と計画外流通米との競争
フランスの公的品質表示産品におけるガヴァナンス構造
介護保険下における介護サービス事業の展開状況

動向解析　食料・農業・農村政策の体系化に関する試案について

農林水産省　農林水産政策研究所

目　　次

巻頭言

“甦れ農”探索への試行錯誤……中川聰七郎…… 1

特　集
『農業・農村構造の現状と動向（その２）
――2000年農業センサス分析――』

園芸作経営部門の位置づけと展開方向 ……香月敏孝…… 3
畜産経営の最近の構造変化とその特徴 ……恒川磯雄…… 9
広がる環境保全型農業 ……藤栄　剛……16
農業サービス事業体の動向と地域における役割 ……中田哲也……22
農業集落活動の現状と地域性 ……福田竜一……29

論　説

自主流通米の価格形成と計画外流通米との競争 ……薬師寺哲郎……35
フランスの公的品質表示産品におけるガヴァナンス構造 ……須田文明……43
介護保険下における介護サービス事業の展開状況……相川良彦 ほか……51

動向解析

食料・農業・農村政策の体系化に関する試案について …吉田泰治・吉井邦恒・勝又健太郎……58

特別研究会「農と文明を考える」シリーズ第２回

農の現場から ……山下惣一……68

[平成14年度農林水産政策研究所ワークショップ]

WTO体制下における東アジア農政の新しい潮流 ……70

ブックレビュー

現代日本糖業史 ……千葉　修……92

ほんのさわり

ブランドはなぜ墜ちたか ……高橋祐一郎……93

コラム

女性政策の変換と地域活性化 ……中道仁美……94

学会報告

環太平洋産業連関分析学会 ……吉田泰治……95
日本リスク研究学会第15回研究発表会 ……佐藤京子……96

定例研究会報告要旨（第1901回～第1908回）

定年帰農者による地域農業の展開方向（高橋巌）…97／輸入急増下におけるネギ産地の対応方向（香月敏孝）…98／アジア諸国・地域の財政支出（會田陽久・石田章）…99／中国の農業交渉戦略（明石光一郎）…100／ベトナム農業金融における集落の補完的役割（岡江恭史）…101／農地転用と農家資産の因果関係に関する考察（藤栄剛）…102／戦後から現在までの我が国の食品の安全に関する事例とその変遷及び特徴（佐藤京子）…103／日本の科学・技術（村上陽一郎）…104

特別研究会報告要旨

ドイツにおける再生可能エネルギーの意義（A.ハイセンフーバー）…105／女性が暮らしやすく，働きやすく，子を育てやすい農村とは（林賢一）…106／農村の未婚晩婚化と親子2世代夫婦別居の現状（相川良彦）…107／高齢化の下における食料消費の中長期予測（森　宏）…108／危機管理プロジェクト特別研究会（澤田学・佐藤和夫・合崎英男・吉川肇子）…108／WTO設立後の韓国農政（アンインチャン）…109／中国の食糧生産を巡る環境問題（双　喜）…110／インド農業の現状と課題（宇佐美好文）…111／農の教育機能について（宮嶋登・玉井康之・神田嘉延）…112／直接支払の特質と取引費用（飯国芳明）…113／イギリスの農村振興政策（柘植徳雄）…114／中国およびモンゴル国における牧畜業の発展と草原の砂漠化問題（鬼木俊次）…115／アフリカ経済学と農業（平野克己）…116／日本における畜産物の安全・安心システム（矢坂雅充）…117

農林水産政策研究所図書館の紹介……118

研究活動一覧 ……119

最近の刊行物 ……123

平成15年度研修のご案内 ……124

巻頭言

“甦れ農”探索への試行錯誤
――私の農政研究の視座――

鳥取環境大学教授
中川聰七郎*

一国の経済社会システムのあり方は，現代においては国際情勢や国際貿易の影響をも強く受けるようになったが，しかし，基本的にはその国民の選択に依存している。こうした国民の選択に関わる経済社会システムによって，農業のあり様が規定されていく。そして，その農業のあり様の変化が，その国における人間の居住空間をめぐる環境条件の変化をももたらしていく。

（1） わが国における経済社会システムの基調は，いうまでもなく“貿易立国”である。この基調を変化させることは非常に難しい。したがって，私の短い研究生活における一貫した問題意識は，もし，この基調を変化させることができないとすれば，わが国の農業は果たして「存在し続けられるのだろうか」，あるいは，どのような政策を講じれば「その存続が可能になるのだろうか」という点にあった。私は平成６年の夏に大学に籍を置いた。それから８年を経て，ようやく認識し得たことは次の点であった。

すなわち，戦後，農政が国の経済政策の影響を強く受け，あるいはその経済政策の中に取り込まれていった。そして，農水省は農政を通じて一貫して極めて忠実にその経済政策の役割分担を果たしてきた。しかし，それにも関わらず，農水省は，農政の基本理念ともいえる部分，すなわち，基本的な意味での“農業観”，“農民観”について，一貫して，いささかの変更もしてこなかったという点であった。

例えば，農業が「家族単位」によって基本的に営まれ，農村がこうした「農家群」を主体に運営されるといった観念は戦前からの通念であったが，それは農地改革によって農政の枠組みとして再構築された。こうした観念はその後の農政の基本的な枠組みとなり，現在に至るまでの約 60 年間，幾多の政策変更が行われてきたにも関わらず，変更されてこなかった。この枠組みは，農地法，農協法等によって現在も維持し続けられている。つまり，このような観念を具現化するツール，あるいは原理として，農地規制が存続し，農協の公平原理が維持されている。農政施策は全てこれらの観念によるシバリのもとで構築されてきたともいえる。今でも，農政の全ての制度，補助金等はこれらの枠組みによって縛られており，また，その現状が規定されている。

（2） 一方で農産物貿易の自由化を進め，価格政策の縮小等市場・流通の規制緩和等を進めながら，つまり，農業経済の市場機構への依存を強めながら，他方でコメ等の需給管

＊当研究所参与.

理を行い，農地法に依拠して農村現場での参入規制を続けてきた。こうした政策矛盾の累積が，若者の参入を抑制し，結果として，農業の構造改革を妨げ，わが国の食料自給率の低下，農業の縮小を招いたと私は考えるのである。

しからば，農協を行政の補助機関として位置付けることをやめたらどうなるか，農地法を廃止すればどうなるのかという疑問に対して，今，的確な回答は準備できていない。しかし，今の段階で言えることは，少なくとも，農政の理念，目標および手段に一貫性のある政策が採られるべきであるという点である。すなわち，市場原理の導入を進めるのなら，その度合いに応じて，生産者サイドにおける経営選択の「自由度」を高める必要があると考えるのである。そのためには，農政全般についての上述の枠組みを崩すことがまず最重要の課題となる。

（3） そして，次に必要となるステップは，「どのような食料」を，「どの程度の水準で」，「どのような農業によって確保するか」という選択を国民合意によって決めることであろう。一億数千万人の国民を擁する独立国家が農業を放擲し，食料の大部分を輸入に依存することはあってはならない。市場機構の安全性に信頼を置くことができないことは過去の歴史が示すところである。少なくとも，わが国の食を歴史的に支え続けてきたコメ，麦類および水産物は相当程度の自給力を維持・確保することが必要である。農林水産業による営為の結果として生み出される農山漁村の景観，田園居住環境の保全の論議についても併せて行われるべきである。技術開発・普及のあり方についてもこれらに付随して検討されるべきである。また，農業への若者たちの参入を自由にするためには，農地市場の開設や情報提供の体制の確立も必要であると考える。

（4） 農業の担い手像については，歴史のコマを農地改革以前の時代に戻してみるとある程度のヒントが得られるのではないか。例えば，過剰就業下にあって，統計上は自小作，小作が農民の過半を占め，小作地が農地面積の半分近くを占めていたかつての農村において，“家族農業が農業経営の主体であった”と単純に捉えてよいか。すなわち，農業は地域の共同経営として営まれていた，あるいは，地主層のイニシアティブによる大規模経営体が広汎に存在していた，といえないだろうか。

要するに，わが国農業は今後とも「家族農業」がなお主流であるとするような考え方が農業基本法をつくる過程での重要な史観であったとしても，グローバル化が進展する21世紀においてその史観をなお援用し続けることは不適当ではないだろうか。そうであるとすれば，真にわが国に相応しい，ありうべき担い手像についての新たな構想を描いてみることも必要ではないか。つまり，過去の学説等に捉われずに，今後のあるべき農政の展開の以降に想定しうる状況を踏まえた，新たな担い手像についての本格的な議論が速やかに開始される必要があると考えるのである。

農業・農村構造の現状と動向（その2）

――2000年農業センサス分析――

園芸作経営部門の位置づけと展開方向

香月　敏孝

１．はじめに

稲作を中心とした土地利用型農業については，近年，大規模経営が増加する傾向が強まっているが，なお，これらが生産の大宗を占めるには至っていない。かかる意味では土地利用型農業の構造変革をめぐる状況は，未だ十分とはいえない。

そうした状況の中で，農業を中心に生計を立てようとする農家が選択した対応の方向は，労働集約的な営農部門に傾斜することであった。これが，わが国の農業展開の大きな特徴の一つである。とりわけ施設園芸作を中心とする園芸作がこれら農家を支えてきた基幹部門であった。本稿は，こうした点を踏まえて，農業経営部門の動向について園芸作に焦点をあてて分析したものである。

２．農業労働投下規模の上層階層に園芸作農家が集中

労働集約的な園芸作の展開を追跡するに際して，労働投下規模別にみた経営部門の動きに注目した。この点に関連して，かつて筆者が行った95年分析(1)では，延べ労働投下が農業専従者２人分に相当する500人日規模の前後に大きな部門別構成の差異があった。この500人日と2000年農業センサスにおける労働単位区分2.0単一位とはほぼ同一の区分である(2)。

労働投下が500人日以上の農家数の動きは，都府県の場合，90～95年には，販売農家全体よりも高めの減少率となっていた（販売農家11％に対して，17％の減少）。これが，95～2000年では，販売農家全体の減少率12％に対して500人日以上のそれは6％（推計による）にとどまっている。こうして労働投下規模で専従者２人分以上の経営については，農家全体の減少が引き続き見られる中で，95年までの動きとは逆に，比較的維持されている。

2000年の都府県について労働投下規模と経営（販売１位）部門との対応は，第１表に示したとおりである。稲作は1.0単位未満層では８～９割を占めており，1.0−2.0単位でも６割強となっている。これに対して，2.0−3.0単位では園芸部門が５割となり，3.0−4.0単位では同割合が６割を超え，最大規模の5.0単位では72％にまで及ぶ。労働投下量が2.0単位を超える経営は，園芸作部門が主体となっている。

本特集は，農林水産政策研究所内で組織した「2000年農業センサス分析検討会」における共同研究成果の概要を２回に分けて紹介するものである。「その１」については，農林水産政策研究所レビューNo.6を参照されたい。

また，共同研究成果の全体については，農林水産政策研究叢書第２号『日本農業の構造変化と展開方向』（平成15年２月）にとりまとめている。合わせて参考いただきたい。

第１表　販売１位部門別・投下労働規模別農家数割合（都府県）

（単位：千戸，%）

区　　分		計	稲作	園芸部門計	露地野菜	施設野菜	花き・花木	果樹類	工芸農作物	畜産	その他	計（実数）
2000年	計（実数）	2,096	1,337	520	157	97	53	212	82	86	71	
		100.0	63.8	24.8	7.5	4.6	2.5	10.1	3.9	4.1	3.4	
	0.25単位未満	100.0	91.8	4.0	1.0	0.1	0.4	2.4	0.9	0.6	2.7	170
	0.25－0.5	100.0	89.7	5.5	1.6	0.2	0.4	3.3	1.4	0.9	2.5	367
	0.5－1.0	100.0	82.1	10.9	3.5	0.5	0.8	6.1	2.5	1.6	2.9	484
	1.0－2.0	100.0	61.3	26.2	8.6	2.6	2.1	12.8	4.6	4.3	3.6	531
	2.0－3.0	100.0	30.5	49.9	15.9	11.1	4.5	18.4	6.7	8.7	4.2	338
	3.0－4.0	100.0	18.1	60.3	16.3	16.7	6.5	20.8	8.1	9.4	4.1	110
	4.0－5.0	100.0	7.9	67.0	17.5	23.3	9.3	16.8	7.6	13.2	4.4	58
	5.0単位以上	100.0	3.9	71.7	13.9	27.3	19.2	11.4	6.3	11.5	6.6	38
	2.0単位以上	100.0	23.7	55.3	16.0	14.7	6.5	18.2	7.1	9.5	4.4	544
1995	500人日以上	100.0	27.5	50.3	14.9	12.8	5.7	16.8	7.9	9.4	4.9	638
1990	500人日以上	100.0	27.9	42.6	14.2	（施設園芸14.2）		14.1	8.8	11.7	9.1	769

資料：農業センサス（1990年，1995年，2000年），ただし1990年は計を除き，1/20抽出集計（『1990年世界農林業センサス農家調査組替集計結果』）による．

注．1990年の「園芸部門計」は，（露地）野菜，施設園芸，（露地）果樹類の合計．

そして，こうした労働投下量が大きい農家層における園芸作への傾斜は，90年以降強まっている。すなわち，500人日以上農家のうち園芸部門が占める割合は，90年の43％であったが，95年には50％へと増加，これが2000年の2.0単位以上では55％まで達している。

また，地域別にみても，2.0単位以上の農家層の厚みは，北海道を別にすれば，それぞれの地域での園芸作の展開の差異に帰着する部分がかなり大きい。

３．上層農家の園芸作シフトと園芸作の専作化の進展

第１図に販売金額規模別に労働投下規模2.0単位以上の農家割合を示した。販売金額が上位の階層ほど同割合が高い。200－300万円層では４割弱であるが，300－500万円層では６割弱，500－700万円では８割弱，1,000万円以上では９割以上となっている。したがって，300万円以上の販売額をあげている農家の大半は2.0単位以上の農家となっている。

95年においても同様の傾向があったが，この間の変化として，販売金額上位の農家において，95年の労働投下規模500人日以上の農家の割合よりも，2000年の2.0単位以上のそれが大きくなっていることが指摘できる。例えば，500－700万円については，95年の74％が2000年の78％へとなっている。

このように，販売金額上層の各層においては，95年段階と同じ販売金額をあげるためには，この間の農産物価格の全般的な下落の中でより集約的な営農形態をとらざるを得なくなった状況が示されている。

いうまでもなく販売金額上層の農家を支えている部門が園芸作である。販売金額が上位の農家層についてその経営（販売１位）部門別の構成を示した第２図を参照されたい。5,00万円以上販売農家のうち，園芸作がその大半をなしている。とりわけ，園芸作は500

～1,500万円の各層において，６割前後を占めかなりの厚みを持っている。95年から2000年にかけての変化に注目すれば，700−1,000万円層の園芸作割合は58％から65％へ，同じく1,000−1,500万円では，60％から66％へ増加している。

こうした販売金額上層農家の園芸作シフトともいうべき動向は，90～95年以降確認できる訳であるが，95～2000年の変化として，それが一層顕著となっている。

ところで，労働投下規模からみた上層農家の経営は，園芸部門を主体としているが，これらの層は，従来から経営の単一化が進行しながらもなお複合経営が厚いことが特徴であった。この点について，次のような変化が確認できる。

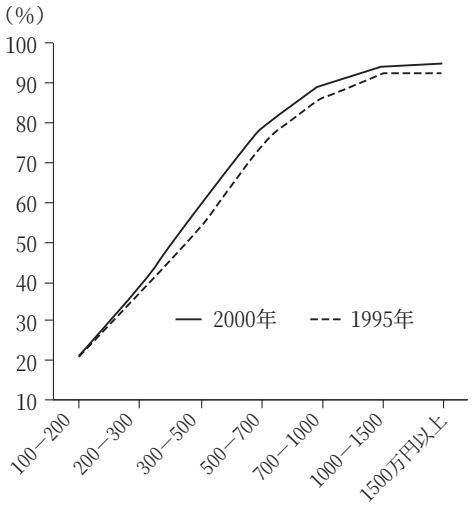

第１図　労働投下2.0単位以上農家割合（販売金額別，都府県）

資料：農業センサス（1995年，2000年）．
注．1995年は500人日以上農家割合．

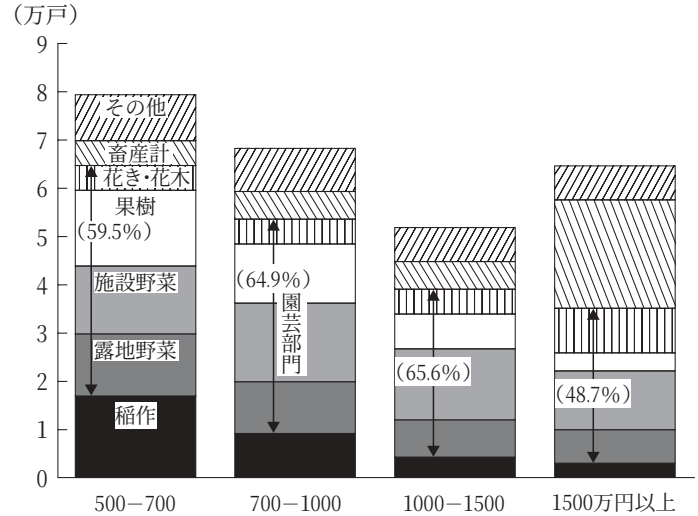

第２図　販売金額上位農家の経営部門構成（販売金額１位部門別，2000年，都府県）

資料：農業センサス（2000年）．

500人日以上層の単一経営（販売金額１位部門が販売総額の80％以上）割合は，90年には52％とほぼ半分であったが，95年に58％に増加し，2000年の2.0単位以上では61％となっている。また，これに準単一経営を含めた，すなわち１位部門が60％以上の経営の場合には，95年以降はその割合が9割以上に達する。こうして，労働投下規模の大きな経営においても，基幹となる経営部門へ専門特化が進展している。

園芸作の各部門にそって，この動きをみてみれば以下のようになる。最も単一経営割合が低いのが施設野菜である。しかし，同部門でも95年の500人日以上層の単一割合は45％であったが，2000年の2.0単位以上層では53％まで増加している。同じく露地野菜では50％から53％に，花き・花木では69％から72％に，果樹類では71％から74％にそれぞれ増加している。園芸作の各部門で単一化が進んだことになる。

４．園芸作の担い手をめぐる状況

先にみたように，95～2000年にかけて，園芸作が集中している専従者２人相当以上農家数は比較的維持されていた。しかし，その一方では，これらの農家層では，かなりの高齢化が進展している。

都府県では，500人日（ないし2.0単位）以上農家が抱えている農業専従者のうち65歳以上の割合は，90年から2000年にかけて，男子の場合33％から43％に上昇しており，特にこの5年での増加が目立っている。女子も2000年には38％まで増加している。いわゆる昭和ヒトケタ世代層と称される分厚い担い手層が2000年には65歳以上となったことが，こうした専従者の高齢化の背景となっている。

このような状況の下で，注目すべきは，雇用労働力の動きである。第２表に示したように，常雇を入れた農家は，都府県全体で90年から2000年にかけて，6.6千戸から20.9千戸に，同じく常雇数では，15.6千人から56.1千人に，急速に増加している。経営部門別には，従来から施設作農家での雇用が多く，同経営で95年では戸数の55％，常雇数の58％を占

第２表　常雇を入れた農家および常雇数の動き（都府県）

農家類型	戸数（100戸）			常雇数（100人）		
	1990	1995	2000年	1990	1995	2000年
販売農家計	66	159	209	156	378	561
専従者２人以上	－	－	169	－	－	473
うち男子専従者２人以上	－	－	73	－	－	222
60歳未満の男子専従者あり	－	－	156	－	－	448
施設のある農家	32	88	115	76	218	339
うち施設20ａ以上	28	64	85	70	170	273
施設野菜単一経営	22	26	36	53	66	108
花き・花木単一経営		38	49		104	161
1500万円以上販売	－	－	117	－	－	392

資料：農業センサス（1990年，1995年，2000年）．
注．専従者２人以上農家には女子のみ専従者は含まず．1990年の施設野菜単一と花き・花木単一農家の合計は，施設園芸単一の数値．

めている。これが2000年にはそれぞれ，55％，60％となっている。施設作の中でも，「花き・花木」単一経営および「施設野菜」単一経営での割合が高い。

また，常雇は，専従者２人以上の経営を中心に雇用されており，2000年には常雇数の84％までが同農家層での雇用となっている。このため，これら農家は販売金額でも上位層が中心となっている。常雇を入れた農家の56％，常雇数の70％が販売金額1,500万円以上層である。こうして販売金額の上層農家は，施設園芸作を中心に雇用依存型の経営としての性格を強めている。

５．施設園芸作の停滞

園芸作の中心は施設園芸作であり，施設園芸作は95年までは農業生産部門のうちで，いわば唯一の生産拡大部門であった。ところが，95～2000年にかけては，これとは異なる基調の変化があった。

第３表に示したように，施設園芸（全国）は1985年までは導入農家数が増加し，これと個別規模の拡大があいまって急速に拡大した。しかし，これが95年にかけて伸び悩みの状態となり，さらに95年以降は農家数，面積とも減少に転じている。特に農家数の減少は29千戸（減少率11％）とかなりの減少となっている。

作物別の動きをみても，収穫農家数については，野菜，花き・花木，果樹とも減少している。このうち，1985年から一貫して減少していた野菜は，95～2000年に減少率が上昇し，95年まで増加していた花き・花木，果樹も減少に転じている。これに対して，収穫面積の減少は比較的少ない（花き・花木は微増している）。

施設面積や作物別の収穫面積は，大きく減少しているとはいえないものの，それまでの拡大基調からの変化は否めない状況となっている。今後とも施設農家数の減少が続くとすれば，総体としての施設園芸作規模が維持されうるかどうかは，個別の規模拡大に向けた取り組みがどの程度の成果をあげうるかに大きくかかっていくことになる。先にみた雇用依存型の経営の展開はそうした対応の方向を示していることになろう。

第３表　施設園芸の展開（全国）

（単位：百戸，百ha，a／戸）

区　分	施　設のある農家数	施設面積		作目別収穫農家数			作目別収穫面積		
			１　戸当たり	野 菜	花き・花木	果 樹	野 菜	花き・花木	果 樹
1970年	1,300	91	7.0		229	55	86	12	5
1980	2,034	271	13.9		308	144	269	34	27
1985	2,535	340	13.4	1,927		169	347		35
1990	2,438	427	17.5	1,812		204	440		48
1995	2,550	468	18.4	1,787	468	205	458	103	52
2000	2,261	451	19.9	1,599	452	200	418	104	51

資料：農業センサス（1970年，1980年，1985年，1990年，1995年，2000年）．
注．1970～85年は総農家，90～2000年は販売農家．2000年の作目別農家数・収穫面積については，販売目的のみの栽培農家数・栽培面積．

６．おわりに

これまで労働投下2.0単位以上の農家を中心に農業経営組織の動向を検討してきた。明らかとなった点と今後の見通しにかかる論点を合わせて示せば，以下のとおりである。

労働投下規模が上位層の農家の経営部門は園芸作が中心であり，これらがまた，販売金額規模での上層農家を形成している。そして，従来複合経営の比重が高かった園芸作部門では，経営の専作化が進行している。これらは95年までの変化が継続している動向であった。これに対して，変化があったのは，それまで戸数の減少が大きかった専従者２人相当以上層において，それが95年以降緩やかな減少に転じたことである。しかし，これら上層農家において農業専従者の高齢化がさらに進展している。

いわばリタイヤの先送りという面が否定できないが，これを高齢化しても継続できる経営支援策の取り組みの成果として捉えることができよう。圃場作業の機械化，購入苗への移行，機械選果施設の導入等は，この間かなり進展しているとみられるからである。いずれにしろ，営農を継続している高齢者層がリタイヤする際に，どのような変化が生ずるのかが，今後注目されなければならない大きな課題として提起される。

一方で，施設作を中心に，雇用型経営の拡大がみられた。こうした対応は，専従者が２人以上いる農家のうちでも，家族労働力が豊富な農家での取り組みという面が強い。これらの農家は，農業後継者も含む経営層をなしており，そうした経営の展開如何が，今後の園芸作を中心とする上層農家のあり方を大きく左右していくものと考えられる。

最後に，今一度確認しておくべきは，上層農家を支えている園芸部門が施設園芸作にみられたように総体としての規模が縮小に向かっている点である。このことは，日本農業の中で唯一成長を持続してきた園芸作部門も全般的衰退過程に入ったことを意味している。残った経営が単一部門の規模拡大へ向かってその先端には雇用型経営が形成されつつあるのだが，それが「企業的」な内実を伴った展開であるかどうか，今後の帰趨に注目していく必要があろう。

注(1) 詳しくは，香月敏孝「園芸作の展開と上層農家」(『農業総合研究』第51巻第4号，農業総合研究所，1997）を参照されたい。

(2) 厳密には，500人日以上（95年区分）＞専従者２人以上＞ 2.0単位以上（2000年区分)。
なお，農業投下労働規模の捉え方は，90および95年センサスでは労働日数規模であったが，2000年センサスでは労働単位（１単位：225日，1,800時間）が採用されており，これと連動した階層区分も異なっている。

農業・農村構造の現状と動向（その2）

――2000年農業センサス分析――

畜産経営の最近の構造変化とその特徴

恒川　磯雄（近畿中国四国農業研究センター）

１．はじめに

畜産経営構造の動向を主に経営規模，経営組織（部門構成と人的組織），土地の保有・利用と飼料調達構造の視点から分析し，その特徴と課題を検討した。具体的なセンサス分析の着眼点を，第１に急速な階層分化・専業化の継続の状況と大規模経営の動向と特質の把握，第２に畜産経営をめぐる労働力，農地等の諸資源の実態把握と課題解決の可能性の検討，第３に地域別・立地条件別の検討，特に生産の集中など地域差と立地条件別の動向把握，に置いた。なお，ここでは酪農部門と肉用牛部門に限定して取り上げる。

畜産部門の展開を概観し課題を整理しておく。畜産部門の国内粗生産額は1984年の3.2兆円をピークにその後は縮小し，最近は2.5兆円程度である。一方，需要はほぼ一貫して増加し，80％以上あった畜産部門の自給率は2000年には肉類合計52％，牛乳乳製品68％まで低下した。国内生産が停滞・後退する中で，経営構造面では家畜飼養の専業化・大規模化が進んでいる。飼料供給の面では，2000年にはTDN総計の54％を輸入濃厚飼料が占める。粗飼料については国内生産量が1990年以降の10年で17％減少し，逆に輸入量は1985年以降３倍になった。1975−2000年の間に飼料自給率は全体で35→26％，酪農部門の粗飼料は北海道75→54％，都府県32→18％と低下した。飼料作付面積も減少傾向にある。わが国の畜産は拡大期から縮小・停滞段階に移行し，この間に発生した諸問題に対し，日本型畜産の確立という形で問題提起がされた。それは土地利用との歪んだ関係を是正し，わが国に適した畜産の姿を探るという問題意識に立つ。その最大の課題は地域的な取り組みによる飼料＝土地利用問題の解決である。食料・農業・農村基本計画において飼料作物の拡大目標が際立ち，また糞尿処理・環境問題への対応と飼料の安全性確保という今日的課題からも，土地基盤に立脚した畜産経営を通じて生産拡大を図る必要がある。以下，センサス結果からこうした諸問題について現状の検討を行う。

２．経営規模階層と経営組織の動向

（1） 酪農経営

第１表から農家と事業体を合わせた酪農経営の動向をみる。大規模経営への集中と一層の規模拡大，中小経営の離脱が続いている。北海道では2000年に農家経営のうち単一経営が事業体数の84％，頭数の91％を占め，経営体当たり86頭で，大規模酪農専業体制が一段と進んでいる。中小規模経営の飼養頭数の減少分が大規模層に移動する形である。都府県でも１経営体あたり37頭まで拡大したが，10年で飼養経営体は半減し総頭数も26％減少したため，北海道が頭数の半数を占めるに至った。都府県酪農の経営組織は単一経営割合が10年間で54→69％と増加，逆に酪農を副次部門とする複合経営割合は28→13％に低下し，飼養頭数中の単一経営シェアは82％に達する。また，酪農経営における肉用牛飼養は2000年に都府県で24％，飼養農家当たり18頭で重要度は増している。

経営の単一化と頭数規模の関係を地域別にみると，単一経営割合が比較的低い地域ほど単一化に進む傾向が大きく，地域差は縮小している。また，複合経営の離脱傾向は最近ほど大きい。引き続く経営単一化傾向は，酪農部門を小規模のまま経営内部にとどめる条件が乏しいことを示す。飼養規模別の動向の点では既に1995年には農家数増加は50頭以上層のみで，この状況は2000年も継続するが増加率は大きく低下した。ただし100頭以上層に限れば増加率は大きく，頭数シェアも高まっている。特に北海道では10年間で50頭以上層の農家割合27→56％，頭数シェア45→75％（うち100頭以上層3→18％）となり，都府県でも50頭以上層は農家数12％，頭数31％にまでシェアを高めている。

５年間の経営変化を集計した構造動態統計によれば，北海道では29頭以下層で飼養中止割合が高く，30−49頭層では25％が50頭以上層へ移行，また全体の17％が飼養を中止しその過半の約１千戸が離農等へ移行している。飼養中止は30−49頭層で15％，50−99頭層で7％あり，生き残り競争の激しさも伺われる。逆に新規の飼養開始は僅少である。後継者難や負債問題で一気に廃業・離農に至る例もあるとみられ，経営資源の継承が課題と言える。一方，都府県では9頭以下層の69％，10−29頭層の28％がこの間に飼養を中止したが，離農はしない場合が多い。新規の飼養開始も１千戸以上みられる。

第１表　酪農経営の飼養戸数・頭数・経営組織別割合の動向

区　　分		乳用牛を飼養している農家および事業体の数と飼養頭数			２歳以上乳用牛を飼養する農家の経営組織割合			単一経営の占める頭数割合	酪農経営における肉用牛の飼養	
		経営体（千経営体）	飼養総頭数（千頭）	経営体当たり頭数（頭）	単一経営（％）	酪農主位準単一経営（％）	その他の複合経営（％）	（％）	飼養農家割合（％）	飼養１戸当たり頭数（頭）
北海道	1990	14.4	846	59	72.4	11.9	15.7	83.5	9.5	24
	1995	11.7	868	74	78.3	9.7	12.0	87.2	12.2	31
	2000	9.8	843	86	84.2	8.3	7.5	90.6	11.8	25
都府県	1990	48.8	1,185	24	53.6	18.7	27.7	75.5	15.1	12
	1995	33.8	1,066	32	59.0	18.6	22.4	77.4	21.5	15
	2000	23.9	881	37	68.5	18.4	13.2	81.6	23.8	18

資料：農業センサス(1990年, 1995年, 2000年. 事業体は「販売目的の農家以外の事業体」, 肉用牛頭数は畜産部門集計結果
注．農家と農家以外の販売目的の事業体の合計を経営体とした.

（2） 肉用牛経営

第２表は肉用牛の飼養動向である。全国で10年間に飼養経営体の数は半減，飼養総頭数は横ばいだが，北海道で1.5倍，九州で８％増など地域差が大きい。経営組織別では単一経営割合が増したとは言え2000年で26％に過ぎず，複合経営割合が高い。また，1995−2000年にかけて肉用牛単一経営の実農家数が増加（2.7→2.8万戸）し，注目される。単一経営割合も九州で23→37％と高まるなど地域差が大きい。単一経営の増加には繁殖経営の増加（子取り用めす牛のみ飼養農家は1.6→1.8万戸）が寄与している。これは畜産各部門の飼養総戸数が減小し，また肉用牛に限っても1995年以降の総頭数の減少を考えるとやや特異な現象と言える。この動きは沖縄，栃木，長崎，宮崎，三重，佐賀，鹿児島などの諸県で顕著である。また，準単一経営は肉用牛販売１位が全国で19％，稲作１位・肉用牛２位は東北で21％であるなど，多様な飼養形態が併存している。

第２表　肉用牛経営の飼養戸数・頭数・経営組織別割合の動向

区分		肉用牛を飼養している農家と事業体の数と飼養頭数(計)			肉用牛単一経営農家数	農家経営の経営組織割合			
						肉用牛販売１位		稲作１位・肉牛２位準単一	その他の経営
		経営体（千経営体）	飼養総頭数（千頭）	経営体当たり頭数（頭）	（千戸）	単一経営（%）	準単一（%）	（%）	（%）
全国	1990	208.1	2,492	12	34.7	16.7	18.4	11.9	53.0
	1995	153.4	2,688	18	27.0	17.6	15.3	13.8	53.3
	2000	107.0	2,668	25	28.1	26.3	19.0	11.1	43.6
北海道	1990	4.0	277	45	0.9	23.7	9.1	5.1	62.1
	2000	3.6	426	76	0.9	26.2	6.9	3.1	63.7
東北	1990	65.2	485	7	4.9	7.5	10.7	19.3	62.4
	2000	31.9	396	11	3.8	11.9	14.9	21.0	52.2
九州	1990	84.9	852	10	20.1	23.0	24.3	6.3	46.3
	2000	46.0	917	20	17.1	37.1	23.0	5.3	34.6

資料：農業センサス（1990年，1995年，2000年）．
注．農家と農家以外の販売目的の事業体の合計を経営体とした．

第３表　肉用牛子取り用めす牛の頭数飼養規模別・地域別農家数および飼養頭数（販売農家）

子取りめす牛の頭数区分・地域区分		年次	飼養農家数(千戸)		飼養総頭数（千頭）			１戸当たり頭数（頭）
			合計	うち繁殖のみ	合計	年次別構成比(%)	うち繁殖のみ飼養	
全国規模別	合計	1990	173.6	154.7	611	100.0	503	3.5
		2000	89.0	78.3	544	100.0	424	6.1
	１－４頭	1990	137.9	125.8	284	46.4	257	2.1
		2000	55.5	50.9	124	22.8	113	2.2
	５－９頭	1990	26.1	22.2	161	26.4	136	6.2
		2000	19.5	17.0	124	22.7	108	6.3
	10－19頭	1990	7.6	5.6	94	15.4	68	12.4
		2000	9.2	7.3	118	21.6	93	12.8
	20頭以上	1990	2.1	1.2	72	11.9	41	34.5
		2000	4.9	3.1	179	32.9	110	36.8
主要地域	東北	1990	54.2	48.8	159	26.0	136	2.9
		2000	27.4	24.4	116	21.3	94	4.2
	九州	1990	76.9	69.4	286	46.9	246	4.2
		2000	41.5	37.3	267	49.1	219	8.5

資料：農業センサス（1990年，2000年）．
注．「繁殖のみ」は子取り用めす牛のみを飼養する経営．

構造動態統計から5年間の経営組織の動きをみると，両時点とも肉用牛単一経営である割合は55％に過ぎない。単一経営へ移行した農家の内訳は「複合経営から」が最多の35％を占め，また単一経営から他への移行では「販売なし・自給・離農」へが22％と最大であった。基幹部門として肉用牛を選択し規模拡大を図る例も少なくないことがわかる。

第3表は肉専用種の子取り用めす牛の動向である。10年間で飼養戸数は半減，頭数は11％減，1戸当たり頭数（繁殖のみ）は3.3→5.4頭となっている。頭数規模別では4頭以下層は13.8→5.6万戸と激減，その頭数シェアも46→23％と半減し，逆に20頭以上層は10年で2→5千戸と増加し，戸数シェアは5％ながら総頭数の3分の1を占めるまでになった。地域別には九州だけで全国の49％を占め，東北と合わせて70％を超える。最近は東北と中国地方の減少率が大きく，南九州への集中が一段と進んでいる。

（3） 事業体経営の動向

事業体による乳牛と肉用牛飼養の状況が第4表である。乳牛ではシェア自体は小さいが頭数割合は10年間で3.0→4.7％と拡大している。事業体数は横ばいだが300頭以上規模は28→77と著増し，特に北海道で大規模化の傾向が強い。肉用牛部門も事業体数は漸減しているがその飼養頭数は10年で1.4倍，2000年の頭数シェアは24％に達し，特に700頭以上の特大規模の増加が著しい。両部門とも事業体間での階層分化が進んでいる。

第4表　販売目的の農家以外の事業体による大家畜の飼養

区分	農家以外の事業体による乳牛の飼養状況（全国）									農家以外の事業体による肉用牛の飼養状況（全国）								
	事業体数	うち北海道	飼養総頭数（千頭）	うち北海道	1事業体当たり頭数（頭）	総飼養頭数中の割合（％）	酪農部門販売1位の規模別事業体数			事業体数	飼養総頭数（千頭）	うち北海道	うち九州	1事業体当たり頭数（頭）	総飼養頭数中の割合（％）	肉用牛部門販売額1位の規模別事業体数		
							小計	100－299頭	300頭以上							小計	200－699頭	700頭以上
1990	429	130	60	21	140	3.0	343	156	28	908	378	108	104	416	19.8	721	253	120
1995	390	125	64	27	163	3.3	330	149	42	887	423	160	99	477	21.8	681	259	164
2000	391	136	81	42	207	4.7	349	139	77	877	544	165	137	620	23.5	673	244	177

資料：農業センサス（1990年，1995年，2000年）.
注．飼養割合は飼養総頭数（農家＋事業体）に対する事業体の飼養割合.

3．経営資源をめぐる状況

（1） 労働力

第5表は男子専従者の有無・年齢で区分した構成比である。酪農部門では階層分化の進行もあり60歳未満男子専従者の確保率は2000年で全国73％，50頭以上層では96％と高い。専従者なし割合は全国で3％まで減少し，その大半が既に飼養を中止したとみられる。他方で専従者60−64歳割合も9→17％と増加し，専業的経営の労働力の高齢化も進みつつある。

一方，肉用牛経営では男子専従者なしか60歳以上割合が高い。男子専従者なし割合の低下は零細経営で飼養中止が多いためであろう。その一方で60歳未満専従者がいる割合

第５表　酪農および肉用牛経営の労働力保有状況
（販売農家・経営類型別および主要地域）

（単位：千戸，％）

区分					農家戸数	農家割合			
						男子専従者がいる			男子専従者がいない
						専従者は60歳未満	専従者は60－64歳	専従者は65歳以上	
酪農	全体		全国	1990	58.4	73.7	9.1	6.6	10.5
				2000	32.4	72.7	16.8	7.7	2.8
			２歳以上が50頭以上	1990	4.9	98.2	0.9	0.5	0.5
				2000	8.0	95.9	3.3	0.5	0.3
肉用牛	肉用牛単一経営		全国	1990	33.3	33.0	9.2	13.0	44.9
				1995	26.1	30.2	25.4	16.6	27.9
				2000	27.3	26.8	23.5	26.1	23.6
			南九州	1990	14.6	28.1	9.6	14.4	48.0
				1995	11.6	22.2	30.0	18.8	29.0
				2000	13.1	17.9	27.2	31.3	23.6
	子取り用めす牛のみ飼養		全国	1990	154.7	33.3	10.4	11.8	44.5
				1995	112.6	24.1	26.7	15.4	33.8
				2000	78.3	21.8	24.5	24.7	28.9
			子取り用牛20頭以上	1990	1.2	80.3	6.0	4.8	8.9
				2000	3.1	70.6	19.8	6.1	3.5
		主要地域	東北	1990	48.8	31.6	9.1	8.1	51.1
				2000	24.4	21.0	22.4	18.7	37.9
			南九州	1990	43.1	36.5	11.4	13.4	38.7
				2000	25.3	19.7	28.1	30.1	22.0

資料：農業センサス（1990年，1995年，2000年）畜産部門集計結果.

も低下し，60歳以上割合が急速に高まっている。1995−2000年に実戸数が増えた単一経営では，専従者65歳以上割合が全国17→26％，南九州19→31％と高まり，増加の内実は高齢の担い手であることがわかる。類型別では子取り経営でこの傾向が顕著で，専従者60歳以上割合は10年間に全国で22→49％と急増している。以上から肉用牛経営の構造変化の特徴として，男子高齢専従者を有し頭数拡大を進める，言わば高齢中堅層への飼養集中傾向を指摘できる。高齢専従者の純増は，経営主の加齢の場合もあろうが，複合経営からの展開や「（定年）帰農」による規模拡大もあるとみられ，これを新たに経営展開を図る農家群として積極的に位置づけてよいだろう。肥育素牛供給という肉用牛生産の大元で，こうした担い手確保が継続できれば国内生産の増大につながると考えられる。

（2） 土地利用

第６表から土地利用についてみる。畜産農家と飼養頭数の減少もあり，経営耕地総面積は減少している。１戸当たり・家畜当たり面積は，酪農では北海道で頭数規模と耕地面積の拡大が並進し１頭当たり約60ａが確保されている。都府県では東北で１戸当たり面積が6.4haへと大きく増えているが，全体では10年間で１頭あたり経営耕地面積は12.4→12.0ａと推移し，この限りでは土地利用との結合という課題の改善はみられない。

肉用牛部門は子取り用めす牛飼養経営（繁殖専門と一貫の合計）を示した。１頭当たり耕地面積は全体では減少しているが，１頭当たり飼料専用畑面積は10年間に全国で10.6→16.0ａと増えている。これは畜産的利用割合が低い零細層が減少する一方で，中堅層では畑地を中心に本格的な飼料生産を伴う増頭があることを示すとみられる。

第６表　畜産経営の土地利用と耕地の借入（酪農および肉用牛繁殖経営）

区分			経営耕地面積					耕地の借入				
			経営耕地総面積合計（千ha）	うち飼料専用畑（千ha）	１戸当たり面積（ha）	１頭当たり 経営耕地合計（a）	１頭当たり うち飼料専用畑（a）	借入面積合計（千ha）	借入農家割合（%）	経営耕地面積中の借地割合（%）	うち水田割合（%）	借入農家１戸当たり借地面積（ha）
酪農	北海道	1990	434	392	32.2	65.5	59.1	38.8	41.1	8.9	1.9	7.0
		2000	417	393	44.5	63.4	59.7	68.5	61.9	16.4	1.7	11.8
	都府県	1990	121	65	2.7	12.4	6.7	30.7	49.9	25.5	32.1	1.4
		2000	89	58	3.9	12.0	7.8	34.6	63.9	38.8	24.4	2.4
	主要地域 東北	1990	44	27	3.9	25.8	15.8	8.9	41.4	20.1	18.7	1.9
		2000	35	26	6.4	26.0	19.1	12.7	62.4	36.4	13.7	3.8
	主要地域 北関東	1990	16	9	3.0	10.3	6.1	4.1	53.7	25.9	23.7	1.4
		2000	13	9	3.9	10.2	6.8	5.0	66.5	38.6	19.9	2.3
	主要地域 北九州	1990	12	6	2.7	10.7	5.3	3.6	63.9	28.6	40.0	1.2
		2000	9	5	3.6	9.8	5.4	3.8	74.8	40.9	37.5	2.0
肉用牛子取りめす牛飼養	全国	1990	319	65	1.8	52.2	10.6	37.6	32.6	11.8	48.8	0.7
		2000	231	87	2.6	42.5	16.0	50.9	45.0	22.0	36.9	1.3
	都府県･子取り用牛20頭以上	1990	7	4	4.1	12.0	6.7	1.9	52.9	27.4	29.3	2.1
		2000	19	10	4.5	12.4	7.0	7.6	74.1	40.9	29.3	2.5
	主要地域 東北	1990	111	13	2.0	69.5	8.2	8.3	22.9	7.5	63.6	0.7
		2000	68	15	2.5	58.6	13.0	11.5	33.7	17.0	55.1	1.2
	主要地域 北九州	1990	45	6	1.6	45.1	6.0	6.7	41.4	14.9	61.2	0.6
		2000	24	6	1.8	29.8	7.2	6.3	53.8	25.9	55.9	0.9
	主要地域 南九州	1990	62	15	1.3	33.3	7.8	9.1	36.1	14.7	38.3	0.5
		2000	44	17	1.6	23.9	9.2	11.3	49.5	25.4	31.9	0.8

資料：農業センサス（1990年，2000年）畜産部門集計結果.

注．飼料専用畑は調査前１年間飼料のみ作った畑と牧草専用地の合計．借入耕地は樹園地を除く．１頭当たり面積の分母は，乳牛は〔２歳以上頭数＋２歳未満頭数×1／2〕，肉用牛は子とり用めす牛.

耕地の借入は，酪農では北海道を中心に借入面積が増加した。借入耕地中の水田の割合は都府県全体で24％と低く，畑の流動化への依存が大きい。子取り用めす牛飼養経営では，借入総面積，借入農家割合，借地面積割合とも大きく増えている。借地面積割合は北九州と南九州で約25％と高く，また都府県の20頭以上層では41％に達し，中堅層の経営展開にとって畑の借地による飼料生産の寄与が大きいことがわかる。

酪農と肉用牛経営の不作付け地（水田＋畑）に関して，データが得られる単一経営についてみたところ，不作付け地面積は10年間で大きく増加し，酪農単一では都府県計で874→1,661ha，対象経営の耕地面積割合で1.1→2.5％，肉用牛単一でも都府県計で面積２倍，同割合2.5→4.8％と増加している。これは単一経営に限らず全体の傾向であろう。飼料生産の広い適応性を考えれば，こうした農地余り現象の広がりは大きな問題である。

４．地域類型別の動向

地域類型（立地条件）別集計の検討結果について触れる。飼養農家の減少は乳牛・肉用牛とも平地農業地域で最小，山間農業地域で最大である。飼養総頭数は，乳牛は都市的地域で減少率が高い。肉用牛については，子取り用めす牛は山間部ほど減少率が大きく，また肥育牛は平地農業地域へ集中しつつある。経営組織別では，肉用牛単一経営は95年以降に平地農業地域と中間農業地域で増加，山間農業地域では減少している。飼料専用畑は

都市的地域と山間農業地域で減少率が高い。１頭当たり耕地面積は中間農業地域と山間農業地域で増加し，他との差が拡大している。中山間地域の畜産は相対的に土地基盤に立脚しているとみられるが，その展開自体は停滞ないし縮小傾向にあると言える。

５．おわりに

畜産経営の大規模化・専業化は継続している。特に酪農では副次的畜産や複合経営の存立する余地は非常に小さくなり，複合経営割合の高かった地域でも専業化が進み地域差が縮小している。事業体経営の比重の増大と一層の大規模化も続いている。農家経営も含めた大規模層自体の分化という1995年段階の動きが継続し，特大規模経営がシェアを伸ばしている。しかし，全体として生産総量や土地利用の拡大に結びついていない。

労働力の保有状況からは，高齢化→後継者難→飼養中止という流れがみられる。畜産の経営体が少数に絞られた中で，生産を維持・拡大するには経営の継続性の確保が重要であり，戸数減少の歯止めという意味でも施設化が進む各部門で取り組むべき課題である。土地利用と飼料生産では規模拡大に相応した部分を越える大きな改善はみられず，政策目標との距離は依然大きい。むしろ畜産内部でも不作付け地が増大し，飼料基盤の不足と農地過剰のミスマッチが増している。また，中山間地域での畜産は衰退傾向という厳しい実態も示された。各地の先進的取り組みは，統計レベルを動かすまでには至っていない。

現在，畜産部門では食の安全性が問われる問題が多発し，信用は低下し生産者は重大な影響を受けている。上にみたように，肉用牛経営では新たな展開の可能性もあるだけに懸念も大きい。酪農では大規模専業体制を前提とした，また肉用牛では高齢中堅層の増大に応じた，土地余りと自給飼料不足の同時解消の必要性を改めて強調せねばならない。

農業・農村構造の現状と動向（その2）

――2000年農業センサス分析――

広がる環境保全型農業

藤栄　剛

１．はじめに

農薬・肥料の多投等による，農業の環境に対する負荷の軽減策の一つとして，環境保全型農業が注目を集めている。近年，環境保全型農業は急速な広がりをみせており，その内容は農薬・化学肥料使用量の削減，土壌への有機物質の還元など多様な形態を有している。こうした環境保全型農業がどのような農家によって行われているかを明らかにすることは重要である。

これまで，わが国における環境保全型農業に関する代表的な調査としては，農林水産省が実施してきた『平成３年度有機農産物等生産流通・消費調査結果』（1992年７月）や『農業生産環境調査報告書』などがあり，有機農業を実施する農家戸数や取組作目などに関する情報が把握されてきた。しかし，これら調査は全数調査でないこと，また，各資料の定義ならび調査方法に違いがあるため，統一的な把握が困難であった。こうしたことから，これまでケーススタディーや特定地域を対象とした研究は存在するものの，全国レベルで環境保全型農業に取り組む農家の特徴を整理した研究は，わが国において十分に蓄積されてきたとは言えない。

そこで，本稿では，2000年センサスから新設された「環境保全型農業への取組」を用いて，環境保全型農業実施農家（以下，環保農家）の経営的な特徴を整理するとともに，環境保全型農業の取組形態別の分析も併せて行う。

２．環境保全型農業の定義と現況

本論に入る前に，まずセンサスならびに本稿での環境保全型農業の定義にふれておく。センサスの定義では，環境保全型農業とは「地域の慣行（地域で従来から行われている方法）に比べて化学肥料や農薬の使用量を減らすことや，堆肥による土作りをして環境への負担を軽減した農産物の栽培（販売目的）を行っている」農業をさす。なお，この定義は，有機農産物の生産方式を示した，「有機農産物及び特別農産物に係わるガイドライン」に従った生産方式と一致しない点に注意を要する。ここで取り扱う「環境保全型農業」は，

「有機農業」よりも緩やかな条件を満たす生産方式である。第１表に環保農家ならびに各取組形態の定義を示している。本稿では，「無農薬農家」等五つの取組形態について検討する。一方，環境保全型農業を実施していない農家を，従来の農法で農業を営む農家という意味から，ここでは「慣行農家」と呼ぶ。

以上の定義にしたがって，環境保全型農業の取組の現状を示したのが，第２表である。各地域ブロックともにおおよそ20％前後の販売農家が環境保全型農業に取り組んでいる。取組対象主位別の農家構成比率をみると，東北，北陸といった稲作単一経営が太宗を占める地域や西日本で「稲」が，北海道，北・南関東，四国，北・南九州などで「野菜」が高くなっている。次に，取組形態別にみると，無農薬・無化学肥料農家率は販売農家全体の１％前後で，その取組は限定的なものにとどまっている。他方，減農薬・減化学肥料農家率は約12～21％にまで及んでおり，一定の広がりを示している。堆肥還元農家率は北海

第１表　環境保全型農業実施農家ならびに各取組形態農家の定義

農家分類		定　義
環境保全型農業実施農家（環保農家）		地域の慣行（地域で従来から行われている方法）に比べて化学肥料や農薬の使用量を減らすことや，堆肥による土作りをして環境への負担を軽減した農産物の栽培（販売目的）を行っている販売農家
	無農薬農家	農薬を「使用しない」販売農家
	減農薬農家	農薬を「使用しない」もしくはその投入回数が「慣行の半分以下」の販売農家
	無化学肥料農家	化学肥料の窒素成分を「使用しない」販売農家
	減化学肥料農家	化学肥料の窒素成分を「使用しない」もしくはその投入回数が「慣行の半分以下」の販売農家
	堆肥還元農家	「堆肥による土づくり」を実施している販売農家

第２表　環保農家の概況

（単位：戸，％）

区　分	環保農家数	環保農家率	取組対象主位作物別農家構成比率				取組形態別農家率				
			稲	野菜	果樹	その他	無農薬	減農薬	無化肥	減化肥	堆肥還元
全　国	501,556	21.5	53.8	23.9	11.9	10.3	1.1	15.6	1.4	14.8	15.8
北海道	20,760	33.2	30.9	30.4	2.3	36.4	1.7	16.0	1.4	13.1	27.2
東　北	91,135	21.4	69.4	14.3	11.2	5.1	0.7	14.9	1.0	13.9	16.4
北　陸	32,532	16.7	86.1	8.1	3.5	2.3	0.7	12.3	0.9	11.9	10.5
北関東	37,559	17.4	47.3	37.4	7.1	8.3	0.8	13.0	1.0	12.5	13.1
南関東	37,824	22.6	26.8	52.9	10.7	9.6	1.3	17.0	1.5	16.3	17.9
東　山	30,859	26.4	31.3	23.0	40.0	5.7	0.9	15.4	1.4	16.2	21.7
東　海	44,244	19.6	43.7	23.4	11.1	21.9	1.3	14.2	1.4	13.6	12.5
近　畿	42,325	20.4	66.2	18.4	10.6	4.8	1.3	16.5	1.8	16.0	13.5
山　陰	13,941	21.4	67.2	16.7	11.0	5.1	1.4	16.4	1.6	15.5	15.3
山　陽	30,808	20.0	72.1	14.4	9.8	3.7	1.2	15.2	1.3	14.3	13.5
四　国	29,887	22.1	48.9	28.4	16.1	6.7	2.0	17.4	1.8	15.7	14.2
北九州	56,915	24.0	51.7	26.2	13.2	8.9	1.3	18.1	1.6	17.2	18.2
南九州	29,372	27.3	40.0	25.6	7.1	27.2	1.5	20.9	2.0	20.0	23.6
沖　縄	3,395	16.9	2.8	30.7	14.3	52.3	3.3	13.2	3.1	13.1	12.5

資料：農業センサス（2000年）.

道と南九州で高くなっている。これは，畜産部門で排出される糞尿との結びつきが数値に反映された結果と考えられる。

３．主要指標からみた環保農家の特徴

（１） 環保農家の労働力――労働多投的で上質の労働力を保有

第１図は，慣行農家と環保農家の農業投下労働規模別分布を示している。図には，取組形態として無農薬ならびに無化学肥料農家（以下，無化肥農家）も併せて示している。全体を見渡すと，慣行農家の投下労働規模の分布は環保農家のそれよりも，より小規模層に偏っていることを見て取れる。環保農家は慣行農家よりも，より労働多投的な経営を行っていることがわかる。

次に，農業労働力の保有状態についてみてみる。第３表上段は，農業労働力保有状態別に環保農家と慣行農家を比較している。専従者を有する販売農家のうち，環境保全型農業を実施している農家は約31％にのぼる。逆に，専従者を有さない販売農家での環保農家の割合は約14％となっている。専従者を有する販売農家において，環保農家がより多く存在している。特に，男子専従者を２人以上有する販売農家では，半数に近い農家（約45％）が環境保全型農業を実施していることは注目に値する。以上のことから，環保農家は慣行農家に比して，相対的に労働多投的で，上質の労働力を有している。

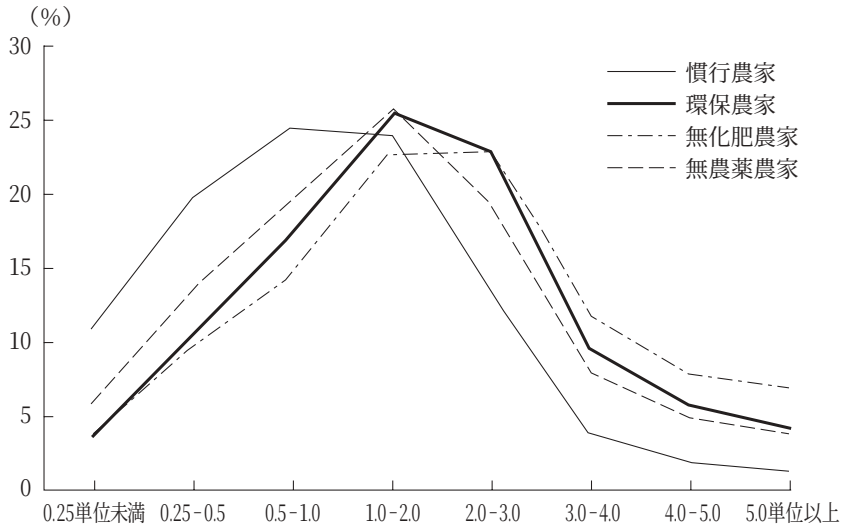

第１図　農業投下労働規模別にみた取組形態農家別分布（全国）

資料：農業センサス（2000年）.
注．１単位は225日の労働をさす.

第３表　農業労働力保有状態別・経営組織別・農業地域類型別の農家割合（全国）

（単位：%）

区　分	計	慣行農家率	環保農家率	取組形態別農家率				
				無農薬	減農薬	無化肥	減化肥	堆肥還元
全　体	100.0	78.5	21.5	1.1	13.9	1.4	14.8	15.8
専従者あり	100.0	69.4	30.6	1.5	14.0	2.1	20.4	24.7
男子専従者２人以上	100.0	55.1	44.9	2.0	15.7	3.8	27.3	39.4
専従者なし	100.0	85.7	14.3	0.9	3.9	0.8	10.4	8.7
単一経営	100.0	80.1	19.9	1.1	14.6	1.3	13.9	13.7
稲　作	100.0	83.8	16.2	0.9	13.0	0.8	11.8	9.6
露地野菜	100.0	65.4	34.6	1.7	24.0	1.7	22.8	29.4
施設野菜	100.0	54.5	45.5	1.3	33.3	4.6	32.6	40.1
果樹類	100.0	73.7	26.3	1.1	14.5	2.6	17.0	20.1
花き･花木	100.0	75.9	24.1	1.2	15.0	1.9	14.8	20.0
酪　農	100.0	71.6	28.4	4.0	16.3	3.2	16.6	27.5
肉用牛	100.0	76.2	23.8	2.3	16.6	2.1	16.6	22.8
複合経営	100.0	66.7	33.3	1.6	23.7	2.0	22.4	27.8
都市的地域	100.0	77.6	22.4	1.3	16.9	1.4	15.9	15.7
平地農業地域	100.0	78.7	21.3	0.9	15.0	1.3	14.3	15.5
中間農業地域	100.0	78.5	21.5	1.2	15.6	1.4	15.0	16.2
山間農業地域	100.0	79.5	20.5	1.5	15.3	1.5	14.5	15.4

資料：農業センサス（2000年）.

注．麦類作，雑穀・いも類・豆類，工芸農作物，その他の作物，養鶏，養豚，その他の畜産，養蚕，販売なしについては省略.

（２）　環保農家の経営耕地面積・経営組織――大規模経営と野菜作農家に多い

労働多投的で，労働保有状態の良好な農家には，経営に積極的な農家が多数含まれるものと推察される。こうしたことから，環保農家は，規模拡大にも積極的である可能性がある。では，慣行農家と環保農家の経営耕地面積の分布を比較した第２図をみてみよう。環保農家は，1.0−1.5haを境として当該層以上では，慣行農家よりも厚く分布している。この点は，無農薬・無化肥農家についても同様である。つまり，環保農家は慣行農家よりも相対的に経営耕地面積が大きく，大規模経営に多く存在する(1)。

次に，経営組織別の整理を第３表中段に示す。表から，いくつかの特徴を読み取ることができる。一点目の特徴として，単一経営と比較して，複合経営に環保農家がより多く存在する点である。これは，単一経営に占める環保農家が約20％であるのに対して，複合経営では，約33％に達していることからわかる。二点目の特徴として，露地・施設野菜や酪農に環保農家が多く存在する点をあげることができる。単一経営の作目ごとの内訳をみると，露地野菜では約35％，施設野菜では約46％もの販売農家が環境保全型農業を実施している。取組形態別では，減農薬・減化肥，堆肥還元でおおよそ24％から40％にも及んでいる。減農薬・減化学肥料の取組や有機性肥料を用いた栽培は，野菜作農家の間に広く浸透している。

一方，酪農の堆肥還元農家率は，約28％と高い値を示している。これは，家畜から排出された糞尿等の耕地や草地等に対する還元の取組を示すものと推察される。また，無農薬・無化肥農家率は，施設野菜の無化肥農家率を除けば，おしなべて１～３％を示している。

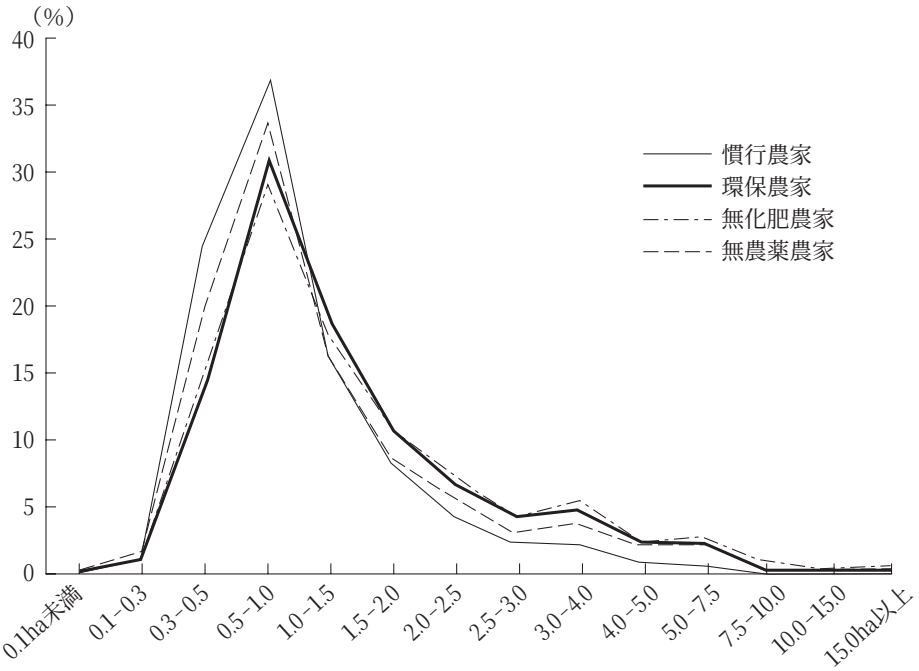

第２図　経営耕地規模別にみた取組形態農家別分布（都府県）

資料：農業センサス（2000年）.

このように，減農薬・減化学肥料の取組は，野菜作農家を中心として広範に展開されつつある一方，無農薬・無化学肥料の取組は全ての経営組織において，ごく僅かにとどまっている。また，野菜栽培や酪農と堆肥還元の取組との結びつきは比較的強く，環保農家は複合経営により高い割合で存在している。

（３）　環保農家の立地――農業地域類型間に取組の違いはない

環境保全型農業に対する取組の差異は，農家を取り巻く自然条件，例えば，気候，耕作条件や所有農地の大きさなどによって規定されることも多い。それゆえ，取組の差異は，農家の立地（農業地域類型）に反映される可能性もあろう。そこで，第３表下段に農業地域類型別の環境保全型農業の取組状況を整理した。全ての地域で環保農家率は約21～22％であり，農業地域類型間に取組の差異はみられない。取組形態別でも，無農薬・無化学肥料では約１～２％程度，減農薬・減化学肥料ならびに堆肥還元では約15～17％程度と，僅少な差異はあるものの，際立った特徴を見いだすことはできない。つまり，全国データを用いた場合，農業地域類型において，環境保全型農業に対する取組に大きな違いはみられない(2)。

４．小括

本稿では，2000年センサスで新設された「環境保全型農業への取組」を用いて，慣行農家との対比ならびに取組形態別農家率を中心に，環保農家の特徴を分析した。その結果として明らかになった点は，次の通りである。

一点目として，無農薬・無化学肥料に対する取組は極めて限定的な範囲にとどまるものの，減農薬・減化学肥料や堆肥還元に対する取組は，一定程度の展開を確認できることである。二点目として，環境保全型農業に取り組む農家は，労働多投的で，上質の労働力を保有する傾向にあることである。三点目として，露地・施設野菜といった野菜作農家や複合経営において，環境保全型農業に対する取組が顕著であることである。さらに四点目として，わが国全体でみた場合，農業地域類型間で環境保全型農業に対する取組に差異はみられないことである。

今回の分析から，今後注目する必要があると考えられるのは，野菜作農家における環境保全型農業の展開状況である。その地域性，栽培作物間での取組の差異やそうした取組を可能とする栽培技術の普及要因について明らかにすることは，今後の政策立案に対して重要な知見を提供するものと考えられる。

一方，今回の分析で用いた環保農家の定義における，「慣行」は当然，各地域ブロックで異なると考えられる。ゆえに，今回の定義を用いて，厳密に地域ブロック間の比較を行うことはできないという限界がある。この制約を考慮した上で，分析結果は議論されねばならない。

注(1) ただし，第２図での比較は，慣行・環保農家それぞれの主作目の構成比率を考慮に入れていない。本来ならば，米，野菜といった作目に分類した後に，比較することが必要である。その意味から，厳密な比較にはなり得ない点，注意を要する。

(2) 一方，既存研究において，ケーススタディーとして取り上げられる地域の多くは中山間地域に属する。にもかかわらず，第３表で中山間地域と他の農業地域類型の環保農家率に違いがみられないのは，中山間地域において環境保全型農業に熱心に取り組んでいる地域とそうでない地域の取組の濃淡が大きく，これらの取組の格差が相殺された結果，と解釈することも可能である。

農業・農村構造の現状と動向（その2）

――2000年農業センサス分析――

農業サービス事業体の動向と地域における役割

中田　哲也

１．はじめに

近年，わが国の農業は，農業労働力の高齢化が一層進行し，特に土地利用型部門を中心に担い手がぜい弱化する中，不作付け地や耕作放棄地が大幅に増加している一方で，大規模農家等への農地集積が進むと同時に農作業の受委託が大きく進展している。多くの地域で農業生産は個別の事業体では完結し得なくなっており，事業体間での相対による受委託のほか，多様な主体による農作業サービスが広く行われている。

本稿においては，今次センサスで明らかとなった農業サービス事業体の動向について水稲作サービス事業体を中心に概観するとともに，これら事業体のシェアと地域の担い手や土地利用との関連について分析を行うことを通じ，これら事業体が地域の農地資源の維持・管理の面で一定の役割を果たしている可能性について検討することを試みる。

２．農業サービス事業体の全体的な動向

2000年２月１日現在の農業サービス事業体数は19,053事業体（今回，新たに調査対象に加わった航空防除のみを行う事業体を除く）となっており，前々回および前回の調査に比べ，全体として減少傾向で推移している（第１表)。これを地域別にみると，北九州，南九州など西日本で増加している地域が多い。

組織形態別にみると，全体の６割強を占めている「任意組合等」が僅かながら減少，「農協等」が11％減少しているのに対し，会社形態の事業体が実数としては小さいものの24％と大きく増加している。さらに，地方公共団体や農協等が出資している事業体が山陰や南九州を中心に増加しているなど，総じて運営主体が多様化する状況がみられる。

また，受託料金収入規模別の事業体数（農協等を除く）をみると，100万円未満の小規模な事業体は前回調査に比べ18％減少しているのに対し，1,000−3,000万円規模の事業体は23％，3,000万円以上の事業体は44％増加しており，規模拡大が進展している状況がうかがえる。なお，受託料金収入が1,000万円以上ある事業体数は，販売農家が665戸，農家以外の農業事業体が229事業体となっているのに対し，サービス事業体は1,807事業体

第１表　地域別にみた農業サービス事業体数の推移

（単位：事業体，%）

区分		事業体数 1990	1995	2000年	構成比（2000年）	増減率 90−95年	95−2000年
全国		21,814	19,839	19,706(19,053)	100.0	▲ 9.1	▲ 4.0
地域別	北海道	865	866	956 (903)	4.9	0.1	4.3
	都府県	20,949	18,973	18,750(18,150)	95.1	▲ 9.4	▲ 4.3
	東北	5,587	4,806	4,349 (4,149)	22.1	▲ 14.0	▲ 13.7
	北陸	2,025	1,991	1,907 (1,887)	9.7	▲ 1.7	▲ 5.2
	北関東	1,463	1,063	1,057 (989)	5.4	▲ 27.3	▲ 7.0
	南関東	804	770	761 (658)	3.9	▲ 4.2	▲ 14.5
	東山	1,868	1,360	1,158 (1,158)	5.9	▲ 27.2	▲ 14.9
	東海	1,923	1,778	1,655 (1,620)	8.4	▲ 7.5	▲ 8.9
	近畿	1,381	1,488	1,505 (1,479)	7.6	7.7	▲ 0.6
	山陰	909	790	822 (812)	4.2	▲ 13.1	2.8
	山陽	1,117	1,070	1,057 (1,037)	5.4	▲ 4.2	▲ 3.1
	四国	841	802	857 (840)	4.3	▲ 4.6	4.7
	北九州	1,836	2,029	2,425 (2,356)	12.3	10.5	16.1
	南九州	889	943	1,107 (1,082)	5.6	6.1	14.7
	沖縄	306	83	90 (90)	0.5	▲ 72.9	8.4
組織形態別	法人のうち会社	…	240	325 (298)	1.6	…	24.2
	法人のうち農協等	…	7,444	6,777 (6,617)	34.4	…	▲ 11.1
	任意組合等の非法人	…	11,650	12,079(11,632)	61.0	…	▲ 0.2
受託料金収入規模別	100万円未満	…	4,667	3,848 (3,821)	30.7	…	▲ 18.1
	100−1,000	…	6,514	7,274 (7,067)	56.8	…	11.7
	1,000−3,000	…	953	1,337 (1,171)	9.4	…	22.9
	3,000万円以上	…	261	470 (377)	3.0	…	44.4

資料：農業センサス（1990年，1995年，2000年）.
注(1)（ ）内は，2000年から新たに調査対象とされた航空防除（は種を含む）のみを行う事業体を除いた数値で，95−00年の増減率の計算にはこれを用いた.
(2) 受託料金収入規模別は，農協等が運営する事業体を除いた数値である.

（農協等が運営主体のものを含めると5,810事業体）となっている。

事業部門別には水稲が13,471事業体と全体の約３分の２を占めているが，95年からの推移をみると，水稲，麦類，大豆は増加しているものの野菜類，果樹類，畜産部門については減少している。一方，サービス作業量をみると，水稲が15％増加しているほか，大豆および飼料作物は，米の生産調整面積拡大の影響でそれぞれ約５倍，約２倍の水準へと大きく増加している。また，事業体数が減少した部門の多くでもサービス作業量は増加している（野菜作18％，乳用牛30％等）。これら作業量が増加している背景・要因は部門毎に異なると考えられるが，農業サービス事業体による農作業受託が総じて進展している状況がみられる。

３．水稲作における農作業受委託と水稲作サービス事業体

第１図は，農地（田）の流動化全体の状況について，1995年から2000年にかけての地域別の動向を図示したものである。

全国平均の借入面積率は13％から18％へと５ポイント上昇している。地域別にみると，北陸，近畿では，もともと借入耕地率が高かったのがさらに大きく上昇しており，貸借が農地流動化の主流となっていることがうかがえる。

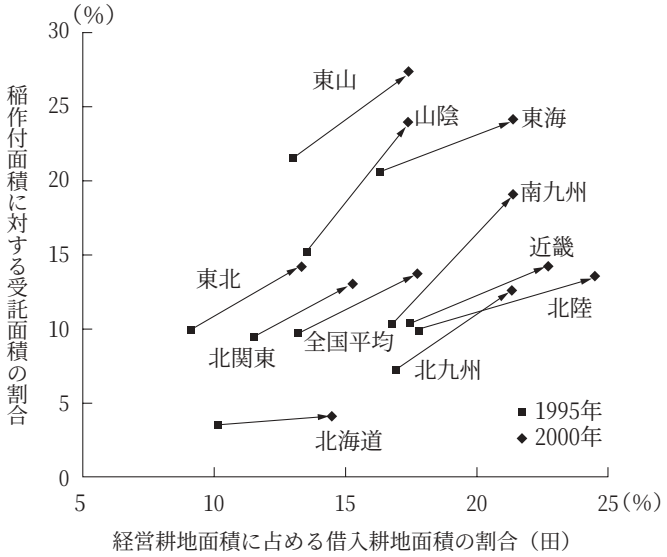

第１図　借入面積率と受託面積率の推移

資料：農業センサス（1995年，2000年）.
注．受託面積は，水稲作作業の実作業面積（全作業受託面積と基幹的な部分作業（耕起・代かき，田植，稲刈り・脱穀）受託面積の平均を合計した面積）である.

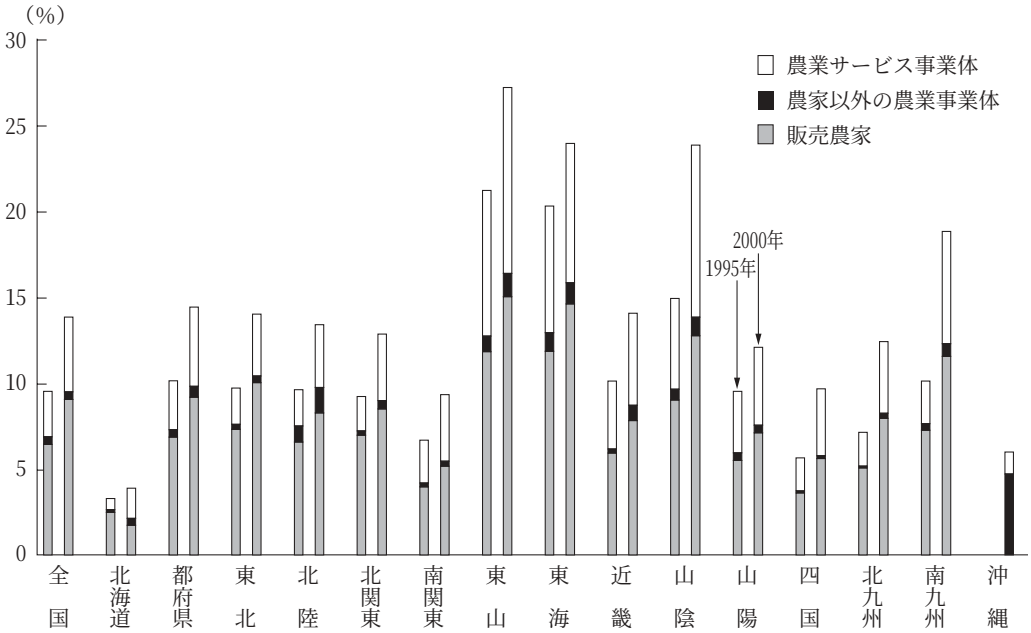

第２図　水稲作の実作業受託面積シェアの推移

資料：農業センサス（1995年，2000年）.
注(1) 実作業受託面積とは，全作業受託面積と基幹的な部分作業（耕起・代かき，田植，稲刈り・脱穀）受託面積の平均を合計した面積である.
(2) シェアは，販売農家および農家以外の農業事業体の「稲を作った田」に対する割合である.

一方，全国平均の受託面積率も，10％から14％へと4ポイント上昇した。地域別にみると，もともと受託面積率が高かった東山ではさらに大きく上昇しているほか，山陰，南九州でも大きく上昇していることが注目される。これら地域においては借入耕地率も上昇しているものの，その度合い（ポイント差）は全国平均を下回っており，農業労働力の高齢化が全国平均以上に進行し農地の受け手がぜい弱化する中で，実質的な流動化が作業受委託によって進みつつあることを示している。

受託面積率の動向を受託主体別にみたものが第２図である。これによると，受託面積率の高い東山，東海，山陰，南九州においては，いずれの主体も受託面積率を伸ばしているが，特に山陰においてサービス事業体のシェアの伸びが著しいものとなっている（５％→10％）。これら地域では地方公共団体や農協の出資を受けたサービス事業体が大きく増加している状況もみられ，農家等が作業受託の受け皿としてもぜい弱化しつつある中，それを補うかたちでサービス事業体が地域の実質的な農地流動化を主導していると言えよう。

４．農地資源管理と農業サービス事業体

（１） 水稲作サービス事業体のシェアと地域の状況

地域における担い手の状況，農地の整備状況または農地流動化の状況，農地資源の維持・管理状況を示す指標を取り上げ，都道府県毎のデータにより，これら指標と水稲作サービス事業体の実作業受託面積シェアとの相関分析を実施した。

分析結果は第２表（左欄）に示すとおりであるが，以下のように興味ある結果が得られた。

まず，稲作単一経営における基幹的農業従事者に占める65歳未満の者の割合（65歳未満者割合）と有意な負の相関がみられることである。農業労働力が高齢化している地域において相対的にサービス事業体が大きなシェアを有しているのである。

一方，主業農家割合や販売金額１千万円以上の農家割合等とは相関がみられず，これは，大規模農家や比較的労働力が確保されている農家層においても作業委託が進んでいること，そもそもこれら農家だけでは地域内の全ての作業を受けきれなくなっている状況を反映しているものとみられる。同様に，水田整備率および借入耕地率とも有意な相関関係はみられず，ほ場条件を問わず広範な地域でサービス事業体による作業受託が行われていること，農地貸借と作業受委託が各地域で併進していることが推察される。

これらに対し，全体の受託面積率および農家以外の農業事業体に係る受託面積率とは正の相関が認められ，両事業体が分担しながら地域の水稲作作業を受託していることがうかがわれる。

さらに，不作付け地率および耕作放棄地率の水準とは相関がみられないが，動態的な指標である不作付け地率の推移（ポイント差）とは正の相関がみられ，不作付け地が近年大きく増加している地域において，サービス事業体が相対的に大きなシェアを有している。

以上の分析結果から，水稲サービス事業体は水田のほ場条件や借地の進展状況，あるい

第２表　水稲作サービス事業体の実作業受託面積シェア等と地域の特徴
（都道府県別データを用いた相関分析結果）

n＝46

	水稲作サービス事業体の作業面積シェア	[t検定]	基幹的農業従事者に占める65歳未満の者の割合	[t検定]
水稲作サービス事業体の実作業受託面積シェア	1.0000	—	-0.3657	[＊]
[地域における担い手の状況に係る指標]				
基幹的農業従事者に占める65歳未満の者の割合（65歳未満者割合）	-0.3657	[＊]	1.0000	-
販売農家に占める主業農家の割合	-0.2624	[　]	0.7866	[**]
販売農家に占める労働単位２単位以上農家の割合	-0.2250	[　]	0.6555	[**]
販売農家に占める農産物販売金額１千万円以上農家の割合	-0.1587	[　]	0.6325	[**]
農家以外の農業事業体の経営耕地面積（田）シェア	0.1132	[　]	-0.0457	[　]
[地域における農地の条件または流動化に係る指標]				
30ａ程度以上に区画整理された水田の割合（水田整備率）	0.2362	[　]	0.3416	[＊]
経営耕地面積（田）に占める借入耕地の割合（借入耕地率）	0.0755	[　]	-0.2103	[　]
水稲作付面積に占める実作業受託面積の割合（受託面積率）	0.8972	[**]	-0.3194	[＊]
農家以外の農業事業体の受託面積率	0.5564	[**]	-0.1627	[　]
[地域における農地資源の維持･管理状況に係る指標]				
経営耕地面積(田)に占める不作付け地の割合(不作付け地率)	0.2358	[　]	-0.4996	[**]
経営耕地面積等(田)に対する耕作放棄地率の割合(耕作放棄地率)	-0.2190	[　]	-0.2813	[　]
不作付け地率の推移（1995-2000年，ポイント差）	0.4301	[**]	-0.2171	[　]
耕作放棄地率の推移（1995-2000年，ポイント差）	-0.3015	[＊]	-0.1570	[　]

資料：農業センサス（1995年，2000年），農林水産省農村振興局資料.
注(1) 検定欄の ** は有意水準１％で，＊は有意水準５％で帰無仮説は棄却される.
(2) 基幹的農業従事者および農家に係る指標は，稲作単一経営のものである.
(3) 実作業受託面積は，全作業受託面積と基幹的な部分サービス作業（耕起・代かき，田植，稲刈り・脱穀）受託面積の平均を合計した面積であり，シェア（割合）は販売農家および農家以外の農業事業体の「稲を作った田」の面積に対するものである.
(4) 不作付け地率は田の経営耕地面積に占める不作付け地面積の割合，耕作放棄地率は，田の経営耕地面積と耕作放棄地面積の合計に対する耕作放棄地面積の割合である（いずれも販売農家の数値）.
(5) 販売農家の受託面積が調査されていない沖縄県は集計から除外してある.

は地域において大規模農家がある程度存在しているか否かに関わらず，稲作の労働力が高齢化し近年不作付け地が急増している地域において，水稲作サービス事業体が活発に活動していることが示唆されるのである。

（２） 水稲作サービス事業体と耕作放棄地の動向

前掲第２表（右欄）により65歳未満者割合と不作付け地および耕作放棄地の状況との相関をみると，65歳未満者割合と不作付け地率とは負の相関が認められ，農業労働力が比較的確保されている地域においては相対的に農地が有効活用される傾向にある一方，耕作放棄地率との間には有意な相関関係はみられない。このことは，農地が地域資源として維持・管理されるかどうかという状況にまで立ち到った場合には，農業労働力の状況だけで説明することはできないことを示している。

すなわち，同じように高齢化が進行している地域であっても，相対的に農地が資源として維持されている地域と耕作放棄地が多い地域があり，その両地域を分ける要因として，農業労働力の高齢化以外の要因があるものと推測される。

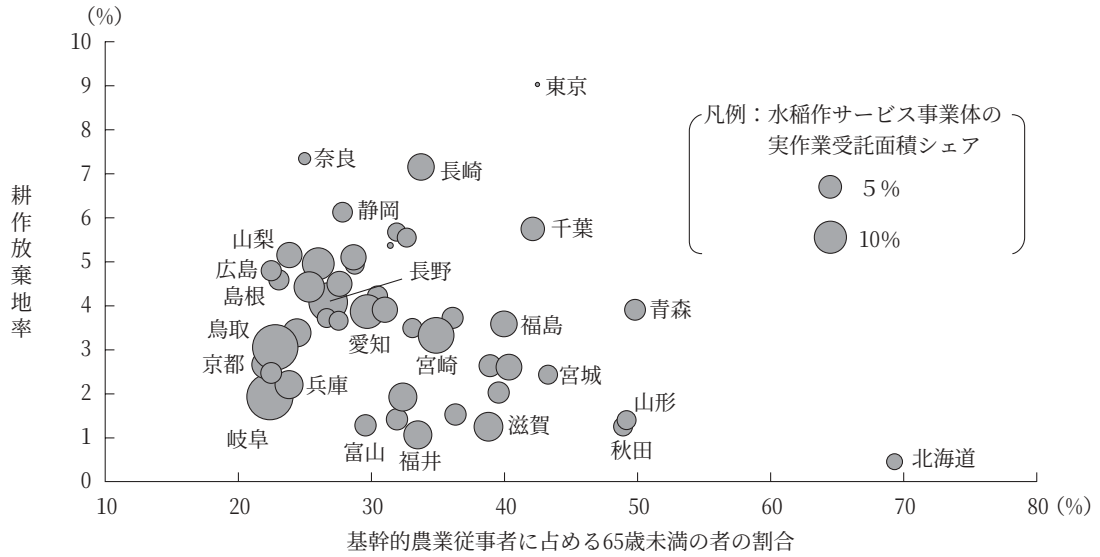

第３図　耕作放棄地率と担い手，サービス事業体

資料：農業センサス（2000年）.
注．円の面積は水稲作サービス事業体の実作業受託面積シェアを表している．

そこで，横軸に65歳未満者割合を，縦軸に耕作放棄地率をとり，各都道府県のデータをプロットしたものが第３図である。ここで各座標の円の大きさは，水稲作サービス事業体の実作業受託面積シェアを示している。

二つの座標軸からだけみると，前述したように65歳未満者割合と耕作放棄地率の間に相関関係は認められない。担い手の高齢化が進んでいる地域（65歳未満者割合が25％以下の10県）に着目しても，耕作放棄地率は，最も低い岐阜の２％から最も高い奈良の７％まで４倍近い差がある。

しかし，座標の円の大きさをみると，水稲作サービス事業体の実作業面積シェアの大きな都道府県においては相対的に耕作放棄地率が低い傾向がみてとれる。先にみた高齢化が進んでいる10県についてみても，耕作放棄地率が平均値以上の４県（奈良，山梨，広島，岡山）平均ではサービス事業体の実作業受託面積シェアは3％にとどまっているのに対し，平均値未満の６県（岐阜，兵庫，香川，京都，鳥取，群馬）では平均9％となっており，両者には３倍の格差がある。

農業労働力の高齢化に伴い水田が耕作放棄される可能性が高い地域であっても，サービス事業体が水稲作の基幹的作業を請け負うことにより，結果として地域の農地資源が相対的に維持・管理されている傾向にあると言える。

５．おわりに

以上述べてきたように，2000年センサス結果から，農業サービス事業体の運営主体の多様化，サービス作業量の増大等が明らかとなったほか，水稲作サービス事業体が，ぜい弱化した担い手を補うかたちで地域の農地資源の維持・管理（耕作放棄地の増大抑制）の面で一定の役割を果たしている可能性が高いことが示された。

また，農作業の受委託は，出し手側からみると農業生産行程の一部の「外部化」であり，多様な形態のサービス事業体は，農業事業体の農業経営に係る様々な活動（経営管理やマーケティングを含む）の受け皿として一層重要な役割を果たしていくことが期待され，今後，このような視点からの分析も重要となってくるものと思われる。

また，今回のセンサスにおいて，育成すべき経営体の候補農家が大幅に減少していることが明らかとなった中で，国内の農業生産力を維持し地域の資源と環境を保全していくためには，今後，地域農業システム全体を「トータルとしての担い手」として捉えることが重要であり，農業サービス事業体を含む「農作業受託事業体」は，その重要な構成要素として位置づけられることが求められよう。

注．2000年センサスにおいては，農業サービス事業体とは「農業事業体から委託を受けて農作業を行う事業所（農業事業体を除く。）」と定義されている。このため，農作業受委託の全体像を把握するには，農業サービス事業体調査と農業事業体調査を組み合わせて「農作業受託事業体」の動向として捉えることが必要である。

また，調査対象とされている「農業サービス」は，「農業生産過程に関わる直接的な農作業」に限定されており，間接的なサービス（土地改良，たい肥銀行，糞尿処理，農業用施設の維持管理等）や経営面に関するサービス（経営管理やマーケティング等）は対象とされていないことにも留意が必要である。

農業・農村構造の現状と動向（その2）

――2000年農業センサス分析――

農業集落活動の現状と地域性

福田　竜一

１．はじめに

2000年度より導入された中山間地域に対する直接支払制度は，わが国の農政史上においても大きな転換点をなすものとなろう。周知のように，本制度においては集落協定に基づく農業生産活動等が主な支払対象行為とされており，集落の果たす役割や機能に対して改めて関心が高まっている。2000年農業センサス農業集落調査は，直接支払制度導入直前に実施されたこともあり，本制度において支払対象行為に含まれうる集落活動について大幅な調査項目の拡充がなされた。従来からの調査項目である農道や農業用用排水路の管理状況に加え，環境保全や伝統・文化継承の取り組み，都市交流事業の実施状況など，これまでになく幅広い集落活動や行為に関する項目が新設されている。本稿では，農業集落調査に基づく農業集落の動向を，これら集落の諸活動の分析に重点を置き，その地域性や活動間の相互関係等を考察する。

２．農業集落の現況

まず第１表をみると，2000年における全国の農業集落数は13.5万となった。これまで農家数が減少しているにもかかわらずほとんど変化を示さなかった農業集落数が，この10年間では3.5％の減少となった。こうした農業集落数の減少は，必ずしも集落そのものが消滅したというわけではない。少数の農家が残っている集落であっても，地域資源の管理等といった集落機能が喪失したところは，農業センサスにおける集落調査の対象からはずれることとなる。今回，農業集落数の減少が加速したのは，これら集落が増加したためと推察される。

したがって同表は，そうした地域資源管理等が困難になった集落がどのような地域に存在していたのかを示しているとも解釈できる。都市的地域では非農家世帯の増加による混住化の結果として，山間農業地域では農家世帯数自体の減少によって地域資源の管理等が困難となった集落が多数発生したと推測される。中間農業地域では両者の特徴（より多くは後者の特徴か）を併せ持っているのであろうし，平地農業地域では地域資源が最も持続

第１表　農業集落数の推移

（単位：集落，％）

区　分	総　数 1990年	総　数 2000年	増減率 90－2000年	90-2000年間の減少に対する寄与度
全　国	140,122(100.0)	135,163(100.0)	▲ 3.5	100.0
北海道	6,975　(5.0)	6,637　(4.9)	▲ 4.8	6.8
都府県	133,147 (95.0)	128,526 (95.1)	▲ 3.5	93.2
東　北	17,420 (12.4)	16,982 (12.6)	▲ 2.5	8.8
北　陸	10,996　(7.8)	10,696　(7.9)	▲ 2.7	6.0
北関東	9,178　(6.6)	9,054　(6.7)	▲ 1.4	2.5
南関東	10,374　(7.4)	9,953　(7.4)	▲ 4.1	8.5
東　山	6,208　(4.4)	6,142　(4.5)	▲ 1.1	1.3
東　海	12,419　(8.9)	12,007　(8.9)	▲ 3.3	8.3
近　畿	11,784　(8.4)	11,347　(8.4)	▲ 3.7	8.8
山　陰	5,437　(3.9)	5,174　(3.8)	▲ 4.8	5.3
山　陽	14,154 (10.1)	13,415　(9.9)	▲ 5.2	14.9
四　国	10,758　(7.7)	10,406　(7.7)	▲ 3.3	7.1
北九州	15,258 (10.9)	14,525 (10.7)	▲ 4.8	14.8
南九州	8,452　(6.0)	8,097　(6.0)	▲ 4.2	7.2
沖　縄	709　(0.5)	728　(0.5)	2.7	▲ 0.4
都市的地域	－	31,588 (23.4)	▲ 6.7	42.6
平地農業地域	－	36,443 (27.0)	▲ 0.8	6.9
中間農業地域	－	43,396 (32.1)	▲ 3.1	27.1
山間農業地域	－	23,736 (17.6)	▲ 4.7	23.4

資料：農業センサス農業集落調査（1990年，2000年）．

注(1) 農業地域類型別にみた増減率は，1995年時点の地域類型区分に基づいて算出した．

(2) カッコ内は全国の集落数を100とした割合．

(3) 寄与度は当該期間に減少した全国の農業集落数を100とした各地域の減少集落数割合．

されていると言えるだろう。

３．寄り合いと施設管理の動向

集落における寄り合いの議題内容は，その時々の集落が抱える問題や住民の関心を反映する。寄り合いにおける議題内容をみると（第２表），農業関係の議題（全国）では，「農道・農業用用排水路の維持・管理」が比較的高い割合（73％）となっており，次いで「水田転作の推進」の割合（65％）が高い。これら議題について地域ブロック別にみると，東北（それぞれ79％，77％），北陸（同85％，87％）や北九州（同81％，79％）で高い割合となっている。また，地域類型別にみると，平地農業地域で全体的に高い割合を示している。

他方，生活関連の議題（全国）では，「農業集落内の福祉・厚生」の割合のみが46％とやや低いが，「生活関連施設等の整備・改善」で72％，「祭り・運動会等の集落行事の計画・推進」で88％，「環境美化・自然環境の保全」で74％と，いずれも農業関係の議題よりも高い割合となっている。また地域類型別にみると，各類型間に大きな差はなく，地域条件に関係なく生活関連の議題が農業集落で取り上げられていることがわかる。次に，実際にどのような共同作業や活動が集落で行われているのかをみる。第３表には，集落内の施設管理の状況に関し，当該施設がある集落における管理割合を示した。まず農道を集落

第２表　集落寄り合いの課題内容別集落数割合

（単位：%）

区　分	土地基盤整備等の補助事業の計画・実施	水田転作の推　進	農道・農業用用排水路の維持・管理	農業集落共有財産の利用・運営・管理	生活関連施設等の整備・改　善	祭り・運動会等の集落行事の計画・推進	環境美化・自然環境の保全	農業集落内の福祉・厚生
全　国	18.3	64.7	73.4	33.0	72.3	87.9	74.0	46.3
北海道	32.6	45.6	54.1	39.6	75.3	89.8	75.6	54.6
都府県	17.6	65.7	74.4	32.6	72.2	87.8	74.0	45.9
東　北	22.1	79.0	77.0	29.2	79.4	90.8	80.4	50.9
北　陸	27.5	84.8	87.4	51.0	73.9	87.5	68.6	43.5
北関東	16.7	64.7	59.9	24.8	58.2	86.4	63.4	26.1
南関東	10.0	31.2	54.6	17.8	65.0	86.3	70.8	33.8
東　山	12.2	53.9	81.1	43.6	84.9	95.4	83.8	64.4
東　海	16.4	66.8	77.6	32.3	66.3	84.7	73.8	43.2
近　畿	20.3	73.1	81.1	50.1	74.1	79.8	69.3	46.4
山　陰	14.0	77.1	73.7	40.1	83.2	94.8	84.1	69.6
山　陽	12.5	55.1	73.8	27.9	74.9	88.0	73.4	45.4
四　国	12.5	49.1	69.2	25.7	61.2	88.7	65.9	34.6
北九州	19.7	80.8	79.1	34.9	74.3	88.4	76.6	48.9
南九州	19.9	62.3	75.7	17.7	73.5	87.6	81.1	57.9
沖　縄	20.1	0.3	29.7	33.8	70.0	95.5	85.0	55.2
都市的地域	11.8	54.9	67.1	26.7	67.6	83.6	71.0	44.7
平地農業地域	23.6	74.8	77.1	36.7	71.2	88.0	73.4	43.6
中間農業地域	19.6	66.2	77.0	33.2	75.8	89.4	76.0	49.1
山間農業地域	16.2	59.6	69.3	35.1	73.8	90.7	75.6	47.7

資料：農業センサス農業集落調査（2000年）.
注．寄り合いを行った農業集落数に対する割合.

第３表　農業・生活関連施設等の管理状況

（単位：集落，%）

区　分	農道の管理				農業用用排水路の管理				集落共用の生活関連施設の管理	
	農道のある集落数 2000年	農道管理集落割合 2000年	農道管理集落割合のポイント差 90－2000年	農道のある集落数の増減率 90－2000年	用排水路のある集落数 2000年	用排水路管理集落割合 2000年	用排水管理集落割合のポイント差 90－2000年	用排水路のある集落数の増減率 90－2000年	生活施設のある集落数 2000年	生活施設管理集落割合 2000年
全　国	122,091	64.6	▲ 0.4	▲ 7.9	123,044	78.2	2.6	▲ 3.9	125,182	88.5
北海道	4,879	24.2	4.0	▲16.7	5,104	49.7	4.0	▲ 6.5	5,621	84.0
都府県	117,212	66.2	▲ 0.8	▲ 7.5	117,940	79.5	2.5	▲ 3.8	119,561	88.7
東　北	15,502	65.5	5.7	▲ 6.2	15,848	78.3	2.8	▲ 3.7	15,972	92.0
北　陸	10,271	76.0	▲ 5.7	▲ 4.6	10,439	90.0	3.1	▲ 2.9	9,816	92.1
北関東	8,277	49.2	▲ 8.5	▲ 7.3	8,319	69.1	▲ 3.5	▲ 4.0	8,329	83.4
南関東	8,333	48.1	3.0	▲13.3	7,669	69.8	0.6	▲ 4.2	9,532	83.4
東　山	5,557	66.6	▲11.5	▲ 3.8	5,660	88.1	2.1	▲ 2.4	5,832	96.1
東　海	10,182	62.9	3.4	▲13.9	10,699	84.3	3.6	▲ 6.3	10,818	87.3
近　畿	10,253	79.7	▲ 1.0	▲ 6.1	10,885	84.9	▲ 1.9	▲ 3.8	10,760	89.3
山　陰	4,849	54.9	5.2	▲ 6.1	4,977	71.7	12.1	▲ 3.9	4,801	92.2
山　陽	12,502	65.8	1.0	▲ 6.6	12,874	77.6	6.8	▲ 4.8	12,325	86.5
四　国	9,511	64.8	▲ 4.1	▲ 8.7	9,549	77.0	0.5	▲ 3.9	9,316	85.0
北九州	13,774	74.4	▲ 2.0	▲ 6.5	13,614	82.8	4.0	▲ 5.5	13,780	89.5
南九州	7,676	75.7	▲ 6.7	▲ 3.6	7,032	75.3	4.3	▲ 1.3	7,638	89.9
沖　縄	525	42.1	9.6	▲24.1	375	22.9	—	—	642	86.4
都市的地域	25,972	54.5	2.0	▲15.5	27,351	78.2	1.8	▲ 7.3	28,775	83.1
平地農業地域	34,119	62.3	▲ 4.4	▲ 4.4	34,768	80.1	▲ 0.3	▲ 0.6	34,235	90.4
中間農業地域	40,680	72.1	▲ 0.1	▲ 5.7	40,218	78.2	4.2	▲ 3.2	40,378	89.9
山間農業地域	21,320	65.8	1.6	▲ 8.5	20,707	74.9	5.8	▲ 6.8	21,794	89.3

資料：農業センサス農業集落調査（1990年，2000年）.
注(1) 農業地域類型別にみたポイント差・増減率は，1995年時点の地域類型区分に基づいて算出した.
(2) 管理集落割合とは，管理対象が存在する集落数に対する管理していると回答した集落数の割合.
(3) 1990年は沖縄では農業用用排水路の管理について調査は行われなかった.

で管理する割合（全国）は65％となっており，90年時点の管理割合とほとんど変わらない。地域ブロック別にみると７地域で管理割合が上昇しているが，東北，山陰，山陽を除く４地域はいずれも10％以上農道のある集落が減少している。すなわちこれら地域ブロックでは，農道の管理を行っていなかった集落が減少したことによって，相対的に農道の管理割合が高まったと考えられる。

他方，農業用用排水路の集落管理割合（用排水路がある集落に対する割合：全国）は，90年に比較して3ポイント上昇し78％となった。農道の場合と同じように用排水路のある集落数が全ての地域ブロックで減少しており，このことが管理割合の上昇にある程度寄与したと思われるが，その減少率は農道に比べると低い。したがって，農業用用排水路に関しては集落の管理機能が強化されたとみてよいだろう。その理由の一つとして考えられるのが田の圃場整備の進展である。この10年間における圃場整備の進展は集落に用排水路の管理作業を新たに課し，管理割合を高めたと推察される。

４．地域資源の保全状況

ところで，近年，農業・農村の果たす役割が再評価されつつあるがこのことを反映し今回が初調査となった項目がいくつかある。その中の一つとして「棚田・谷地田」，「山林・自然草地」，「ため池・湖沼」，「河川・水路」の自然資源や「伝統的町並・建築物」，「伝統芸能，祭り等」の伝統・文化が条例あるいは地域住民協定に基づいて保全されているか否かが調査されている。自然資源のうち前二者は農林業生産資源そのものであり，後二者は農林業生産資源との関係を有し，かつ生活上の地域資源でもある。これに対し，伝統・文化は農林業生産とは間接的な関係，あるいはむしろ疎遠と言えよう。調査が条例あるいは地域住民協定という明確な制度的裏付けがあるものを対象としていることもあるが，対象の性格の差違は保全割合の差として現れている。

第４表から，資源が存在する集落割合とその資源を条例等によって保全している集落割合（対象資源が存在する集落に対する割合。以下、「保全集落割合」という）をみると，まず「棚田・谷地田」がある集落割合は24％と低く，保全集落割合はそのうち6％とかなり低い。地域ブロック別に保全集落割合をみると，最も高い北陸でも12％にとどまる。また，「山林・自然草地」がある集落割合は83％と高いが，保全集落割合は22％と低い。山林は多くの集落にあるが，それを協定に基づいて保全しているケースは少ない。北海道で保全集落割合が５割を超えているが，これは自然草地の保全が多いためと考えられる。

これに対し，「ため池・湖沼」がある集落の割合は32％とあまり高くないが，保全集落割合は41％と比較的高く，四国，近畿，沖縄で６割を超えている。また，「河川・水路」がある集落の割合は85％，保全集落割合は38％であり，北海道，南九州で高い。以上のように，農林業生産資源としては，どちらかと言えば棚田や山林よりも水資源の方が保全協定等が結ばれる傾向にある。

他方，伝統・文化についてみると，「伝統的町並・建築物」がある集落割合は34％と低

第４表　自然資源，伝統・文化の保全状況（調査時の都市的地域を除く）

（単位：％）

区　分	棚田･谷地田	山林･自然草地	ため池･湖沼	河川･水路	伝統的町並･建築物	伝統工芸・芸能･祭り等
全国	5.8（24.4）	22.4（82.9）	40.8（31.8）	38.0（84.5）	78.9（33.5）	85.6（61.6）
北海道	0.0　（0.0）	50.5（84.8）	11.8（18.3）	67.6（93.3）	48.3　（2.5）	93.5（54.0）
都府県	5.8（25.8）	20.7（82.8）	41.7（32.6）	36.1（83.9）	79.1（35.3）	85.2（62.0）
東北	1.8（17.7）	11.6（78.9）	13.7（35.1）	16.3（84.4）	75.1（19.2）	84.8（38.0）
北陸	11.6（26.5）	27.2（73.4）	45.5（30.1）	37.5（81.6）	93.7（32.8）	86.9（56.9）
北関東	1.1（17.0）	10.3（81.9）	27.0（20.1）	29.0（72.1）	71.7（34.8）	77.5（59.1）
南関東	1.6（10.9）	8.3（72.8）	25.9（21.8）	25.7（62.7）	69.3（41.4）	88.6（58.4）
東山	3.2（27.3）	38.9（84.5）	48.5（16.5）	46.6（89.5）	72.5（33.0）	85.4（60.1）
東海	7.0（20.3）	23.9（80.4）	34.3（26.0）	24.7（89.1）	46.7（22.8）	61.0（52.3）
近畿	9.0（27.9）	29.1（88.9）	61.7（49.1）	49.0（90.2）	70.5（38.5）	76.0（63.1）
山陰	3.1（43.5）	14.9（91.2）	35.5（37.4）	38.6（94.8）	83.4（50.1）	95.7（87.8）
山陽	3.0（37.0）	9.8（92.8）	46.1（55.2）	39.7（89.4）	85.9（45.2）	85.4（81.1）
四国	4.5（27.4）	13.3（80.8）	66.0（31.8）	34.3（84.5）	83.3（48.2）	90.2（86.6）
北九州	10.0（33.2）	27.7（79.5）	48.0（35.5）	45.0（87.2）	85.9（44.1）	90.9（72.0）
南九州	6.9（23.2）	41.7（92.2）	44.2（12.5）	58.5（79.4）	78.2（24.4）	91.7（44.5）
沖縄	―　（―）	7.6（99.1）	61.1（11.7）	22.3（32.0）	81.3（39.3）	79.3（56.4）
都市的地域	1.8　（8.2）	15.2（61.6）	61.2（31.1）	38.2（72.8）	77.0（33.9）	86.2（61.6）
平地農業地域	3.9　（9.5）	16.4（62.9）	41.4（28.1）	39.0（74.8）	79.4（31.4）	83.9（57.4）
中間農業地域	5.7（30.3）	23.5（92.7）	42.1（40.2）	37.9（88.1）	78.6（34.5）	86.3（62.3）
山間農業地域	6.7（38.2）	26.7（98.1）	32.0（22.3）	37.0（93.8）	79.0（34.7）	86.7（66.6）

資料：農業センサス農業集落調査（2000年）．

注(1) 調査時は95年基準の地域類型区分，集計時は2000年基準の同区分が用いられている．したがって，調査時に都市的地域でなかった旧市区町村が都市的地域に変わった場合，これら旧市区町村に所在する農業集落が都市的地域として表出されている．

(2) 各々の保全対象物がある農業集落数に対する割合．

(3) カッコ内は全農業集落に対して保全する対象物があると答えた集落の割合．

いが，保全集落割合は79％と高い。また，「伝統工芸・芸能・祭り等」がある集落割合は62％と高く，かつ保全集落割合も86％と高い。そもそも“伝統”という冠が付されていることからいっても，これらを保全している割合が高いのは半ば自明かもしれない。これらに比べれば，棚田，草地・山林，水資源といった自然資源は保全対象というよりも利用対象であることから，実際にも協定等を結ぶ方が今のところ少数派である。

５．集落特性と集落活動との関係

集落の特性をみると地域によって極めて多様であることがわかるが，それではそのような集落の特性と集落の諸活動の状況には，何らかの相関関係が認められるのだろうか。この点について農業センサスの県別データを用い，集落の特性と諸活動状況との相関分析を行った。得られた分析結果は以下のとおりである。

第１に，中間および山間農業地域では集落における農家率と寄り合いで農道・農業用用排水路の維持・管理や水田転作の推進について話し合いが行われた集落割合，集落で農業用用排水路を管理している割合等との間に有意な正の相関が観察される。都市的地域や平地農業地域ではこれら指標間での明確な相関関係は認められない。中山間地域では，農家率の低さが集落自体の脆弱性とよりダイレクトに関係し集落機能との相関性が強いのに対し，都市的地域や平地農業地域では，定住条件に優れており，農家率の低さが集落の脆弱

化に直ちに結びつくものではないことを示唆している。

第２に，農道，農業用用排水路，生活関連施設といった集落施設を集落として管理している割合が高い地域では，それが寄り合いにおいて議題として取り上げられている割合も高い。ただし，平地農業地域における農道，農業用用排水路の議題割合と農道の集落による管理割合の相関係数は他地域に比べやや低い。また，山間農業地域における生活関連施設の議題割合と共用施設の集落による管理割合は他に比べると相関がかなり弱いことも指摘される。

第３に，転作推進の議題割合と農業用用排水路の管理割合には0.6以上の正の相関（平地農業地域を除く）がある。農業用用排水路の管理を行う必要がある水田地域では自ずと転作推進が議題に取り上げられているということであろう。また，転作の議題割合と集団転作に自主的に取り組んだ割合には，山間農業地域を除いて正の相関がある。だが，転作の議題割合と市町村の働きかけで転作に取り組んだ割合の相関は低い。また，基盤整備の進展と市町村主導による転作推進には正の相関が認められた。

最後に，諸施設の管理について農道の集落管理割合と農業用用排水路の管理割合に正の相関が認められる。いずれの農業地域類型でも0.5以上の正の相関が同様に認められる。生活関連施設の管理は，中間農業地域において農道，農業用用排水路の管理と0.6以上の正の相関が認められ，ある集落内共用施設を集落で管理していれば，別の施設もそうする傾向がある。

６．おわりに

農業集落数は，都市的地域および中山間地域で減少している。しかし，都市的地域では非農家世帯の増加によって集落規模が拡大しているのに対し，山間農業地域の集落規模はほとんど変わっていない。農業集落の減少は都市的地域では混住化，中山間地域では農家戸数の減少により農業的な結びつきが失われた結果，農業集落調査の対象外となった集落がそれぞれ異なる要因で増えたためと推察される。

他方，集落をめぐる環境や特性には地域差が大きい反面，集落の諸活動にはそれほどの大きな差はみられない。都市的地域でも，集落をベースとした寄り合いや共同作業等の集落活動が他地域に比べ著しく低調ということはなかった。センサス結果でみる限り，地域を問わず農業集落の機能や活動はその意義と役割をいまだ失っていないとの印象が強い。だがセンサス結果に基づくこうした分析結果には限定的な面があり，その内実を十分には裏付けし得ないことも認めざるを得ない。センサス以外のデータが乏しく，ほとんどが実態調査に基づく分析の積み重ねである集落研究において，センサス結果を用いて統計的に分析することの意義は大きい。しかし同時に，センサスからだけでは集落の活動や機能を質的な面を含めて捉えることは困難であり，その結果は慎重に解釈すべきであろう。

論 説

自主流通米の価格形成と計画外流通米との競争

薬師寺　哲郎

１．はじめに

平成７年 11 月に食糧法（「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律」）が施行されてから７年が経過した。食糧法では，政府米の役割は備蓄の運営やミニマムアクセスの運用に限定され，流通の主体は自主流通米が担うことが期待されることとなり，その価格が関係者に対するシグナルとして重要な役割を果たすこととなった。

ここでは，米のフードシステムを構成する主体であり，価格形成と流通に重要な役割を担う，売り手である経済連等と買い手である卸売業者に焦点を当て，食糧法施行後の６年間を振り返って，自主流通米の価格形成要因，卸売業者の価格に対する反応，これを前提とした経済連等のとり得た対応を検討する。

その際，（財）自主流通米価格形成センター（以下「自主米センター」という。）における自主流通米の入札の仕組みについて 10 年産から値幅制限が撤廃され，希望価格申出制に移行したこと，および，食管法から食糧法への移行後，計画外流通米が着実に増加してきていることに注意を払うこととする。

２．自主流通米価格の形成要因

（１） 自主流通米の入札取引

自主流通米の取引で重要な位置を占めるのは，経済連等と卸売業者の間の取引である。この間の取引は，現在ほぼ３分の１が入札取引であり，ここで形成された価格が残りの相対取引における指標として用いられている。入札においては，９年産までは，予め銘柄ごとに前年産の指標価格（平均落札価格）を基準にした基準価格を定め（９年産は前年産の最終３回の加重平均を基準），年間値幅制限をその±７％（９年産は± 10 ％，また一定の条件下で値幅拡大）としていた。これに代わり，10 年産からは，次のような方式に移行した。

① 売り手は，希望価格の申出を行うことができる（前年産最終３回の平均指標価格を超えないこと）。

本稿の詳細については，農林水産政策研究第３号『自主流通米の価格形成と計画外流通米との競争』（平成 14 年 12 月）を参照されたい。

② 買い手は，１銘柄につき２つの値札を入れることができる。
③ 希望価格の申出があったときは平均落札価格が希望価格と一致するところまで落札。

（2） 自主流通米価格の推移

第１図は，平成７年産から 12 年産までの自主流通米価格(1) と計画外流通米価格(2) の推移である。概してこれらの価格は同じ動きをしているが，10 年産の出回り当初（８，９月）および 11 年産で大きな乖離がみられる。また，概して価格上昇局面では自主米が先行して上昇し，逆に下降局面では計画外米が先行して下降するという傾向がうかがえる。

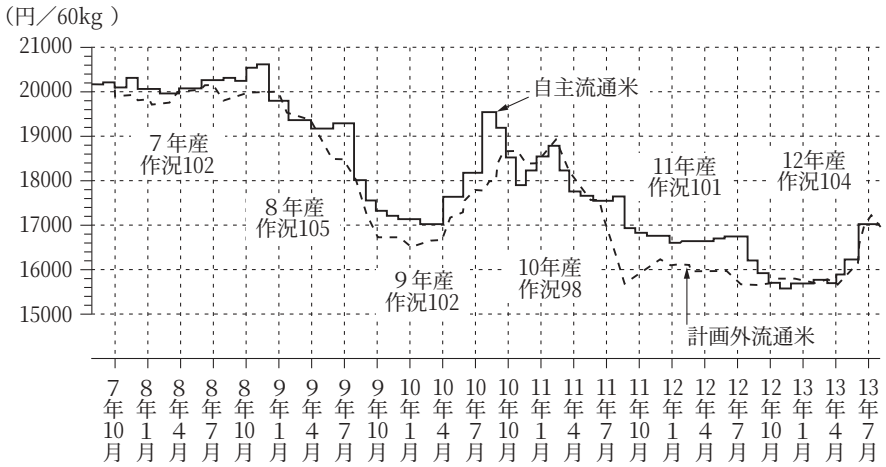

第１図　自主流通米および計画外流通米の価格の推移

自主流通米価格は各年産について８月～翌年７月で区切ってあるが，それぞれの 12 ヶ月の間にも価格変動があることがわかる。また，年産の変わり目において，多くの場合前年産の後半の傾向を引き継いでおり（８→９年産，９→10 年産，10 →11 年産），自主流通米の価格は，作況の変化等によって年産毎に断ち切られているのではなく，在庫変動等の月毎の要因が連続して影響を与えつつ形成されていると考えられる。

一方，自主流通米価格は，入札に関する一定のルールに従って決まるものであり，このルールもまた，価格に影響を及ぼす要因となりうる。そこで，それぞれの要因が及ぼす影響度を検討するため，要因として考えられるいくつかの変数による回帰分析を行う。

（3） 自主流通米価格に影響を及ぼす諸要因

第１表は，自主流通米価格(3) を表に掲げた変数によって回帰した結果である。７～ 12 年産の６年間を通じた分析のほか，値幅制限の撤廃の前後での要因変化を見るため７～９年産，10 ～ 12 年産それぞれの期間についての分析を行った。さらに，７～９年産については，値幅制限の下限価格を明示的に変数に加えた推計も行った。

７～ 12 年産の６年間を通じた分析結果をみると，全ての変数について有意となってい

第１表　自主流通米価格の形成要因

変　数	７年産～12年産 偏回帰係数	７年産～12年産 標準偏回帰係数	７年産～12年産 t 値	７年産～９年産 偏回帰係数	７年産～９年産 標準偏回帰係数	７年産～９年産 t 値	10年産～12年産 偏回帰係数	10年産～12年産 標準偏回帰係数	10年産～12年産 t 値
卸売業者在庫（当月末）	6.8450	0.2931	2.5697 *	10.898	0.3213	2.7598 *	2.9250	0.2160	1.3198
卸売業者在庫（前月末）	−6.0109	−0.2682	2.3387 *	−4.0465	−0.1201	1.2296	−6.0862	−0.4656	2.8424 **
自主流通米販売量	−6.0148	−0.2748	3.9258 **	−4.9835	−0.2439	2.5514 *	−3.1064	−0.2368	2.0281
10月末計画流通米在庫	−0.9436	−0.3823	5.4613 **	−1.1416	−0.6327	6.6565 **	−0.0735	−0.0378	0.2586
作況指数	−309.68	−0.4030	4.6994 **	33.402	0.0274	0.3476	−345.10	−0.8214	4.9757 **
自主流通米上場数量	−25.596	−0.3967	5.1219 **	−31.196	−0.4441	5.4639 **	−17.780	−0.4338	3.7916 **
10～12年産ダミー	−1905.1	−0.5794	7.2793 **	—	—	—	—	—	—
定数項	56630.75		8.0390 **	20530.3		2.1263 *	55631.64		7.2178 **
サンプル数	55			23			32		
修正済R^2	0.8087			0.8750			0.7869		
DW比	0.8802			1.5023			1.1382		

変　数	7年産～9年産（下限価格追加） 偏回帰係数	標準偏回帰係数	t 値
卸売業者在庫（当月末）	5.3125	0.1566	1.9852
卸売業者在庫（前月末）	−1.6967	−0.0504	0.8118
自主流通米販売量	0.3685	0.0180	0.2312
10月末計画流通米在庫	1.3036	0.7225	2.6853 *
作況指数	−164.94	−0.1353	2.3270 *
自主流通米上場数量	−0.4563	−0.0065	0.0659
下限価格（７～９年産）	1.7249	1.6221	5.1620 **
定数項	−844.5		0.1160
サンプル数	23		
修正済R^2	0.9520		
DW比	1.4836		

注(1) 被説明変数は自主流通米価格（魚沼コシヒカリを除いた加重平均（落札量ウェイト））.
(2) **：１％有意，*：５％有意.

る。卸売業者在庫については，当月末と前月末の両方を変数として採用したが，符号をみると当月末はプラス，前月末はマイナスとなった。当月末がプラスになっているのは，前月末の在庫水準が高いと当月の購入意欲は低く（高く）なり，当月の在庫水準の低下（上昇）と価格の低下（上昇）が同時に生じた結果であると解釈でき，年間の中での価格変動における在庫変動の影響は，価格上昇・在庫増加 → 購入意欲低下 → 価格低下・在庫減少 → 購入意欲増加 → 価格上昇・在庫増加という関係であったことが明らかとなる。

７～９年産と 10 ～ 12 年産に分けて検討すると，いずれの期間においても有意で，かつ，影響度が高い（標準偏回帰係数が高い）のは，自主流通米上場数量である。ただし，上場数量については，年産別の変動による影響が大きく，月別の変動による影響は小さかった。これに対し，10 ～ 12 年産において有意，かつ影響度が高いのは作況指数と前月末の卸売業者在庫である。この二つの推計を比較する限り，これら二つの変数の影響が高まったと言える。

一方，７～９年産について，値幅制限の下限価格を変数として追加して推計したものをみると，１％で有意なものは下限価格のみという結果となった。しかも，標準偏回帰係数が 1.6221 と他に比べて極めて高い。また，自主流通米価格と下限価格の単相関係数は 0.9546 であった。

以上を総合すると，７～９年産については，値幅制限の下限価格によってほぼ決まっていたといえる。下限価格が撤廃された 10 年産以降は，年ごとにはその年々の作況指数，月ごとには前月末の卸売業者在庫が大きな影響を及ぼすようになった。その意味では，需給要因がより大きく反映する方向での価格形成の弾力化が進んだと言える。ただし，その水準が自主流通米を円滑に流通させるような妥当な水準であったかどうかは，これらの数値だけからは検討できない。この場合，値幅制限の撤廃に替わって導入された希望価格申出制が価格形成にどのような影響を及ぼしたかが重要となるが，申し出のあった希望価格が公表されていないこと，全ての銘柄で申し出が行われたとは限らないことから，下限価格との横並びでは検討できない。希望価格申出制の影響については**３．**で別の角度から検討する。

（４） 価格変動の産地品種銘柄間格差

次に，上場された産地品種銘柄の相対的な価格関係の変化が，各銘柄の生産量の変化に応じてどのように変化したのかを見る。

第２図～第３図は，横軸にそれぞれの銘柄の対前年生産量変化率と水稲全体の対前年生産量変化率との差（％ポイント），縦軸にそれぞれの銘柄の対前年価格変化率と上場銘柄全体の対前年価格変化率との差（％ポイント）をとったものである。７→８年産，８→９年産，９→ 10 年産の変化のグループと 10 → 11 年産，11 → 12 年産の変化のグループに分けて掲げた。

10 年産までは，生産量変化と価格変化の間には全く相関がなく，無関係であったと言える。しかし，10 年産から 11 年産にかけて以降は，相対的に生産量の増加した（減少した）銘柄については，相対価格が低下した（上昇した）という結果になっている。このように，価格形成の弾力化は銘柄間の供給状況の差に基づく相対価格の変化の差という形で

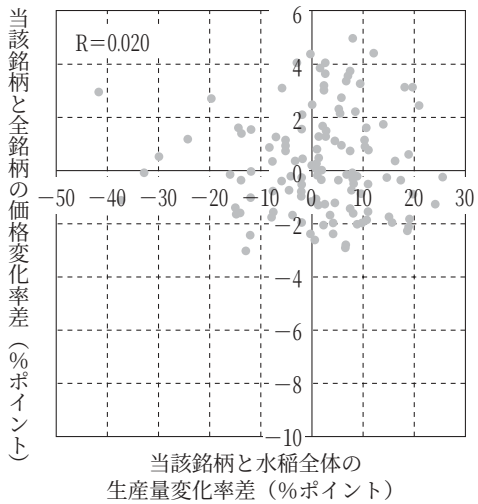

第２図　生産量変化と価格変化
（７→８，８→９，９→10年産）

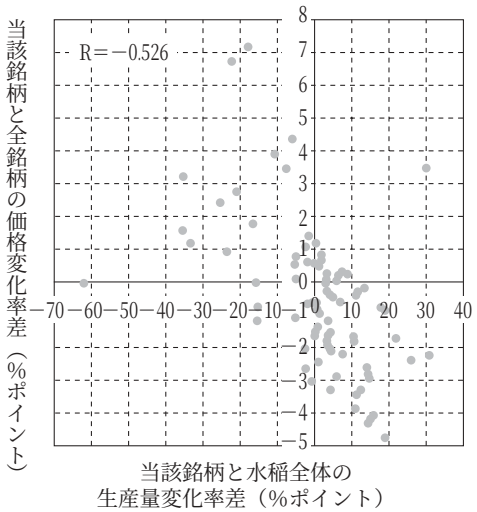

第３図　生産量変化と価格変化
（10→11，11→12年産）

も表れている。全般的な価格低下の状況のなかではどの銘柄も同じように低下しているかのように見えるため，この結果は容易には認識されないものである。しかし，ある銘柄の供給を他よりも抑えることが，その銘柄の価格低下を他の銘柄よりも抑えることにつながるという状況となっていると言える。

３．計画外流通米との価格比

計画外流通米は，米全体の需要の減少に伴って生産量が抑制されてきたなかで，着実に増加している。平成 12 年産では計画流通米 482 万トンに対し，計画外流通米は 318 万トンと相当程度接近してきている。食糧庁の調査によれば，農家が販売する計画外流通米の約半分は消費者への直接販売であるが，それを除いても相当の数量に達している。ここでは自主流通米と計画外流通米の価格比（いわば価格競争力）の要因を検討する。

両者の価格比には，様々な要因が関与していると思われるが，データの制約から，自主流通米の入札取引に 10 年産から導入された希望価格申出制の評価にポイントをしぼる。ただし, 売り手が申し出た希望価格が公表されていないというデータ上の問題があるため, ここでは，希望価格を申し出た銘柄について一定の仮定（申込数量比率＞１かつ落札率＜１）を置いてデータを作成した。

第２表は，この価格比を表中の変数で回帰させた結果であるが，希望価格適用度合，希望価格前回指標価格比とも有意な結果となっている。符号はいずれもプラスで，希望価格を申し出た銘柄の割合が高いほど，また，申し出た希望価格が前回の価格に比べて高いほど計画外流通米との価格比は大きくなるという結果となっている。第２表には，この希望価格の影響を表す二つの変数のみで回帰を行った結果も掲げてあるが，これによればこれらの変数だけで自主流通米と計画外流通米の価格比の変動の約４割を説明できることになる。

第２表　自主流通米と計画外流通米の価格比の要因分析

	10年産～12年産			10年産～12年産希望価格関係の変数のみ		
変　　数	偏回帰係数	標準偏回帰係数	ｔ値	偏回帰係数	標準偏回帰係数	ｔ値
希望価格適用度合	0.00092541	0.6353	3.8215 **	0.00076240	0.5234	3.5192 **
希望価格前回指標価格比	0.63803	0.4271	2.8905 **	0.72673	0.4865	3.2709 **
卸売業者在庫（前月末）	－0.00013298	－0.3270	1.9729	—	—	—
自主流通米販売量	0.00014716	0.3633	1.8512	—	—	—
12年産ダミー	－0.036258	－0.5781	3.6453 **	—	—	—
定数項	0.37937		1.8551	0.27873		1.2560
サンプル数	28			28		
修正済R^2	0.6402			0.4102		
DW比	1.0695			0.7180		

注(1) 被説明変数は自主流通米価格の対計画外流通米価格比.
(2) **：１％有意.

ここで得られた結果は，希望価格の申し出全般に関わるものではない。しかし，計画外流通米との関係で見れば，申込は十分ありながら落札量を絞り込むような効果を持つ高い希望価格は，計画外流通米との価格競争力を弱め，自主流通米の販売にマイナスの影響をもたらす。

４．卸売業者による自主流通米仕入需要量の要因分析

第３表は，自主流通米販売量が卸売業者によるその仕入需要量であると考えて，この仕入需要量を表中の変数によって両対数式で回帰させた結果である。７～12年産では，作況指数を除き有意となっている。標準偏回帰係数をみると，自主流通米価格と計画外流通米価格の値が極めて高い値を示しており，これらの変数が他に比べて強い影響力を持っていることがわかる。自主流通米販売量の自主流通米価格に対する自己弾力性は－3.569，計画外流通米価格に対する交差弾力性は2.681となっている。

これを，７～９年産と10～12年産に分けて推計すると，７～９年産では10月末計画流通米在庫と３～５月ダミーのみが有意で，自主流通米価格，計画外流通米価格も含めて他の変数は有意とはならなかった。これに対して，10～12年産では，自主流通米価格，計画外流通米価格，卸売業者在庫（前月末），作況指数が有意となっている。特に自主流通米価格と計画外流通米価格の弾力性は，それぞれ－5.203，2.849となっており，有意ではないものの７～９年産の弾力性それぞれ－4.596，2.414に比べて高くなっている。卸売業者による自主流通米の仕入需要は，10年産以降，特に自主流通米自身の価格に対してより大きく反応するようになった。また，計画外流通米価格に対する弾力性も高まっており，計画外流通米の流通量の増加とともに，自主流通米の仕入需要における計画外流通米との競合度合の高まりを示している。

第３表　卸売業者による自主流通米仕入需要量の要因分析

	７年産～12年産			７年産～９年産			10年産～12年産		
変　　数	偏回帰係 数	標準偏回帰係数	ｔ値	偏回帰係 数	標準偏回帰係数	ｔ値	偏回帰係 数	標準偏回帰係数	ｔ値
自主流通米価格	－3.5687	－1.1888	2.9426 **	－4.5964	－1.2897	1.2225	－5.2032	－1.1004	3.0128 **
計画外流通米価格	2.6807	0.9517	2.3591 *	2.4137	0.7606	0.7009	2.8488	0.6595	2.2642 *
卸売業者在庫（前月末）	－0.5084	－0.4098	3.2686 **	－0.6043	－0.3265	1.7813	－0.5565	－0.4886	2.6889 *
12月～２月ダミー	0.2199	0.3651	2.7556 **	0.1538	0.2559	1.2343	0.2160	0.3578	1.8553
３月～５月ダミー	0.3734	0.6199	4.8878 **	0.2872	0.4779	2.1023 *	0.3320	0.5500	3.0287 **
６月～８月ダミー	0.2393	0.3818	3.2964 **	0.1928	0.3207	1.7156	0.2606	0.3957	2.4266 *
10月末計画流通米在庫	－0.3479	－0.3687	3.2738 **	－0.6166	－0.7756	2.8481 **	－0.5760	－0.4513	2.0270
作況指数	－2.9113	－0.2295	1.8681	2.0388	0.1071	0.6490	－8.8305	－0.7926	2.2274 *
定数項	33.190		3.5513 **	25.7224		1.8278	76.8808		2.5423 *
サンプル数	69			35			34		
修正済R^2	0.4152			0.2999			0.4974		
DW比	2.0774			2.3256			2.0728		

注(1) 被説明変数は自主流通米仕入需要量（出荷団体から流通業者への販売量）.
(2) **：１％有意，*：５％有意.
(3) 両対数式による.

５．計画外流通米の価格変化を考慮に入れた卸売業者による自主流通米仕入需要量変化

７～12年産での自主流通米仕入需要の自己価格弾力性－3.569は，米の家計需要が価格に対して非弾力的（絶対値＜１）であるのに比べれば，流通段階における自主流通米については，かなり弾力的であることを示している。他の条件が変わらなければ価格を１％下げれば仕入需要は3.5％増えるということになる。しかしながら，第１図でみたように，自主流通米価格が下がれば計画外流通米価格も下がるとみられるため，計画外流通米による交差弾力性2.681が利いて需要はそれほど増えない。

そこで，計画外流通米の需給を取り込んだ簡単なモデルを考え，自主流通米の流通価格(4)が変化したときに，計画外流通米の価格変化も考慮すると，卸売業者による自主流通米の仕入需要はどう変化するかを検討する。

第４表は，自主流通米販売量への影響である。流通価格の１％低下に対して仕入需要は0.82％増加となっている。

流通価格低下が生産者へ及ぼす影響をみるため，自主流通米の生産者手取額（生産者価格×販売量）への影響を試算した結果が第５表である。１％の流通価格低下に対して，生産者手取額は0.28％低下するが，これは，仕入需要の増加を考慮しない場合に予想される結果（＝生産者価格の低下率1.1％）に比べて相当程度小さい。また，明らかなのは，流通コストの削減は生産者手取額の増加に大きく貢献するということである。

希望価格申出制の下では，自主流通米入札における経済連等の売り手が，生産者価格に対する悪影響を懸念して実勢価格以上の価格を申し出る誘因となってきた。確かに生産者による出荷段階のみに着目すると，流通価格の低下は生産者価格の低下をもたらし，その限りでは計画外流通米の出荷が増える。しかし，逆に流通業者の仕入段階にも目を向けると，自主流通米の仕入需要の増加をもたらすことになる。すなわち，食糧法の下で自主流通米の地位を維持しようとすれば，自主流通米の売り手である経済連等が，生産者段階，流通業者段階双方を考慮した対応をとることが必要だったのであり，実勢をより反映した希望価格水準と流通コストの低減によって，自主流通米販売量と生産者手取額の双方の増加が可能であったはずである。

第４表　自主流通米仕入需要量変化率

（％）

		自主米流通価格低下率			
		0	1	5	10
流通コスト削減率	0	0.00	0.82	4.10	8.06
	1	0.26	1.08	4.35	8.29
	5	1.31	2.13	5.35	9.21
	10	2.60	3.40	6.57	10.30

第５表　自主流通米生産者手取額変化率

（％）

		自主米流通価格低下率			
		0	1	5	10
流通コスト削減率	0	0.00	－0.28	－1.61	－3.79
	1	0.46	0.17	－1.18	－3.39
	5	2.30	1.99	0.57	－1.76
	10	4.60	4.28	2.75	0.24

6．おわりに

平成 14 年 12 月 3 日の「米政策改革大綱」および 11 月 29 日の「水田農業政策・米政策再構築の基本方向」（「生産調整に関する研究会」）において，計画流通制度の廃止が打ち出され，自主流通米と計画外流通米の制度上の区分がなくなることになった。これまで自主流通米の出荷を主として担ってきたのは農協系統組織であった。自主流通米という制度区分がなくなっても，農協系統組織が出荷する米は今後とも大きなウェイトを持つとみられる。その販売価格が人為的に高められるならば，系統組織の販売のみならず末端消費者の米消費の抑制要因となる。今後の米の価格形成については，恣意的な要素を極力排除し，実勢そのものとなることが求められよう。

注(1) 自主米センターにおける落札価格の魚沼コシヒカリを除いた加重平均（落札量ウェイト）。
(2) 日経（１等，仲間，包装込み，持ち込み渡し，東京）の加重平均（生産量のとれるものについての生産量ウェイト）。
(3) **2.(3)** および **4.** において，自主流通米価格，値幅制限の下限価格，計画外流通米価格は，CPI で 2000 年価格に実質化したものである。
(4) 自主流通米の出荷団体と卸売業者の間で形成され，これまで自主流通米価格と呼んできたものを，生産者価格と区別するために，**5.** では自主流通米の「流通価格」と呼ぶ。

論 説

フランスの公的品質表示産品におけるガヴァナンス構造

――競争規則によるラベルルージュ家禽肉の扱いを中心に――

須田　文明

１．はじめに

とりわけ BSE 危機を背景に食品の安全性の確保をめぐって，近年，未曾有の事態が出来しており，トレーサビリティーをはじめとした，農業生産から流通段階に至る垂直的な調整の必要性がしばしば論じられている。他方，フランスでは牛肉部門などでも量販店による生産農家の組織化（後方統合）が進んでいる。品質政策はある程度，農家や加工業者，流通業者等の間の緊密なコーディネーションに依拠せざるを得ない。しかし，こうした品質政策は潜在的に競争政策と相容れない側面を持っているのである。

フランスではラベルルージュ家禽肉という公的な品質表示産品が，その農家と食鳥処理会社，飼料会社などによる緊密な調整を理由に，1991 年に経済財務産業省により競争規則に抵触するとして，競争評議会（公正取引委員会）に申し立てがなされる事件が発生した。これに対し農漁業省はパリ第一大学や国立農業研究所（INRA）の経済学者を動員し，ラベルルージュ擁護の立場から，こうした申し立てに対する反論を展開することになったのである。

本稿は，以上のような事情を背景にフランスの公的品質表示政策について概観すると同時に，取引費用経済学の知見を品質政策に適用して考察を加えたものである。

２．品質政策と競争政策

（1） ファストフード文化 V.S. スローフード文化

よく知られているように，南欧諸国（ラテン文化圏）と北欧諸国（アングロサクソン文化圏）との間には，従来，その食習慣や農業・食品生産構造の違いにより，品質政策をめぐり大きな隔たりがあった。例えば 1997 年時点で，欧州連合加盟国において，1,861 の食品の集合的品質表示産品（品質表示が一企業ではなく，複数の生産者や事業者により共有されているような産品）が存在したが，その内訳は，イタリアが 531，フランス 498，ギリシア 211，スペイン 196，ポルトガル 196 に対し，ドイツ 78，英国 56，オランダ 42，アイルランド 19，オーストリア 19，スウェーデン 18 などというものであった(1)。南欧諸

本稿の詳細については，農林水産政策研究第３号『フランスの公的品質表示産品におけるガヴァナンス構造』（平成 14 年 12 月）を参照されたい。

国は独自な地方的食習慣が堅固であり，食品産業も非常に小規模で特徴的な地方的食品製造に関わり，こうした集合的品質表示が多数存在している。他方で，北欧諸国は，中規模以上の企業による商標戦略が食品製造において大きな役割を占めていた。食習慣の相違もこうした事情に加わることで，いわばファストフード文化とスローフード文化との対立の構図が見られるのである。

食品政策をめぐる南欧と北欧とのスタンスの違いにも関わらず，また北欧諸国による抵抗にも関わらず，1992 年に欧州レベルでの公的品質表示として原産地保護呼称（AOP），地理的保護表示（IGP）が制定されることになった。

（2） 争点としての原産地表示

こうして制定された欧州共通の公的品質表示は，欧州域内では厳格に保護されているものの，国際的には厳格に保護されているわけではない。例えばイタリアの農業団体は，AOP として欧州域内で保護されているパルメザンチーズを国際的に保護するために，「貿易に関連した知的財産権をめぐる協定 TRIPS」の第 23 条に規定された，地理的表示の追加的保護をワインやスピリッツ以外の製品へと拡張するよう WTO の場で交渉すべく，ラミー欧州貿易委員に書簡を送っている。また様々な交渉の機会に提示される EU 側の文書からも，自由貿易の原則と食品表示，とりわけ原産地表示の保護との両立可能性について，国際交渉の場で議論される可能性がうかがわれる。

以下では，こうした競争規則と品質表示との葛藤に満ちた関係を経済学的に考察してみたい。

3．資産特殊性としての品質

（1） 資産および契約としての品質表示

まず企業の商標を考えてみよう。商標は一般的に，商品の情報を示すもの（情報シグナル）として考察される。不完全情報の下で製品についての不確実性があり，従って情報にコストがかかるからこそ商標が存在するのである。しかし商標もまたコスト無しには存在し得ない。当該製品が高く評価され，評判を確立するまでには時間がかかり，この評判を確立するまでの投資期間においては，生産者は限界費用以下でその製品を販売せざるを得ないこともあろう。評判の確立後，この産品がプレミアム価格でもって販売されなければならないのは，こうした初期投資のためだというのである（Shapiro,1983）。このように商標は，経済資産でもあるが，他方でそれは，買い手に対する売り手側の契約義務の履行を構成している。ところでこの契約は評判メカニズムを通じて，自動的に履行されるような性格を獲得することになる。というのも商標の評判が高いほど，それを失う場合の損失が大きいため, 生産者に対し高品質産品を供給しつづけるように動機づけられるからである。

こうして品質の情報シグナルは，特殊な投資を必要とし，他方でそこから超過利得（準レント）が生じるものとしての資産である。資産である以上このシグナルの管理様式（契

約義務の履行を遵守させるメカニズム）としてのガヴァナンス構造（取引組織化機構）が構築されなければならないことになる。取引の対象が標準化された財で，さらに評判メカニズムが機能するならば，当該取引については不正防止・不当表示に関する規則などで十分であろう。しかし取引の対象が経験財や信用財(2)の場合，公的品質保証のような制度の介入が必要となろう。

（2） 評判の共有としての集合的品質表示

ここでは，経済資産としての品質表示の所有権ないし使用権が，複数の農業者や加工業者，事業者の間で共有されているような，地域ブランドなどの集合的品質表示を取り上げよう。こうした集合的品質表示はとりわけ農業・食品部門で顕著に見られる。多くの場合，こうした部門での集合的品質表示は公的表示と私的表示の混合である。例えばあるラベルルージュ家禽肉の表示である「ラベルルージュ・プレドルエ」は，「ラベルルージュ」という国家の所有になる公的表示と，「プレドルエ」という複数の農家および加工業者等から構成される「品質グループ」により所有される私的表示との混合であり，その表示の使用権がこうしたパートナー間で共有されている。こうした集合的品質表示が創出される要因は次のようにいくつか考えられる。

まず，公共的な要因があげられる。国土整備や農村振興のために，農業食品部門では統制原産地呼称（AOC）やラベルルージュのような公的な集合的品質表示が制定されている。条件不利な地方でのハンディキャップの補償，あるいは農業近代化から排除されるような地域でのニッチ部門での生き残りのためにこうした表示が創出されてきたのである。多くの場合，生産者のイニシアチブがその起源にあるが，表示の所有権の設定および市場の立ち上げについて，公的な介入がなされたのである。

次に，市場構造的要因と経済行為者の戦略的な要因が密接に絡んでくる。つまり大企業の商標との競合において，製品差別化を通じて，小規模家族経営の生き残りのための唯一の可能性が集合的品質表示なのである。

なお表示の採用に当たっては，一定規模以上の生産量がなければ意味がなく，評判にも規模の経済が存在する。多数の生産者を結集させる集合的品質表示の形成を通じて，効率的な表示に必要な最低限の規模の生産量を確保することができる。逆に何らかの理由で（需要の突発的な増加など）この生産量を確保できないことが偽装表示の一因となる。

（3） 集合的品質表示とフリーライダー

こうして集合的品質表示における品質シグナルの評判は，事業者総体により共有されていることになる。しかし，この場合，生産者の中には必要な生産規則を遵守しないことで生産コストを削減させながら他方で品質表示から得られる準レントを享受しようとする，いわゆるフリーライダーが登場するリスクがある。もちろんこうしたフリーライダーの登場は，やがて集合的品質表示の評判さえも崩壊させることになる。フリーライダーの登場というリスクを回避して，当事者たちの品質への取組みの遵守を保証するためのコーディ

ネーション様式ないしガヴァナンス構造が必要となる。集合的品質表示において立ち上げられるガヴァナンス構造はどのような形態をとるであろうか。

（4） 資産特殊性とガヴァナンス

ウィリアムソン（Williamson，1991）によれば，どのようなガヴァナンス構造が選択されるかは，その構築および運営にかかる費用（一般的に取引費用）に依存し，こうした費用（ガヴァナンスコスト）は，資産特殊性(3) および一連の制度的要因（所有権や契約法，競争規則等）の関数であるとし，とりわけ資産特殊性との関連を第１図のように示した（見やすさを考慮し Brousseau，1998 を使用）。

第１図を参照しながら，集合的品質表示の場合を考察してみよう。取引の相手がお互いに誰でもかまわないような古典的な市場状態は，資産特殊性がゼロの時に得られる。この場合，財やサービスの特性が自明で，必要に応じて市場で調達できるので，市場でのスポット契約の方が，企業内部で製造するよりもコストがかからない。このように，古典的な市場契約がうまく機能する場合には，企業組織（ヒエラルキー）は不利である。企業組織は運営コストを生じるのみで，付加的な利得を生み出さないからである。第１図では限りなく左側に近い状態で（k ＜ k1），その場合，市場的ガヴァナンスにかかるコストが一番低いことがわかる。

ところが生産者（例えば養鶏農家と食鳥処理会社）が集合的な公的品質表示産品に取り組み，資産特殊性（例えばラベルルージュ家禽肉というブランドネーム，特殊な鶏舎）への投資が深化し，生産者間での相互依存関係が構築されるようになると，一部の者が必要な義務を遵守しないリスクが生じる（ただ乗り）。こうして調整的な対応を必要とするような取引の中断が頻発することになる。相互依存的な関係にある当事者同士の間での葛藤が頻発するような場合，市場的なガヴァナンスからより企業組織的なガヴァナンスに移行することで，運営コストは増大するものの，相互調整による利得の方がコストを上回ることになろう。この場合，第１図の右側で見られるように（k2 ＜ k），市場的ガヴァナンス

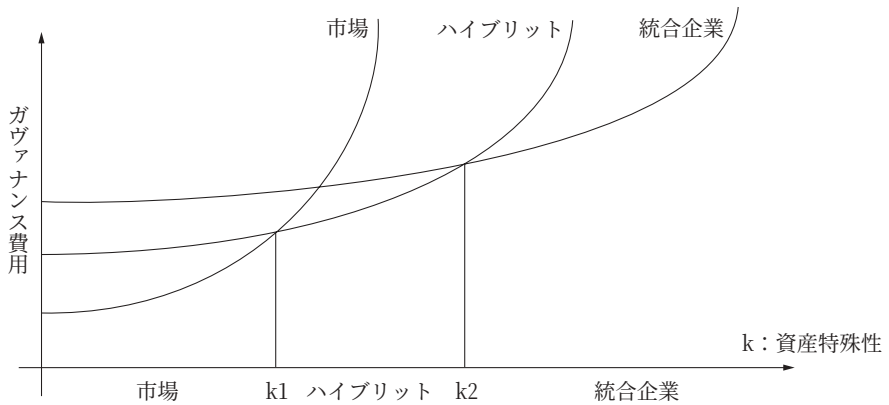

第１図　資産特殊性とガヴァナンス構造

資料：Brousseau〔1998，図１〕に加筆.

よりも，企業組織にかかるコストの方がより低いことがわかる。

なお（市場と企業組織との）中間組織（ハイブリッド）的なガヴァナンス構造は両者の間に図示され，集合的品質表示はこれに該当し，企業による商標管理はこれと区別される。

（5） 集合的品質表示のガヴァナンス構造

ラベルルージュや AOC のような集合的品質表示においても，個別生産者に対して，高品質産品を生産し続けるように動機づけることは，いくつかのメカニズムを通じて，自動的に履行されるようになる。すなわち，集合的品質表示から生じる準レントが十分に大きいこと，ただ乗りの行為がある場合この表示システムから排除され準レントを失う脅威があることである。そのためには表示監督者による生産者の監視が十分になされなければならず，また，トレーサビリティーにより，個別生産者の利得を，その個別的な努力と結合させるような仕組みが構築されなければならない。

さらに品質表示のガヴァナンスの選択は品質規則や競争政策等の制度環境によって規定されていることを指摘しておかなければならない。その一例として，フランスでは適合性認証産品（CCP）の生産量が激増しているが（第１表），これはカルフール（Carrefour）等の大手流通業者が差別化戦略の一環としてこの表示の採用に踏み切ったことによる。BSE 危機を発端に巨大流通企業による生産農家の組織化が顕著に進行し，CCP-Carrefour 等の独自ブランドが発展している。これは他の公的品質表示と異なり，CCP の場合，農業生産者やパッカー等の複数の事業者からなる「品質グループ」ではなく，一企業が表示の担い手になれるからである(4)。様々な制度環境が第１図のガヴァナンス費用曲線に影響を及ぼすことになり，その柔軟な品質規則のために CCP で企業組織によるガヴァナンスの傾向が見られる。

このように近年，食品安全性への消費者の関心の高まりにより，また食品がますます信用財化したことにより，トレーサビリティーの必要性が高まっており，取引費用を削減するという要請のために，いっそうの農業生産から流通段階に至る垂直的調整への傾向が見られることになる（第１図では資産特殊性の深化に対応）。

第１表　牛肉におけるCCP表示の増加

（トン，枝肉換算）

年　次	1993	1996	1997
ラベルルージュ	14,800	17,800	23,000
CCP	開始時	27,800	147,500

資料：Sans et de Fontguyon（1999, 表２）.

４．フランスの公的品質表示産品と競争規則

（1） 公的品質表示の制度環境

上述のように制度環境は，取引当事者間での農業生産から流通段階に至る垂直的調整のあり方に影響を及ぼすことになる。以下ではフランスにおける公的品質表示をめぐる制度環境のうち，とりわけ当該産品の検査監視制度について触れておきたい。フランスでは，

統制原産地呼称（AOC）やラベルルージュ，適合性認証（CCP），有機農産物などの公的品質表示が存在する。AOC については，全国原産地呼称機構（INAO）と経済財務産業省不正防止総局（DGCCRF）が製品や農業者，加工業者，流通業者などのオペレーターを検査監視することになっているのに対し，ラベルルージュや CCP，有機農産物は民間の「認証機関」により検査監視されることになっている。それぞれの認証機関は，その独立性および公平性，能力，効率性といった欧州規格 EN45011 の基準に適合していることをフランス認定委員会（COFRAC）により認定されなければならない。この認定の後に，当該認証機関は全国ラベル認証委員会（CNLC）に対し認証機関としての認可を申請しなければならない。この申請に対し CNLC は当該機関の能力を評価し，製品やオペレーターの監視計画（例えば有機農業であれば，農業者の２割についての抜き打ち検査，帳簿の検査方法などについて規定）について審査を行う。この CNLC の審査結果およびその意見を聞いた後に，農漁業省と経済財務産業省が認証機関を認可することになる（第２図を参照）。

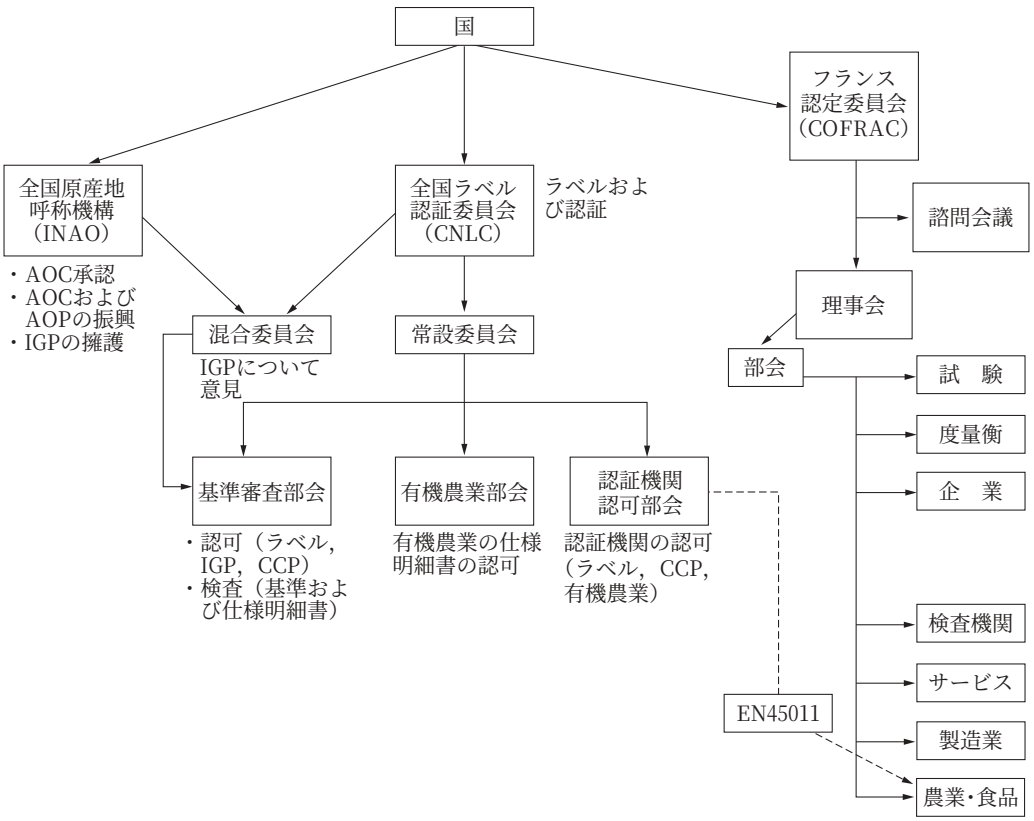

第２図　フランスの品質保証制度機構

資料：Chambres d'agriculture, no. 821, p.32, 1994.

第２表　ラベルルージュの表示とトレーサビリティー

ラベルルージュのロゴ	高級品の保証の唯一の公的表示
認可番号	ラベルの認可は仕様明細書の認可を前提とし，仕様明細書はCNLCの基準検査部で審査され認可を受けるが，その固有の番号
Fermier-eleve en plein airないしfermier-eleve en liberteの表示	動物愛護を優先した，伝統に近い飼養概念
地理的表示	飼養地域とと畜場（両者は100km・２時間の移動を超えてはならない） 飼養は限定された，伝統的な評判のある生産区域内にあること
品質グループ	仕様明細書の保持者で，品質のフォローアップを保証
と畜プラント	解体とパッキングを実施した認定企業の表示
認証機関	コントロール機関の名称と住所，必要に応じて，消費者が連絡
消費期限	処理後９日間
個体識別番号	鶏の飼育日数，雛の原産から最終消費者への販売に至るまでの追跡

資料：Synalafホームページに加筆.

さて，フランスのラベルルージュ家禽肉は 1960 年８月５日の農業基本法が「農業ラベル」を制定したことをもって発足し，1965 年に最初のラベルルージュ家禽肉が登場した。この産品は成長の遅い品種，81 日以上の飼養期間，飼料中の穀物含有量 75 %以上などの技術的仕様が定められている。この産品の生産および加工は，養鶏農家と食鳥処理会社，場合により飼料会社からなる「品質グループ」により管理されており，このグループがメンバーをリクルートし，必要とあれば生産者を除名する権限を持つ。この品質グループが上記の「認証機関」とともに，技術的仕様についての仕様明細書を作成し，全国ラベル委員会 CNLC にたいし，ラベルの認可を申請するのである。この仕様明細書が認可されると固有の認可番号を付与され，これが製品の表示に添付されることになり，その他の表示とともにトレーサビリティーが確保されることになる。

なお上述の仕様明細書については，ラベルルージュ家禽肉の規則が，満たされるべき最低水準の飼養規格を規定しており，これが製品の標準化を促進することで取引コストを削減していると考えられる。さらに養鶏部門では飼料要求率（鶏肉１キログラムの生産に必要な飼料の量）を通じて，外部から容易に養鶏農家の契約義務履行の質が観察可能となっており，こうした規格における技術的特性も取引費用を著しく削減していると考えられる。

（２） ラベルルージュ家禽肉と競争規則

最初に触れたように，ラベルルージュ家禽肉はその生産者間での緊密な調整（飼料価格や食鳥処理会社への下取り価格など）が競争規則に抵触するとして，経済財務産業省不正防止総局により公正取引委員会に対して申し立てが行われたものの，結局は競争規則に抵触するような事実は見つからないとされた。また，この事件を契機に，「危機状況に関するデクレ（行政立法）」（no.96-500，過剰生産能力の解消と生産制限のための生産者間の協定を認める）や「品質産品に関するデクレ」（no.96-499，公的品質表示産品の生産にかかる事業者間の協定等を認める）などの新たな規則が制定されることになった。

農漁業省からの委託を受けた経済学者たちは上述のような取引費用経済学の知見を動員することで，ラベルルージュのような集合的品質表示産品については生産者間での緊密な調整が不可欠であることを強調した。また例えば，生産農家が選別され，参入障壁が見られるとしても，それは技術的基準によるものであり，さらにラベルルージュへの参入は増加しており，標準鶏肉との価格差も減少し続けている。競争規則の厳格な適用によるラベルルージュ鶏肉の禁止はかえって消費者の厚生を減少させることになるというのである。

５．おわりに

近年，公共政策分析の領域において取引費用経済学の適用が散見されるようになっている。このこと自体は，これまでのウルトラネオクラシック（超新古典派的）な説明では，政策の説明責任（アカウンタビリティー）を果たしてこなかったことへの反省であろう。しかし取引費用経済学が公共政策分析に，場当たり的（アドホック）に適用されているという印象を払拭するためには，取引費用経済学のツールそのものをより精緻に鍛え上げなければならないであろう。実際，このラベルルージュ鶏肉の分析にあたっては，取引の効率性という基準だけでは，より企業組織的ガヴァナンスに近い産品と，より市場的ガヴァナンスに近いそれとが，なぜ同程度の効率性を持って共存しているのかが説明されず，今後の課題を残しているのである。

注(1) Peri et Gaeta（2000）による。ちなみに，こうした産品毎の内訳は，ワインおよび飲料が，1,397，食肉 429，牛乳・乳製品および蜂蜜 313，野菜 147，果実 107，オリーブオイル 90，ハム・ソーセージ 72 などである。

(2) 通常の財については消費者は購入に先立って財の品質について情報を与えられているのに対し，経験財は，消費者が消費した後になって初めてその品質を定義できるような財であり，信用財は，消費した後でもその品質を定義できず，信用するしかないような財のことである。

(3) ウィリアムソンは，資産がそれが別の用途へと転用できない，あるいはこの転用に多くのコストがかかるか，生産的価値の減少を伴うような場合，この資産が特殊であるとする（Williamson，1991）。彼は六つの特殊性として，場所的特殊性と物理的特殊性，人的資産，ブランドネーム資本，専用資産，時間的特殊性などをあげている。我々は公的品質表示産品の生産についてもこうした特殊性があると考える。

(4) こうした動きに対しフランス最大の農業団体，全国農業経営者組合連合会 FNSEA は次のような声明を発している。「流通業者による商標と公的品質表示との併記は禁じられなければならない。というのもそれは，農業者による努力を流通業者が横取りするものだからである」（2001 年５月７日のコミュニケ）。

〔参考文献〕

Brousseau, E. (1998) “Analyse économique des pratiques liées à l’extérnalisation”, *Petites Affiches*. no.147.

Peri, C. et Gaeta, D. (2000) “La necessaire reforme de la reglementation européene des dénominations de qualité et d’origine”, *Economie Rurale*, no. 258.

Sans, P. et de Fontguyon, G. (1999) “Différenciation des produits et segmentation de marché : l’exemple de la viande bovine en France”, *Cahiers d’économie et sociologie rurales*, no.50.

Shapiro, C. (1983) “Premium for high quality products as returns to reputation”, *The Quaterly Journal of Economics*, no.97.

Williamson, O.E. (1991). “Comparative Economic Organization: The Analysis of Discrete Structural Alternatives”, *Administrative Science Quarterly*, no.36.

論 説

介護保険下における介護サービス事業の展開状況

――都市と農村との地域比較調査報告――

相川良彦・合田素行・堀田きみ*・叶堂隆三**

１．はじめに

（1） 問題意識と調査方法

2000 年４月に始まった介護保険を契機として，在宅介護サービスはそれまでの行政措置により計画的に供給する方式から，事業者と利用者間の市場取引により供給される方式へと切り替わった。それにより，在宅介護サービスは弱者救済という社会政策的な施策という色彩を薄めて，私的な契約により取引されるサービス財へと変化したのである。

措置制度下において，介護サービスの供給主体は地方自治体，社会福祉法人などに限定され，経済的負担の大半が国･自治体予算により賄われた。そのため，介護サービスの供給は概して供給主体サイドの事情に規定されがちであった。相川（2000）が明らかにしたように，措置制度下での国の介護サービス助成基準は全国画一的なのに，実際には農村の方が都市に比べて事業の開設・運営コストが割安なため，サービスを供給しやすい。その結果，介護サービスの供給は，全般的な供給不足という状況の中で，内訳として農村の方が都市に比べて高齢者１人当たりの供給量は多いという状況にあった。

介護サービスが市場取引へ転換された 2000 年４月以降，上記のような介護サービス供給の都市と農村間格差は逆転すると見込まれる。農村は介護サービス利用者が人数的に少ないうえに点在する等の理由で，経営効率が低く，介護サービス事業の参入が都市ほどに増えないからである。また，介護保険は多様な主体による介護サービスへの新規参入を促し，地域の雇用を創出すると予想された。本論は，これらの諸点を確めるために行った介護サービス事業の活動の実態調査報告である(1)。

調査対象地は，都市として千葉県柏市を，都市近郊農村として福岡県前原市・二丈町・志摩町を，離島として長崎県福江市・奈良尾町の２市町（あわせて「北九州５市町」）を選んだ(2)。調査対象時点は，柏市が介護保険実施半年後の 2000 年 10 月現在，北九州５市町が１年後の 2001 年３月現在である（調査実施期はいずれも 2001 年）。調査対象は，在宅介護サービス（訪問介護，訪問入浴，訪問看護，デイサービス，デイケア，ショートステイ，ショートステイ療養型，福祉用具貸与の８種と居宅介護支援事業に限定，本論ではこの９サービスを在宅介護サービスと称する）を営む事業所すべてである。

＊介護保険市民会議，＊＊福岡国際大学

本稿の詳細については，農林水産政策研究第３号『介護保険下における介護サービス事業の展開状況』（平成 14 年 12 月）を参照されたい。

（2） 調査地の概況

調査地の人口構成は次の通りである（2000 年国勢調査）。柏市は総人口 327,851 人，うち 65 歳以上 40,686 人（総人口に占める割合 12.4 %）に対し，北九州５市町の総人口 126,034 人，うち 65 歳以上 23,078 人（18.3 %）である。全国の 65 歳以上割合が 17.5 %であるから，高齢化率は柏市では全国に比して低めだが，北九州５市町の方は少し高めである。

高齢者数で言えば，柏市の方が北九州５市町に比べて 65 歳以上の人口比で 1.8 倍，75 歳以上の人口比で 1.4 倍の規模を有する。また，１平方キロメートル当たり高齢者人口密度に換算すれば，柏市 565 人に対して，北九州５市町は 60 人である。さらに，産業別就業人口（1995 年国勢調査）では，第一次産業が柏市で 1.5 %に対して，北九州５市町で 13.6%である。以上から明らかなように，柏市が都市部なのに対して，北九州５市町は農村部である。

２．２地域間の介護サービスの全体像比較

（1） 介護保険実施前の主要在宅介護３サービス利用状況

柏市および北九州５市町について，介護保険法制定前（1996 年度）の在宅介護サービスのうち，サービス量が多い三つの在宅サービスの普及状況を眺めれば次の通りである［長寿社会開発センター（1998）］。

訪問介護 100 人当たり年間利用頻度は柏市 58.6 回に対して北九州５市町 164.4 回，デイサービスは柏市 46.9 日に対して北九州５市町 363.5 日，ショートステイは柏市 38.8 日に対して北九州５市町 29.4 日であった。訪問介護とデイサービスについては北九州５市町の利用頻度が格段に高いが，ショートステイのみは柏市のそれがやや高かった。ショートステイは医療機関も併設可能なので，医療機関の林立する柏市でも利用が多かったのであろう。概して，介護保険法制定以前においては北九州５市町（農村部）の在宅介護サービスが柏市（都市部）に比べて充実していた，と考えて良い。

（2） 介護保険実施半年後の在宅介護サービス事業の展開状況

１） 事業所調査からみた在宅介護３サービスの利用状況

次に，介護保険実施半年後の利用状況を聞いた今回の調査結果(3) において，上述の在宅介護３サービスの利用状況はどのような地域差をもつようになっただろうか。第１図は，調査不能事業所のデータ補足の都合で，前述**(1)**ではサービスにより異なった利用単位（回数と日数）を利用者（実員または定員）数へ変更・統一して，２地域間比較したものである。

訪問介護サービスの高齢者 100 人当たり利用実員数は，柏市 2.2 人に対して北九州５市町 2.5 人で差がない。また，訪問介護利用実員１人当たり月間利用時間数平均は柏市 17.0 時間（10 事業所），北九州５市町 16.0 時間（14 事業所）で差がない。仮に，事業所から

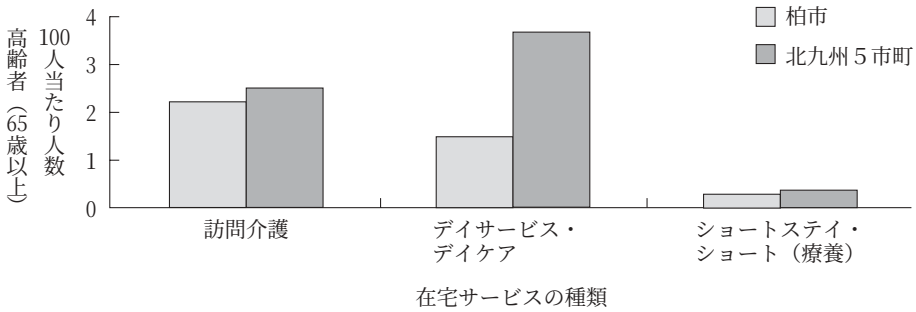

第１図　在宅サービス３種の活動状況の地域間比較（高齢者100人当たり）

みて，訪問介護利用時間３時間（内訳は，在宅介護サービス時間２時間＋移動時間１時間）を１回と換算すれば，高齢者 100 人当たり年間訪問介護回数は柏市 140 回，北九州５市町 163 回である。この数値は，1996 年次と比べて，訪問介護サービス利用量が柏市において急増し，北九州５市町において変わりがなかったことを示唆する。以前は農村部（北九州５市町）で相対的に多かった訪問介護サービスの利用が，介護保険の実施を契機として都市部（柏市）で増えて，都市―農村格差がなくなったと考えて良いだろう。

デイサービス・デイケアの高齢者 100 人当たり定員数は，柏市 1.5 人に対して北九州５市町 3.7 人と２倍以上の格差がある。事業所および定員の内訳では，柏市においてデイサービス 15 事業所 300 人，デイケア９事業所 324 人なのに対して，北九州５市町においてデイサービス 17 事業所 449 人，デイケア 13 事業所 405 人であった。デイサービスは近隣に昔馴染みの多い農村高齢者の方が顔見知りの少ない都市高齢者に比べて受け入れられやすいという事情が介護保険実施以後も続いていること，ただその格差は 96 年当時（7.7 ～ 7.8 倍）に比べて急速に解消しつつあることがここでも確認できるだろう。

ショートステイ（福祉施設）およびショートステイ療養型（医療機関）合計の高齢者 100 人当たり定員数は，柏市 0.3 人に対して北九州５市町０.4 人で差がない。事業所および定員の内訳では，柏市においてショートステイ７事業所 90 人，ショートステイ療養型３事業所 26 人なのに対して，北九州５市町においてショートステイ８事業所 81 人，ショートステイ療養型１事業所４人であった。２地域とも福祉施設のショートステイが中心であること，その定員数はデイサービス・デイケアに比べて５分の１から 10 分の１とマイナーであること，が分かる。ショートステイ（療養型を含め）は馴染みの少ないサービスと言えよう。

以上から，在宅介護サービスの中で利用量の多いベスト２サービス，訪問介護とデイサービス・デイケアに関して，介護保険を契機として柏市（都市部）で供給量が増えたので，これまで相対的に利用量の多かった北九州５市町（農村部）との格差が縮小し，将来的には逆転もありうると見て良い情勢にある。

2） 経営主体別にみた介護サービス事業所の参入状況

次に，介護保険実施以降，在宅介護サービス事業の経営主体がどのような構成になったかを見てみる。

第２図は，在宅介護９サービスの経営主体別の事業所数を２地域間比較したグラフである。営利法人は柏市において圧倒的に多く（柏市 18 事業所：北九州５市町 4 事業所，以下同様），社会福祉法人は北九州５市町において圧倒的に多い（8 ： 17）ことが分かる。介護保険実施を契機に，営利法人の大量参入が都市部では起きたが農村部では起こらずに，従前からの社会福祉法人が健闘しているのである。医療法人は２地域同数（12 ： 12）であるが，高齢者人口比で柏市が 1.8 倍あることを考慮すれば，相対的に北九州５市町で医療法人が活躍していることになる。つまり，農村部では都市部ほどの営利法人の参入はなかったが，その分従前からある医療法人が在宅介護サービス分野へ事業拡張してきているのである。なお，その他として，NPO 法人や協同組合などがあるが，それが全体に占めるシェアは小さい(4)。

開設主体(5) の本拠地が市町内：県内：県外にある事業所割合は，柏市の場合 58 %： 20 %： 22 %，北九州５市町の場合 61 %： 36 %： 3 %，である。２地域とも市町内を本拠とする地元資本が６割を占めている。介護サービスには地場産業の性格が色濃くあるの

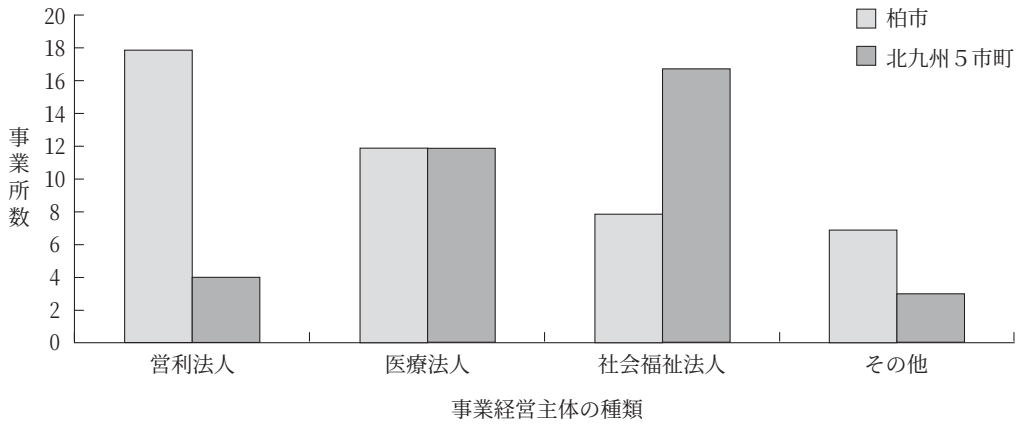

第２図　事業経営主体の種類別地域間比較

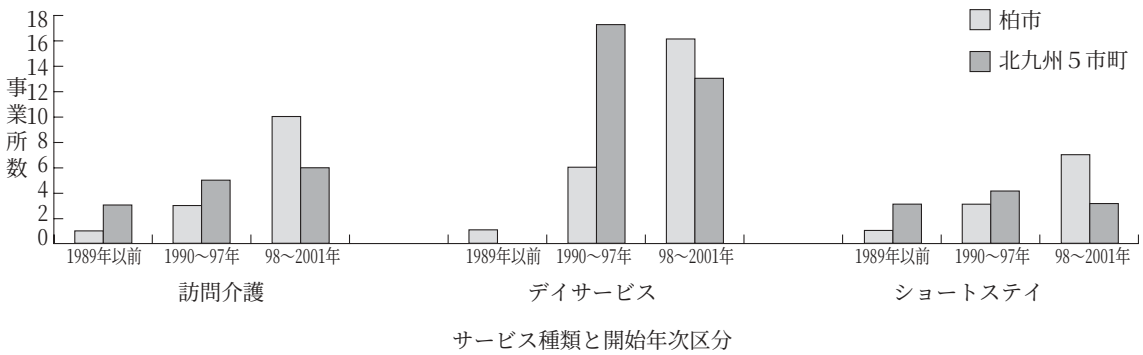

第３図　在宅介護３サービス別，開始年次別の事業所数

だろう。また，県外にある事業所割合が県内のそれと柏市ではほぼ同率であるのに対して，北九州５市町では県外の事業所は１つしかない。東京都のベッドタウンである柏市と，県内で完結する北九州５市町の介護サービス市場圏の差が反映しているのである。

第３図は，在宅介護３サービス事業の開始時期を，２地域間で比較したものである。開始年次区分は，在宅介護サービス整備という視点から，ゴールドプランの始まる 1989 年以前の停滞期，ゴールドプランの開始から介護保険法の成立する 1990 ～ 97 年までの公的機関主導によるゴールドプラン整備期，介護保険法の成立から調査時 1998 ～ 2001 年までの民間主導による市場化段階期，の３区分である。柏市では３在宅介護サービスのいずれも，1998 年以降が開始ラッシュであった。それに対して，北九州５市町では，訪問介護サービス事業所は 1998 年以降の市場化段階期に開始がもっとも多いものの，デイサービスとショートステイは 1990 ～ 97 年のゴールドプラン整備期が中心で，1998 年以降は逆に開始事業所数をやや減らしている。これは，介護保険法の成立が在宅介護サービス整備のテンポを，柏市（ひいては都市部）では急速に強めたのに対して，北九州５市町（ひいては農村部）ではゴールドプラン整備期よりも部分的に鈍化させたことを示している。

３） 在宅介護サービス事業所の雇用量とその雇用形態

在宅介護９サービス事業の活動により，どの程度の雇用が確保されているかを，２地域間で比較してみよう。

第４図は，２地域の在宅介護サービス事業所の従業員総数とその雇用形態を示している。柏市で 950 人余，北九州５市町で 800 人弱である。柏市の方が北九州５市町より従業員数は多いものの高齢者総数に比べて相対的に少ないこと，また非常勤形態が半ば近くに達すること，がわかる。営利法人を中心に新規参入の多い柏市の在宅介護サービス事業所が，従業員数を抑え，非常勤形態の形で経費節減につとめているようである。なお，１サービス事業所当たりの従業員数平均は柏市 21 人，北九州５市町 21 人で同数である。

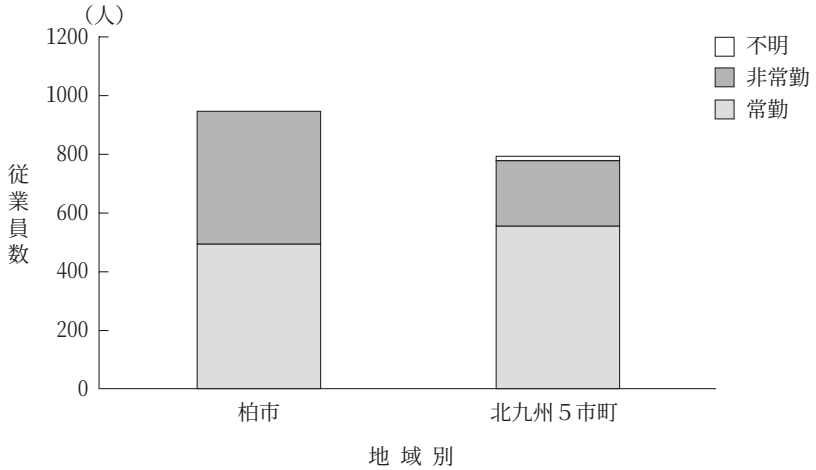

第４図　従業員の雇用形態別人数の地域間比較

従業員の性格に関しては，有効回答数が柏市 74 ～ 72 %，北九州５市町 98 ～ 91 %で，本調査において最も調査の捕捉率が悪い項目である(6)。だが，それでも９割ないし７割を捉えているから，調査結果が２地域の概要を示すとみても大過ないだろう。

従業員の属性に関しては，２地域間にほとんど差異がない。具体的には，従業員の年齢階層（40 歳代以上： 30 歳代： 29 歳以下）を３区分でみると，柏市の場合 54 %： 19 %： 27 %，北九州５市町の場合 55 %： 24 %： 21 %で２地域とも過半が 40 歳代以上である。また，性別（男性：女性）でみると，柏市の場合 19 %： 81 %，北九州５市町の場合 18 %： 82 %で，２地域とも８割強を女性が占めている。さらに，前職の有る者と無い者との２区分でみると，柏市の場合 75 %： 25 %，北九州５市町の場合 69 %： 31 %であった。ここで前職の無い者を新規に雇用された者とアプリオリに仮定すれば，介護保険法の実施は従業員数の３分の１～４分の１程度の雇用を創出したことになる（前職の有る者は転職組であり，その結果として前の職場では新規に従業員を雇用しているケースも多かろう。だから，上述の雇用創出数は控えめの数値推測と考えている）。

３．むすび

介護保険実施後の介護サービス事業所の活動状況を，都市部・柏市と農村部・北九州５市町と比較しつつ検討した。介護保険実施以前においては，在宅介護サービスの利用は柏市で低調に対して，北九州５市町で活発であった。しかし，介護保険を契機として，柏市では介護サービスの供給量が急増し，他方で北九州５市町のそれは微増にとどまった。その結果，柏市と北九州５市町間に存在した在宅介護サービスの利用格差は縮小しつつある。

柏市において介護サービスの供給が急増した原因は，営利法人を中心として多様な経営主体が大量に新規参入したことにある。他方，北九州５市町においては，既成の福祉施設や病院・診療所がこれまでの業務の延長線上で在宅介護サービスへ触手をのばした形態が多かった。開設主体は２地域とも６割まで市町内に本拠をもつ地元資本であった。ただ，残り４割のうち半分が柏市では県外資本であったが，北九州５市町ではほとんど県内資本であった。在宅介護サービス事業は，地場産業の性格の濃いサービス業と言える。

また，在宅介護サービスは介護保険を契機として従来の従業員数を３～５割増加させたと推測される。地域的には，柏市よりも北九州５市町の方が，利用者数に比べて従業員を相対的に多く雇っていた。従業員の内訳では中年以上の女性が中心で，雇用も非常勤形態が多かった。このように在宅介護サービス業は，厳しい雇用状況下にある地域において，数少ない雇用ニーズのある新規産業となっている。ただ，その労働条件はいまだ低水準・不安定であり，その質的改善が課題として残されている。

なお，当初の見込みほどに急増しなかった在宅介護サービスの利用が介護保険の定着とともに次第に増加し始めている(7)。この介護サービス利用の顕在化が進行し，他方で厚労省による訪問介護等の利用料単価の引き上げが予定されるために，経営的に苦境に陥っている一部の在宅介護サービス業（訪問介護など）も，経営採算的に持ち直すと予想される。

そのことが農村部の在宅介護サービス業において，医療施設等の複合化による独占支配をいっそう強めるのか，それとも都市部のように営利法人等による新規参入を引き起こすか，或いは協同組合や NPO 法人によるコミュニテイ・ビジネスとして都市部とは一味違った在宅介護サービス業へと展開するのか，その動向が注目されるところである。

注(1) 当実態調査において，福岡県前原市を瀬崎譲広（九州大学大学院生），二丈町・志摩町を藺葵（久留米大学大学院生）の両氏が分担した。

(2) 調査対象市町は，調査員が当該地の福祉状況を比較的知っている，交通至便や別件調査を実施したという経緯から調査に都合が良い，市町役場福祉担当課の調査協力を得られた，等の理由により選ばれた。

(3) 本調査は悉皆調査をめざしたが，実際には若干の調査拒否があった。調査完全拒否の事業所数は，柏市２（医療法人１，営利法人１），北九州５市町２（医療法人２）であった。なお，調査には応じたが，項目によって未回答や調査員の聞漏らしがあり，有効回答率は少し低下する。

(4) 経営主体の内訳の「その他」10 事業所には，生活協同組合３，農協２，財団２，NPO 法人１，自治体１，医師会１が含まれている。

(5) ここで開設主体の本拠地を取り上げたのは，事業所が地元資本か否かの判定は，経営主体よりも開設主体で見る方がより明確にできるからである。

(6) 柏市における従業員調査の有効回答率の悪い理由は，調査完全拒否２事業所のほかに，比較的従業員数の多い事業所が集計表による回答３（医療法人１，財団１，農協１），或いは未回答１（営利法人）であったためである。

(7) 読売新聞（2002 年 6 月 27 日付け）の記事によれば，「介護保険から支払われた 2001 年度の介護費は４兆 5,652 億円で，初年度に比べて 15.5 %増えた…。特に，訪問・通所介護などの在宅サービスは 32.2 %増（１兆 7,108 億円）で，利用が急速に増えていることがうかがえる」。

〔参考文献〕

相川良彦（2000）『農村にみる高齢者介護』（川島書店）。

長寿社会開発センター（1998）『平成９年版　老人保健福祉サービス利用状況地図（老人保健福祉マップ）数値表』（(財）長寿社会開発センター）。

〔謝辞〕

調査において，千葉県柏市，福岡県前原市・二丈町・志摩町，長崎県福江市・奈良尾町の介護保険担当者および管内各事業所担当者各位，（財）農政調査委員会にご協力いただいたことを感謝したい。

動向解析

食料・農業・農村政策の体系化に関する試案について

吉田泰治・吉井邦恒・勝又健太郎

はじめに

平成13年度の「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（以下「政策評価法」）の制定を受けて，各省の政策評価が平成14年度から実施される。農林水産省では，こうした動きに先駆けて平成12年度から政策評価を実施，有識者から構成される「農林水産省政策評価会（以下「評価会」）」の意見を聞きつつ，評価結果を公表してきた。

農林水産省の政策評価は，いわゆる「実績評価方式」と呼ばれるもので，実施している各種施策を約70の政策分野に分け，分野ごとの目標値に対する実績値によって，達成度を評価し，A，B，Cなどのランク付けするものである。政策分野は，農業に関する政策については「食料・農業・農村基本法（以下「基本法」）」の実施計画として位置づけられる「食料・農業・農村基本計画（以下「基本計画」）」の項目立てに沿った形に整理された施策・事業のまとまりであり，平成14年度の場合，51に分けられている。したがって，農林水産省の農業分野の政策評価は，実績評価方式により，基本計画の各項目の進捗状況を検証するという性格を持つ。

しかしながら，一方で政策評価には，政策の必要性，有効性，効率性を評価することによって，政策の意義や効果を国民にわかりやすく説明するという側面もある。評価会委員からは，過去2年にわたり実施されてきた農林水産省の政策評価は，達成度によるA，B，Cなどのランク付けを除いては，わかりやすいものとは言えないのではないかという指摘を再三受けてきた。わかりにくさの大きな理由として，基本計画の項目立てに沿って配置された政策分野が並列的で，相互の関係が不明であり，また，政策手段と政策目標の関係が明確な形で体系化されていないという点があげられよう。こうした評価会委員からの指摘を受け，農業関係政策の体系化のため(1)，いわゆる「政策ツリー」の作成が当研究所に依頼された(2)。

当研究所では，評価・食料政策部において検討を開始し，政策ツリーの試案を作成，成果指標に関する検討結果と併せて，平成14年10月4日および11月19日の2回の評価会で報告した。本稿では，政策ツリー作成に関する検討結果とその際明らかになった問題などを紹介する。

１．現行政策評価の問題点

現行の政策評価の基となる基本計画は，基本法の条文構成と同一の項目立てで整理されており，定量的指標としては「食料自給率（以下「自給率」）」と，その目標を達成するための品目別生産努力目標等が基本計画の中に規定されている。

政策評価は政策効果の国民に対する説明という性格も持っているから，政策の実施によってどの程度効果があがったかを一定の指標（成果指標）によって示すことが求められる。基本計画には，基本法に定められた自給率の目標とその達成上必要となる品目ごとの「生産努力目標」のみが設定されていることから，基本計画の最終の成果指標は自給率ということになる。したがって，政策評価として基本計画の進捗度の評価を行うのであれば，成果指標である自給率の変化に対し，各政策分野がどの程度寄与したかを定量的に説明できるような体系となっている必要がある。

しかしながら，現行の政策評価においては，生産努力目標を検証するため，「品目別対策」という政策分野を設けてはいるものの，必ずしも「手段→目標」という形で自給率の変化を説明できる形になっていない。また，品目別生産対策以外の分野については，

ａ．農地，担い手等生産要素（土地，労働，資本）に関係する品目横断的な政策

ｂ．経営全般に関わる政策

ｃ．農村振興に関係する政策

などの政策分野が，自給率との関係や政策分野間の関連が明らかにされないまま，並列的に配置されている。

これまでの政策評価の結果では，品目別対策については「Ｃ」が多く，それ以外の政策分野に関しては「Ａ」が多い。このような「Ａ」や「Ｃ」の評価結果を見ただけでは，一般国民にとってはどの政策のどの部分が悪くて自給率が上がらなかったのか，よくわからないと思われる。政策目標と政策手段あるいは政策相互間の関係が明示されていないことが，政策評価結果，即ち政策の効果をわかりにくくしている最大の要因なのである。

そこで，基本法を前提とし，基本法に盛られた四つの基本理念，即ち「食料の安定供給の確保」，「農業の持続的発展」，「農村の振興」および「多面的機能の発揮」を最上位目標として，自給率との関係に留意しつつ，大目標以下の政策目標を演繹的に設定していくという作業により政策の整理・体系化を行うこととした。

２．大目標および中目標の設定

基本法の四つの基本理念を最上位目標とする政策体系の整理を行うに際し，基本的な考え方は，次の３点である。

第１に，現行基本計画の最終の成果指標である自給率は生産を需要で除したものであるから，生産に関する大目標（自給率の分子）と，需要に関する大目標（自給率の分母）を

第１表　食料・農業・農村政策の大目標および中目標

食料・農業・農村政策の大目標・中目標	（参考）　食料・農業・農村基本計画
0　食の安全・安心の確保	1　食料の安定供給の確保に関する施策
①　食の安全の確保	①　食料消費に関する施策の充実
②　食の安心の確保	②　食品産業の健全な発展
1　食料の安定供給	③　農産物の輸出入に関する措置
③　食育・食生活の改善	④　不測時における食料の安全保障
④　輸入の安定確保（備蓄等を含む）	⑤　国際協力の推進
2　農業の持続的発展・食品産業の健全な発展	2　農業の持続的な発展に関する施策
⑤　優良農用地の確保	①　望ましい農業構造の確立
⑥　施設等の整備による生産性の向上	②　専ら農業を営む者等による農業経営の展開
⑥－１　農業の生産性の向上	③　農地の確保及び有効利用
⑥－２　食品産業の生産性の向上	④　農業生産の基盤の整備
⑦　担い手の確保	⑤　人材の育成及び確保
⑧　経営の安定	⑥　女性の参画の促進
⑨　需給調整・価格安定	⑦　高齢農業者の活動の促進
⑩　技術の開発・普及	⑧　農業生産組織の活動の促進
⑩－１　農業技術の開発・普及	⑨　技術の開発及び普及
⑩－２　食品産業の技術開発	⑩　農産物の価格の形成と経営の安定
3　農村地域の振興	⑪　農業災害による損失の補てん
⑪　農村経済の活性化	⑫　自然循環機能の維持増進
⑫　農村地域の生活環境の向上	⑬　農業生産資材の生産及び流通の合理化
4　多面的機能の維持・発揮	3　農村の振興に関する施策
⑬　自然循環機能の維持・増進	①　農村の総合的な振興
5　その他	②　中山間地域等の振興
⑭　その他	③　都市と農村の交流等
	4　団体の再編整備に関する施策

分けて設定する。

第２に，現行基本計画で食料の安定供給の確保に含まれている「食の安全・安心の確保」については，生産から消費に至る「食」全般に関わる基礎的な大目標として分離する。

第３に，農村振興，多面的機能等については，自給率との関係は間接的であることから(3)，自給率とは一応切り離して別に大目標を設定する。

このような考え方に基づき，大目標を設定し，その下位に位置する中目標についても体系的に整理したものが，第１表である。

大目標１「食料の安定供給」は自給率の分母に相当する目標であり，食料需要そのものに関する中目標と，需要のうち国内生産ではまかなえない部分を供給する輸入に関する中目標に分割される。

大目標２「農業の持続的発展・食品産業の健全な発展」(4) は自給率の分子に相当する部分であり，基本的には国内における食料生産増加に関する政策がここに分類される。具体的には，土地，労働力，固定資本などの生産要素に関する中目標，その他技術開発や経営の安定，需給・価格の安定など国内生産に関する中目標が並ぶ。

国内生産を担う産業は農業と食品産業であることから，目標も，農業に関する部分と食品産業に関する部分と二つの部分に分かれる。ただし，農業に関する施策が土地，労働力，

資本，技術の開発・普及といった多くの中目標に対応するのに対し，食品産業に関する具体的施策は，「施設整備による生産性の向上」，「技術の開発・普及」の２分野に集中している。このため，中目標⑥および⑩について，農業と食品産業それぞれに対する小目標を設定し，他の中目標は農業に関するもののみとする。

大目標３「農村地域の振興」については，産業振興である経済活性化と生活を支える生活環境施設整備の２分野に関する中目標を設定する。

大目標４「多面的機能の維持・発揮」および大目標５「その他」については特に内訳となる項目は設定せず，対応する中目標を一つずつ設定する。

３．成果（Outcome）指標の設定と留意点の整理

政策の体系化に伴い，各施策単位で設定される成果指標は，大目標，中目標単位でも設定されなければならない。成果指標としては，当該施策を行ったことにより，意図された効果がもたらされたかどうかを説明できる指標である必要がある。一方で指標は，既存の統計資料を用いて検証できるものが望ましい。

また，成果指標は，施策の効果を国民にわかりやすく説明するためには，本来一つであることが望ましい。しかしながらそれが困難な場合には，「サブ指標」の設定を検討することも必要である。

ところで，現行の農林水産省の政策評価は，各政策分野の評価対象となる目標の設定にあたって，政策の効果を説明する成果指標を採用するという考え方が必ずしも徹底されていない。むしろ，活動（Output）指標もしくはそれに近い概念の指標も見られる。

今回提示した体系のもとでの中目標別の成果指標の例を第２表に掲げた。これらは，各中目標に分類される施策の目的等を勘案の上，検討のたたき台として例示したものである。

この成果指標設定に関する検討の過程で明らかになった留意点等は以下の通りである。

（１） 成果（Outcome）指標と活動（Output）指標との関係

成果指標は，活動指標とは異なる。活動指標としては，例えば公共事業の進捗度が代表的なものであるが，こうした活動指標では，事業そのものの効果を説明したことにはならない。成果指標は，あくまで当該施策（事業）によって，どのような効果がもたらされたかを説明するものでなくてはならない。数値による成果指標の設定が困難な場合，活動指標を用いて評価を行うことは検討されてもよいが，その場合には，活動指標と数値化が困難な成果指標との間をロジックモデル等で論理的に説明できることが必要である(5)。

（２） 毎年度評価のあり方

例えば食生活の改善に関する施策のように，その効果の発現までに時間を要するものもある。そうした施策については，毎年度成果指標に基づき評価を行っても適切な結果が得られないおそれがある。一定期間（例えば基本計画の期間である５年）終了後に評価を行

第２表　中目標別の成果指標

中目標名	指標の考え方と例示
①　食の安全の確保	・施策の目的は，食品事故による消費者被害を発生させないこと。 ・発生させないことを前提とすると，被害額ゼロを目標とすべきだが，未知の危害（ハザード）の可能性も否定できず，成果指標としては消費者の食品事故による被害額とし，この指標の最小化を目標とする。
②　食の安心の確保	・施策の目的は，食品の虚偽表示の防止による消費者不利益を発生させないこと。 ・不利益額は既存統計になく，推定も困難。 ・現実的には，JAS法をはじめとする食の安心に関する当省所管法令違反摘発件数を指標とする。
③　食育・食生活の改善	・施策の目的は，国民の健康確保のため，健全な食生活に誘導すること。 ・成人病患者数など食生活と関連が深い国民の健康状態を示す指標が適切。しかし，こうした指標では，食生活以外の要因の影響も大きく，当省の施策との関連が希薄となる可能性。 ・現実的には，食料需給表によるPFC比率の理想型との乖離率を指標とする。
④　輸入の安定確保（備蓄等を含む）	・施策の目的は，輸入依存度の大きい農産物（穀物，大豆等）について，必要な輸入量の確保によって，国内需給を安定させること。具体的には，国際相場高騰期に，輸入価格の高騰の影響が国内価格へ及ばないようにすること。 ・輸入価格と国内価格との乖離率を指標とする。この指標は卸売り物価指数等から月別に採取可能。
⑤　優良農用地の確保	・施策の目的は，生産要素としての農地面積を確保すること。 ・面積そのものを指標とすれば良いが，具体的施策は，基盤整備とセットであり，土地確保だけの施策はない。また，不作付け面積は，生産に寄与しないから，マイナスの成果指標として差し引くべき。 ・「農地面積－不作付け面積」を成果指標とする（耕地及び作付け面積調査）。
⑥　施設等の整備による生産性の向上	・施策の目的は，（生産者個人では整備が難しい）大型の固定資本を補助金によって整備し，農業・食品産業の生産性を向上させること。 ・成果指標としては，施策によって増加する固定資本（ΔＫ）により，生産性（ΔＸ）がどの程度向上したか，即ちη＝(ΔX/X)／(ΔK/K）を明らかにするものでなくてはならない(生産性の指標としては，生産額以外に，ａ．反収，ｂ．生産コスト，ｃ．労働時間，ｄ．品質などいくつか想定される)。なお，生産額等に関する統計はマクロ・ミクロともに整備されているが，過去からの様々な事業によって整備されてきた固定資本の現在価値と稼働率に関する統計はない。
⑦　担い手の確保	・施策の目的は，他産業並みの労働時間で他産業並みの生涯所得を確保しうるような農業経営を確保すること。 ・主業農家あるいは認定農業者のうち，一定の所得以上の農業経営体数を指標とする。
⑧　経営の安定	・施策の目的は，主業農家あるいは認定農業者の経営を安定させること。 ・主業農家あるいは認定農業者の所得の変動率を指標とする。「農業経営動向統計」から推計。
⑨　需給調整・価格安定	・価格形成は需給実勢を的確に反映した市場に任せることが現在の政策の基本スタンスである。 ・成果指標としては，生産者受け取り価格の変動率とする（「農業物価指数」)。
⑩　技術の開発・普及	・施策の目的は，論文，特許，品種，普及に移しうる成果などの研究成果を作ること。 ・成果指標としては，生産に直接寄与するものとして，特許・品種とする。
⑪　農村経済の活性化	・施策の目的は，農村の（農業だけでなく）経済全体を活性化させること。 ・農村部の経済活動を捉える最低単位は市町村。農村部といっても，市町村の総生産に占める農業のシェアは20～30%程度。農業の指標だけでは市町村全体の経済活動はわからない。 ・市町村の経済活動は，「市町村民経済計算（国民経済計算の市町村版)」で全体を把握可能（ただし全市町村は揃わない。公表時期も遅い)。便法として，「農業粗生産額（１次)＋製造品出荷額（２次)＋小売業年間販売額（３次)」という指標も考えられるが統計が揃うのは２年遅れ。
⑫　農村地域の生活環境の向上	・施策の目的は，都市と比較して整備が遅れているインフラ施設を農村に整備し，快適な居住環境とすること。 ・都市と比較可能なインフラとして，例えば下水道普及率などが指標となりうるが，全農村を網羅する既存統計はない。 ・当省の施策との関係で適切なインフラ施設（複数）を選び，調査し，指標化が必要。
⑬　自然循環機能の維持・増進	・施策の目的は，農業・食品産業の生産活動を通じて発生する環境負荷を低減させること。なお，環境負荷としては，空気，水，土壌に関する指標が代表的なもの。 ・成果指標としては，当省（官房企画評価課環境対策室）が推計している農業からの排出Co2とする。
⑭　その他	・施策の目的は，行政情報，統計情報の作成・発信である。 ・行政情報，統計情報とも単に発信するだけでは意味がない。どの程度使われたかを検証可能な指標とする必要。 ・使用件数の指標は直ちにとれないので，成果指標としては，ホームページアクセス件数とする。

うことも考えられる。しかしその場合でも，成果指標と施策の関係をロジックモデル等で明確化し，施策の事前評価などにより有効性を検討した上で，毎年度活動指標をもとに評価を行うことになる。また，活動指標は達成度で評価するが，投入資源（予算，人員等）との関係で施策の効率性についても評価されねばならない。

（3） 必要な統計情報の整備

指標は基本的に定量的なものであるので，既存の統計から採れるものであることが望ましい。成果指標作成のためにその都度新たな統計調査を行わなくてはならないとすれば，本末転倒になる。しかし，第２表に示した成果指標の中には既存統計からそのまま採れるものは少ないことも事実である。政策評価との関係で基礎的かつ必要不可欠な業務統計については，その整備やデータベース化を早急に検討する必要があろう。また，政策評価の実施時期は，次年度予算のとりまとめとの関係で，６～８月頃になるが，この時期に公表が間に合わないものもある。統計情報の公表の早期化の要請は時代の流れであるが，政策評価を実施する点からも公表の早期化が必要である。

既存統計にない情報の中で，特に重要と考えられるのは，「⑥施設等の整備による生産性の向上」に関する成果指標に必要となる統計である。この中目標に分類される各種施策は，農業部門の固定資本を増強することによって，農業の生産性を向上させることを目的としたものである。これは，農業者個人では整備が難しい大型の機械，カントリーエレベーターなどの集出荷施設などを，国（および地方自治体）からの補助金を使って整備してきたものであり，所有する主体は民間であるが，実は社会資本に分類すべきものである。多額の財政資金が投入されてきたにもかかわらず，過去からの各種施策で整備されてきた施設（いわゆる「ハコモノ」）の現在価値および稼働状況に関する統計指標はない(6)。こうした施設が各地に整備され農業の生産性を向上させてきたことは間違いないのであるが，固定資本に関する統計データの整備が十分でないため，固定資本増加による農業の生産性向上を実証することは困難である。こうした固定資本の整備状況を，事業実施に伴う業務統計を整備することにより，補助事業の有効性を評価し，広く国民一般にわかりやすく説明していくことが必要であろう。

４．既存政策分野と中目標との対応

現在実施されている平成 14 年度の農林水産省の政策評価における食料・農業・農村に関連する 51 の政策分野を，本試案で提示した中目標別に対応させ，併せて各政策分野毎の主要な政策手法，政策対象についても整理してみたものが，第３表である。

演繹的に政策を体系づけると，各中目標から各施策を派生させていく過程で，それぞれの施策は中目標のいずれか一つに対応し，二つ以上の中目標には対応しないはずである(7)。また，もし対応する中目標がなければ，その施策は基本法で想定する範囲にないか，あるいは対応させるべき目標の体系が不完全であることを意味する。即ち，一つの目標に対し

第３表　平成14年度の農林水産省の政策分野のツリーへの割付

	政策手法	政策対象
食料・農業・農村政策		
0　食の安全・安心の確保		
①　食の安全の確保		
2　食品安全性・品質確保対策	規制	企業
18　飼料対策	規制	企業
19　植物防疫対策	規制	企業
20　家畜衛生対策	規制	企業
24　農業生産資材対策	規制	企業
②　食の安心の確保		
3　食品等の表示・規格制度	規制	企業
1　食料の安定供給		
③　食育・食生活の改善		
1　食生活のあり方を見つめ直す幅広い活動の展開	広報	消費者
45　米の消費関係政策	広報	消費者
④　輸入の安定確保（備蓄等を含む）		
7　食料・農業・農村に関する国際協力	資金拠出	国際機関等
2　農業の持続的発展・食品産業の健全な発展		
⑤　優良農用地の確保		
21　耕地利用の向上	補助	生産者
38　耕作放棄の発生の防止等による優良農地の確保	規制	国民
39　立地条件に即した整備	補助	生産者
43　土地改良区組織の見直し	補助	生産者
⑥　施設等の整備による生産性の向上		
⑥－１　農業の生産性の向上		
8　米の生産対策	補助	生産者
9　麦の生産対策	補助	生産者
10　大豆の生産対策	補助	生産者
⑥－２　食品産業の生産性の向上		
5　食品流通対策	補助	地方自治体
⑦　担い手の確保		
26　認定農業者等意欲ある農業者の育成	補助	生産者
27　農業者年金	補助	生産者
28　農地流動化施策の推進	補助	生産者
29　新規就農の促進	補助	生産者
31　子供達が農林漁業への理解を深めるための教育の推進	補助	生産者
32　農山漁村女性の地位の向上	補助	生産者
33　高齢農林漁業者の役割の明確化と福祉対策	補助	生産者
37　農業経営に関する体系的・総合的な対策の推進	補助	生産者
⑧　経営の安定		
34　農業災害補償	補助	生産者
35　災害復旧	補助	生産者
36　農業協同組合系統組織の見直し	規制	生産者
⑨　需給調整・価格安定		
11　果実対策	補助	生産者
12　野菜対策	補助	生産者
13　砂糖・甘味資源作物対策	補助	生産者
14　畑作物・地域特産物対策	補助	生産者
15　花き対策	補助	生産者
16　酪農乳業対策	補助	生産者
17　食肉鶏卵対策	補助	生産者
46　米の需給政策	補助	生産者
47　麦の需給政策	補助	生産者

	政策手法	政策対象
⑩　技術の開発・普及		
⑩－１　農業技術の開発・普及		
25　種苗の生産・流通対策	規制	企業
30　効果的・効率的な普及事業の展開	補助	生産者
44　新たな農政の展開方向に即した技術開発の推進	補助	研究機関
⑩－２　食品産業の技術開発		
4　食品産業対策	補助	企業
3　農村地域の振興		
⑪　農村経済の活性化		
41　中山間地域等の振興	補助	住民
42　都市と農村の交流	補助	住民
⑫　農村地域の生活環境の向上		
40　農村地域の総合的整備の推進	補助	住民
48　農林水産分野の情報化	補助	住民
4　多面的機能の維持・発揮		
⑬　自然循環機能の維持・増進		
6　食品廃棄物対策	補助	企業
22　農業の持続的発展に資する生産方式の定着・普及	補助	生産者
23　家畜排せつ物の適正な管理・利用の促進	補助	生産者
51　地球環境保全対策	補助	生産者，企業
5　その他		
⑭　その他		
49　行政情報化の推進	直轄	国民
50　統計情報の収集・提供	直轄	国民

て複数の施策が対応するが，一つの施策は複数の目標に対応することはあってはならない。その場合には施策を体系化して束ねた時，幹から枝分かれしたツリーの形にならなくなる。

しかしながら，現行の 51 の政策分野のそれぞれに含まれる施策を詳細にみていくと，各施策の目標は中目標のいずれかに対応するものの，政策分野全体としてはどの中目標に対応するか必ずしも自明でないものも少なくない。例えば，「18 飼料対策」についてみると，①飼料安全確保のための法律による規制，②草地造成のための公共事業，③飼料価格安定のための備蓄などが含まれており，それぞれの施策の目的を考慮すれば，別々の中目標に対応するはずである。こうした個々の施策にとらわれず，演繹的な視点に立って各政策分野の主要な施策に着目して，いささか強引に中目標に対応させたものが，第３表である。

繰り返しになるが，このように一つの政策分野の中に異なる目的の施策が含まれていることが，評価会委員の指摘にあるような農林水産省の政策評価の結果をわかりにくくしている最大の要因であると思われる。また政策分野がこうした異なる目的の施策の集合であると，その分野の成果指標と施策の目的との対応関係もまた複雑になり，国民の理解を難しくすることになる。

政策評価の意味を，国民に対するアカウンタビリティとすれば，政策分野のまとめ方はもちろんであるが，その政策分野のネーミングについても今後工夫が必要であろう(8)。さらに，成果指標の採り方などによっても，政策の効果の説明力は大きく異なってくることにも注意する必要がある(9)。

５．評価会での議論

以上の政策ツリーおよび成果指標とその考え方を評価会で説明し，委員から多くのコメントをいただいた。評価会で委員から指摘していただいた主な論点としては，以下のようなものがあげられよう。

第１に，大目標のネーミングである。特に「農業の持続的発展・食品産業の健全な発展」は，この大目標が自給率の分子をまとめたものという趣旨は理解していただいたものの，基本法の用語をそのまま使ったため，練れていないというご指摘を受けた。

第２に，中目標⑨「需給調整・価格安定」は，大目標１「食料の安定供給」に入れるべきではないかとのご指摘を複数の委員からいただいた。これは，第３表の政策分野の割付を行った結果，「需給調整・価格安定」に割り付けられた政策分野の具体的施策は，単なる生産振興ではなく，需要動向等を勘案しつつ生産をコントロールするための施策が大部分であり，この中目標は大目標１「食料の安定供給」に含めるべきとの指摘である。この点は，今回の政策ツリーの試案で「食料の安定供給」を需要と輸入に関する政策として設定したこととの整理が必要であり，今後の検討課題としたい。

第３に，第３表に示された政策分野の割り付け結果から，現行の政策が農業生産あるいは供給サイドに重点が置かれていると感じられた委員が多かったことである。このことを，ある委員が発言されたような「歪み」とみるかどうかは議論の分かれるところであるが，少なくとも，農林水産省の政策の全体像がこれまでよりわかりやすい形で明らかにされたことについては，一定の評価をいただいたと思われる。

なお，今回提示した政策ツリーは，あくまでも基本法を前提に政策の体系化を行った場合の試案であり，行政組織のあり方についてまで考慮したものではないが，委員からは，本来的には政策体系の検討にあたっては組織のあり方も念頭に置くべきというご指摘もいただいた。

おわりに

政策評価はまだまだ始まったばかりである。改良の余地も大きく，広く国民一般の視点に立った評価システムの確立など研究に期待される部分も大きい。各種の学会でも政策評価に関する研究はこれまでほとんど行われてこなかったこともあり，研究成果も無いまま，泥縄式に「にわか勉強」をした「専門家まがい」がまかり通っているのが現状である。この点，当研究所も含めて大いに反省すべきであると考えている。政策評価は，今後の政策研究の中で重点化されねばならない最重要分野であり，また経済学だけでなく，行政学，経営学など社会科学全般にわたる多方面の知識を結集する必要のある学際的な研究領域でもある。今後多くの研究者がこの分野に関心を持ち，有益な研究成果が出てくることが期待される。

最後に本稿は，農林水産政策研究所の政策評価に関する研究として行ったものの一部であり，農林水産省の見解ではないことを，特に付記する。なお，政策評価会における「政策ツリー」に関する議論については，すべての提出資料も含めて，農林水産省のホームページ（www.maff.go.jp/www/counsil/cousil_cont/kanbou/seisaku_hyoka.htm）に公表されているので，興味のある方は参照されたい。

注(1) 評価会では，農林水産省の政策全般を評価しているが，森林・林業政策，水産政策については，それぞれ別の基本法に基づき政策が実施されていることから，今回は農業関係分野についての体系化を依頼された。

(2) 平成 14 年 3 月 29 日農林水産大臣決定「農林水産省政策評価基本計画」第 11 の 1 (2) に「農林水産政策研究所は，大臣官房企画評価課の監督の下，効率的・効果的な政策評価に資する評価手法の開発など政策評価に関する調査研究について，スケジュールを定め，積極的に取り組むものとする。」と規定されている。これを受けて，農林水産政策研究所では研究実行計画において，経常研究課題「農林水産政策の評価手法の開発・改良に関する研究」を平成 14 年度から開始した。

なお，「政策ツリー」とは，行政機関の使命（Mission）を基に，上位目標を設定し，その評価に必要な下位目標を設定するという順序で演繹的に目標の階層化を図り，政策を体系的に構築したもの。米国の GPRA（政府業績・成果法）が一つの典型であるが，我が国では三重県の例が有名である。

(3) 例えば平成 15 年度の重点施策である「バイオマス」は「多面的機能の発揮」の中心をなす施策であるが，新たなエネルギー作物の生産を振興すれば，既存の食料用農産物と土地利用の面で競合することが予想される。この場合，エネルギー作物の生産振興は，食料の自給率向上につながらない。

(4)「農業・食品産業の持続的発展」というネーミングももちろん可能だが，ここでは基本法の用語をそのまま使った。

(5) ロジックモデルの政策評価への適用の事例は，例えば，高木健・森田崇「政策評価におけるロジックモデルの適用」『農林水産政策研究所レビュー』No.6，2002 年 12 月を参照。

(6) こうした事情は，公的部門全体に言えることであって，当省の事業に限ったことではない。

(7) 施策の実施により，本来の目的とは異なる効果を及ぼす場合もあり得るが，そうした「副次的」効果は無視する。

(8) 51 の政策分野の中に「○○対策」という分野名が数多く存在するが，こうした分野名については，「○○」に対する政策の目標や具体的内容が反映されるように変更する必要があろう。

(9) 平成 14 年 11 月 1 日に開催された「経済財政諮問会議」において大島農林水産大臣は「農水省の公共事業計画は，・・・・すべての計画を事業費目標から成果目標に転換する。・・・」と発言。

特別研究会
「農と文明を考える」シリーズ　第2回

農の現場から

山下　惣一（農業，作家）

佐賀県の唐津市で百姓をやっている山下です。

昭和 27 年に中学を卒業して農業を始めて以来，今年でちょうど 50 年になる。まだ 50 年に過ぎず大きなことは言えないが，これまで考えてきたこと，今考えていることを率直に申し上げたい。

まず第一に，私にとって農業とは手段であって決して目的ではなかったということ。そこで暮らしていくことが目的であって，農業は確かにそのための有効な手段であったかも知れないが，あくまで手段に過ぎない。我々がそこで暮らしていくのは家をつないでいくため。農家にはサラリーマンのマイホームとは違って田畑や墓があり，いわば血族の公民館，一族の根っこのようなもの。

昭和 35 年頃までのわが家の農業は，牛を 2 頭飼い，商品作物である葉タバコや米の他に何でも作り基本的に自給自足だった。当時，農業改良普及員からは「ごせごせ（五畝五畝）農業」と揶揄され，これからは儲からない作目はやめて儲かるものだけを選択して規模拡大すべしと指導された。わが家でも菜種，大豆，麦の生産をやめ，葉タバコとみかんを増やしていった。その後，みかんは国の自由化対策で補助金をもらって伐った。

近代化農政の最大の問題点は，農業という「手段」の「目的化」だったのではないか。この誤りが現在まで続いている。仮に私が規模拡大して水田 10ha を経営しようとすると，水田の 8 割が棚田のわが村では計算上 680 枚になり，春から準備を始めても田植に取りかかれるのは 11 月になる。また，規模拡大のためには農家が減らなければならないが，零細農家はなかなか減らない。政策の目的と農家がそこで生きている目的は異なっている。一方で規模拡大した農家が経営破綻したらどうなるのか。近代化の先は株式会社しかないということか。

近代化農政の二つ目の大きな罪は「循環」を破壊したこと。江戸時代の農書の原理は全て「回し」とされる。しかし，選択的拡大，作物を特化させていく中で，まず農業の中の循環が失われた。さらには，地域における経済，地域の中でのモノとカネの循環が無くなった。私の集落でも商店数は大きく減ったし，農業についても，地元の人が食べるものを地元の農家が作らなくなった。

特別研究会「農と文明を考える」シリーズは，大きな経済社会情勢の動向を踏まえ将来のあるべき農林水産施策の方向を模索することを目的とし，開催するものである。

そもそも農業の原理は循環であって成長ではないのではないか。本当につくづくと農業は成長しなくてよいと思う。山形県の稲作農家と話してみると，借金をして規模拡大して苦しんでいる。借金した部分で農家は苦しんでいる。近代化農政の三つ目の罪は，循環していればいい農業に，借金までさせて成長を強制させたことではないか。

主産地形成や共同出荷体制の仕組みも既に破綻している。圃場廃棄までして出荷調整しているが，消費者からは抗議を受けるし，国内価格を維持すれば今度は中国からいくらでも入ってくる。自分の血を流して外国の農産物に席を譲るというかたちになっている。気候的にも日本でできるものは全て中国でもできるだろう。セーフガードでは防げない。

これからは生産者，消費者と言っている場合ではない。国内の社員を１人解雇すれば中国で 10 人雇えるのだろうが，それで安いものを作って輸入してきても国内の購買力が無くなっていては買えないことになる。

ではどうすればいいかを考えるため，ここ 16 ～ 7 年間，日本に農産物を輸出している国の農業と農民の暮らしを知ろうと，世界の 35 カ国位を訪れてきた。NGO も立ち上げた。南米の数千 ha の大規模経営でさえ，いくらコストを下げても苦しいと言っている。わが国農業が規模拡大でコストを下げ海外産地に対抗しようなどと言うことは絶対に無理だと思う。

しかし，外国の農業に比べて我々日本の農民が圧倒的に有利な条件がたった一つある。それは，生産者のすぐそばに多くの消費者がいるということ。これを活かすことができれば日本農業は世界一強い農業になれる。「地産地消」を基本にして農業を組み立て直すという方向しかないのではないかと考えており，現場では大きな動きになっている。しかし，目的は地産地消それ自体ではなく，地域循環を作り直す，新しく作っていくということ。

うちの村でも直売所と農産加工所を作りいずれも好評。まず地域の高齢者や女性が本当に元気になった。もう一つよかったのは，直売所の会員には漁師もいるので，海産物など地元の資源に依存した暮らしに戻ることができ，豊かさを実感していること。直売所等の最大の意義は，人が社会と関わり合って，人と触れあって生きられる地域づくりである。あくまで暮らしの延長として家族に本物，おいしいものを食べさせること，つまり自分たちの暮らしを豊かにすることが目的。金を儲けようとすると本末転倒になる。

また，昭和 30 年代に農業から他産業，都会に出た人が定年で農業に帰ってくる時期になっている。企業経営者など農業者にはない発想を持っており，大きな財産になるものと期待している。

（文責　中田哲也）

平成14年度　農林水産政策研究所ワークショップ

WTO体制下における東アジア農政の新しい潮流

「中　国」　白石　和良（農林水産政策研究所主任研究官）
「韓　国」　足立恭一郎（地域振興政策部地域資源研究室長）

日　時：2002年11月26日　13時30分～17時30分
場　所：農林水産省共用会議室G・H

コメンテーター
張　安明（農政調査委員会専門調査員）
柳　京熙（日本学術振興会科学技術特別研究員）
山下一仁（農林水産省総合食料局国際部参事官）

座　長
渡部　靖夫（国際政策部国際関係研究室長）
上林　篤幸（国際政策部ヨーロッパ研究室長）

世界経済はGATT体制からWTO体制下に移行したが，その輪郭や着地点はいまだ明確には描かれていない。とりわけ農業分野に対してはさらなる貿易自由化の圧力がかかる中で，各国は様々な政策対応を行っている。平成14年度ワークショップでは，日本にとって身近な中国と韓国を取り上げ，WTO体制下の農政の新しい取り組みを探るとともに，両国の農業や農村がかかえる問題や農政の特徴に迫った。当日は80余名の参加を得，盛会であった。

まず白石報告によると，中国は2001年12月のWTO正式加盟後，主要食糧については純輸出国となっている。一方，都市部と農村部の所得格差，沿海部と内陸部の所得格差は拡大し，農業人口の過剰が問題となっている。中国政府は農民の過重負担軽減措置，農民の土地使用収益権の法制化，農業生産と食品流通，加工を結びつける「産業化経営」により，農民の所得増大を図ろうとしている。

次の足立報告では，90年代の韓国農政を牽引した３人の農業経済学者の政策理念に着目し，同国の農政が従来の規模拡大，コスト削減偏重から，親環境農業，高品質・高付加価値生産へとパラダイム転換し，日本への輸出戦略が打ち出されていることを浮き彫りにした。また，親環境農業，水田農業，コメ所得保全のための直接支払いの紹介もなされた。韓国ではこれらの制度をWTO体制下における韓国農業の生き残り策として位置づけ，メリハリのある政策展開を図ろうとしている。

以下では報告と併せ，３名の方々からいただいたコメント，討論の抄録を掲載する。

○座長　それでは，定刻が参りましたので，ただいまから農林水産政策研究所のワークショップ「WTO 体制下における東アジア農政の新しい潮流」ということで始めさせていただきます。

○白石　それでは，私からまず，中国の問題を報告します。

「WTO 体制下における東アジア農政の新しい潮流」というタイトルですが，WTO 体制に中国が組み込まれたのは去年（2001 年）の 12 月 10 日で，それから新しい潮流が果たしてあるのかないのかというのは非常に悩ましいというか，難しい話です。

しかしながら中国の農業・農村の現状と問題点，今どんなことが問題になっているか。その問題解決の方向と併せて，新しい潮流はないかと目くじら立てて探していくと新しい潮流というのは幾つか出ています。そこで，今日はそれらを含めまして WTO の関連にも若干触れ，最後にまとめを少ししたいと思います。

私の今までの研究の上からいきますと，中国が WTO の体制下に置かれても，一つ新しい与件が増えたにすぎないのではないかと思われます。12 億の人間を抱えている世界一の農業国が WTO に入ったからといって，がたがたするほどのことではあるまい，それが基本的な私の考え方です。それが正しいかどうかは，今のところよくわかりません。研究者としては一つの立場を据えておいて，その視点に合わせて論理を詰めていき，論理的に合わなければそれを変えるというやり方をすべきというのも私の研究態度の一つです。

まず，中国の農業生産です。農業生産は，「第１表 主要農産物の生産量の推移」にまとめてあります。今の中国を一口で言いますと，農産物は過剰です。中でも今問題になっていますのは食糧問題です。

第２表で，食糧の生産量を少し敷衍して説明しますと，1999 年まで５億トンで流してきましたが，2000 年からガクンと落としています。これは日本流に言えば，いわゆる生産調整が始まったということです。これだけ量が減っても需給上の問題は起きていません。価格もやっと底を打って，反転していますが，反騰まではいかないのではないかと思います。農業生産の方は量的にはしっかりいっています。

問題は農村経済です。農村経済については，農民の１人当たり年間純収入が中国の農村経済を研究するときの一つのメルクマールになっています。これを都市住民の可処分所得と比較してみたのが第３表です。都市と農村の

第１表　主要農産物の生産量の推移

（単位：万トン）

区　分	食　糧	油料作物	サトウキビ	果　物	肉　類	牛　乳	水産物
1978年	30,477 （100）	521.8 （100）	2,111.6 （100）	657.0 （100）	1,062.4 （100）	114.1 （100）	466.0 （100）
1985年	37,911 （124）	1,578.4 （302）	5,154.9 （244）	1,163.9 （177）	n.a. ―	249.9 （219）	705.0 （151）
1999年	50,839 （167）	2,601.2 （499）	7,470.0 （354）	6,237.6 （949）	5,820.7 （548）	717.6 （629）	4,122.4 （885）
2000年	46,218 （152）	2,954.8 （566）	6,828.0 （323）	6,225.1 （948）	6,125.4 （577）	827.4 （725）	4,278.5 （918）
2001年	45,264 （149）	2,864.9 （549）	7,566.3 （358）	6,658.0 （1,013）	6,333.9 （596）	1,025.5 （899）	4,381.3 （940）
01/00	（98）	（97）	（111）	（107）	（103）	（124）	（102）

資料：『中国統計年鑑』各年版．肉類は2002年版（版によって数字に変更）．
注．肉類の78年欄は79年の，牛乳の78年欄は80年の数値．

第２表　中国の食糧生産量の推移

（単位：億トン）

区分	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002
生産量	4.6662	5.0454	4.9417	5.1230	5.0839	4.6218	4.5264	4.5750
増減率	100.0	108.1	105.9	109.8	109.0	99.0	97.0	98.0

資料：『中国統計年鑑』各年版．2002年（予測）は国家統計局ホームページ．

第３表　農民１人当たり年間純収入と同都市住民の可処分所得の推移

（単位：元）

区分	1978年	1985年	1987年	1992年	1994年	1998年	1999年	2000年	2001年
農民（A）	133.6（100）	397.6（298）	462.6（346）	784.0（587）	1221.0（914）	2162.0（1617）	2210.3（1654）	2253.4（1686）	2366.4（1771）
都市（B）	343.4（100）	739.1（215）	1002.2（292）	2026.6（590）	3496.2（1018）	5425.1（1580）	5854.0（1705）	6280.0（1829）	6859.6（1998）
B/A	2.57	1.86	2.17	2.58	2.86	2.51	2.65	2.79	2.90

資料：『中国統計年鑑』各年版．

格差は，85 年には 1.86 で，78 年に比べて非常に格差が縮まっています。その後，逆にだんだんと格差が開いていき，2001 年には 2.90，過去最高となっています。中国政府は当然これは非常に問題だと言っています。

問題は，中国が経済発展を続けていくときに，農民だけが取り残されていいかどうかという話になってきます。これまでのところは格差の拡大はやむを得ない。ただし，農村部でも所得が毎年確実に増加していく，これが前提でした。したがって，前の年から幾らかでも伸びていれば，これでもってまずよしとする，みんなで一緒に歩いている時にはいい。ただし，遅れるやつが出てくると，これは大変な問題になります。

ところが，前年対比で 97 年からマイナスになるところが出てきています。98 年が２省，99 年が６省，2000 年が６省。2001 年は若干農村部への底入れが成功してきたのか，１省に減っています。問題は，これらが特に食糧主産地で起きているということです。党中央（共産党中央）の連中は多分青い顔になったのではないかと思われます。都市住民と農村住民の間での格差のほかに，農村住民の間でも格差が広がっています。一番高い上海と一番低いチベットを比べますと 4.18 ： 1.00 です。ただし，農村のジニ係数は少しは減少して 0.3223 になっていますが，昔に比べれば依然として高い水準になります。

農民所得（１人当たり年間純収入）の中で農業所得がどの程度を占めているのか，2000 年に実に驚くべき変化が生じていて，とうとう 50 %を割り込んでいます。これは「諧謔的に言えば」半分は農民ではなくなってしまったということです。

農業所得がこれだけ低くなってくる原因はどこにあるのか。第１次産業（農業）の GDP に占めるシェア，農業従事者の全従事者数に占めるシェアを比較すると一目瞭然に出てきます。2001 年では GDP では 15.2 %しかないのに，従事者では５割もあります。

次は農村構造です。農村構造の特徴は，中国の行政組織の裏には必ず共産党組織があって，共産党組織が実質的な権力を握って世の中を動かしているということです。中央政府から一番最後は村の段階までこうした状況です。村民小組は，現在は行政的にはそれほど実体がありません。村段階まで考えておけば十分と思います。

そこで，中国の農村の権力構造というのは実際にはどうなっているのか。それを示したのが，第１図の右側です。村の中の権力構造というのは，村の共産党支部，村民委員会，村の合作経済組織。この三つがうまく機能してくれると，農村というのは非常にうまくいく。中央の意思はスムーズに実行され，下の意思もスムーズにフィードバックされる。私は「ゴールデントライアングル」と名づけて

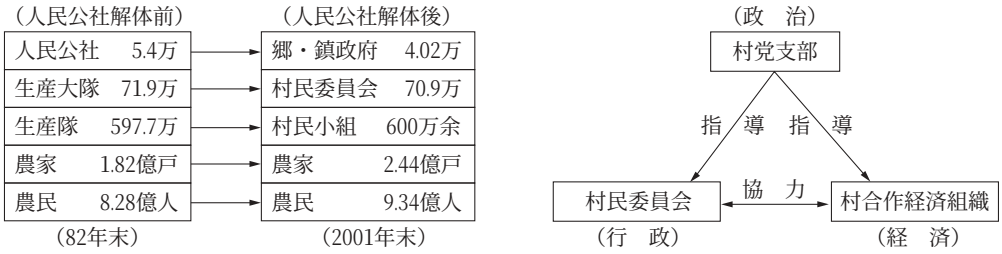

第１図　中国の農村の権力構造

注．村民小組数は95年当時．2001年値は『中国統計年鑑2002』.

います。この中で一番しっかりしているのは村党支部なのか，村民委員会なのか，よくわかりませんが，村の合作経済組織というのは立派にやっているところの方が少ないという感じです。これをどうするかがこれからの中国の農村経済を活性化させる上で非常に大事なことです。よく日本に中国から農協の制度を勉強に来ますが，その目的は村合作経済組織を整備するときに，何かヒントになることはないか，それを探りに来ているのではないかと私は見ています。

村民委員会は公選で，村民の 18 歳以上で選挙をします。一番権力を握っているのは村の党支部です。村民委員会は公選ですから，これは民主制です。村の党支部というのは党員間で選挙しますので，民主的ではないことになっています。村の党支部の中には結構悪いことをしているやつが多いものですから，村の党支部も公選にしろというような意見が村民から出ている。

今の農地・農業経営制度がどうなっているか。農地は集団所有制です。時々「国有制」と言う人がいますけれども，これは間違いです。集団所有制の農地をその集団が請負契約を結んで各農家に分散経営させている。つまり，請負契約によって農家経営が行われていますが，その契約がなかなか安定していなくて，集団の方が無理やり農地を取り上げたり，あるいは勝手に請負料を引き上げたりという問題が起きています。

次は人口増大です。中国問題で「諸悪の根源」というのが人口の増大です。それがいつどの規模でとどまるのかということがつかめなかった。ご案内の「計画生育」の効果がどうなったか。これは驚くべきほどの効果を上げています。98 年には自然増加率が１％を切り，2000 年には年間増加数が 1000 万人を切っています。中国政府が従来からやっています人口計画，2000 年まで 13 億人に抑え，2010 年に 14 億人，2020 年 15 億人，2030 年 16 億人という計画はもう確実に達成可能になっています。そうすると，16 億人をめどにして，いろいろな経済計画なりなんなりを立てることができるわけです。

以上を小括します。農業生産については「量」は既に充足，「質」の段階への移行。これを象徴する言葉が「農業の戦略的構造調整」。それから，農民所得が伸び悩み，かつ都市住民との格差拡大，三点目が農民の基本的権利，土地に対する使用収益権，民主的権利の保護の強化。以上の三つは問題点ですが，四つ目は人口の増大抑制に目処がついたこと。これが一番大きいのではないかということです。

これからのことですが，当面中国政府が何を考えているか。次期総理と目されている温家宝さんも 2002 年９月の「経済日報」で，何としても農民所得を向上させると言っています。中国政府の農業問題で一番大きいのは農民所得の向上であるということです。

以上のような問題認識を持って，問題解決の方向と新しい潮流に入ります。

第１は農民所得の増大。これは，正直言って特効薬はありません。あればとっくに実施しています。要するに，まず基本的には，入るのを増やして，出るのを減らす。その一つが農民の過重負担軽減措置である税費改革です。農村は税制度がはっきりしていませんので，やたらにいろいろな名目で賦課金とか徴

収金を課せられます。それが非常に多額に上り農民の生活を圧迫しているということで，一種農村の税制改革を試験的に始めています。今はもう 20 以上の省で実施しています。かなり効果は上がっています。なぜ上がっているかというと中央政府からの補助，日本で言う地方交付税みたいなものですか，それがかなり末端まで行くようになってきたのが大きいということです。

２番目は農民の権利擁護です。最初は農民の土地使用収益権の法制化です。今まで請負制度というものは党中央の通達でやっていました。それで，法律にしろという意見が非常に強くて，今年（2002 年）の８月 29 日にやっと農村土地請負法という法律が制定されました。2003 年の３月１日から施行されます。私は今まで現在の中国人というのは党中央の，いわゆる共産党の通達は信用しても，法律というのは「あんな紙切れが……」という具合に認識しているのではないかと思っていましたが，法制度ができて，農民が安心感を持つということは非常に大きな意識改革ではないかと考えています。

ただ，中身をよく読んでみますと非常に問題があるというか，要するに日本の法律と比べると非常に概念規定があいまい等，かなり問題はあります。陳錫文さんがなかなかおもしろいコメントをしています。「中国で破産法ができたけれども，会社法ができていなくて，破産法が実際に動くのは会社法の成立まで待たざるを得なかった。しかし法律によって農民の権利を確保するということは非常によいことである」。この法律によって請負期間は一律 30 年となりましたが，この請負権は移動させることができるので，それをうまく利用すれば，農地の流動化，それを通じた規模拡大が可能になっています。

次は，村党支部書記選出への民意反映です。今までは村党支部の書記と村民委員会の主任（村長）とは別の人にするように指導をされてきましたが，兼職を可とする通達が出ました。これをどう評価するか。こんな評価をするのは日本では多分私ぐらいだと思いますが，一つは経費節減，村の役人の数を少なくすることによって村民負担を軽くする。もう一つは共産党の党支部の選挙にまで民意を反映させる，共産党はそこまで自信を持ってきた，これが私の見方です。

次は WTO 関連です。WTO は，よくわかりませんので，食糧問題だけ報告します。

交渉段階では中国側も結構したたかで，「これらの食糧が全て輸入されるとすると 1000 万人～ 2000 万人が失業する」等との研究結果を流しています。たしか 1500 万人とかという数字があったんですが，私はばかばかしいから覚えないことにしてきました。なぜ私がばかばかしいと思ったかというと，中国では大体３億人の農業労働力のうち１億 5000 万人ぐらいが遊んでいる。つまり，１人分の仕事を２人ないし３人でやっているような状況ですから，これだけ食糧の生産量が減ってもそれが即首切りにつながることはない。そういう意味では，ワークシェアリングを昔からやっているということです。

実際どうなったか。輸入はほとんど増えなくて，輸出の方が増えている。さらに珍妙なことに，中国はとうとう小麦の純輸出国になりました。なぜ小麦の輸入量が少なくなったのか。これもなかなか中国はやるなと思ったのは幾つかの理由があります。その一つがいわゆる各私営公司，民間企業が獲得した小麦の関税割当量が，要するに一船に満たないことです。そうすると，中国人の特性で大体お山の大将が多いですから，みんな仲よく一緒にして一船にして輸入しようやということにはならない。みんなけんかして使えないというのが私の冗談めいた読み方です。

中国が正式に WTO に加盟する以前，中国の新聞には「双贏（ショアンイン）」という言葉が盛んに使われていました。これは中国が WTO に加盟すると，非常に痛い目に遭うとみんなが思い込んでいたわけです。政府側は一生懸命，いや，そんなことはない，いいこともある。両方にもいいことで，両方とも勝つんだという意味で，「双贏」という言葉を新しく造語したと思います。辞書には載っていませんから。「双贏」ということで中国にもいいことがあるんだと言って国民を納得させつつ，外国に向かってはこんな大変なことをやるんだということを言っていたわけです。結果はどうなったか。

今，食糧問題だけを見てみますと「双贏（ダブルウィン）」ではなくて，まさに「単贏」です。中国のひとり勝ちの状況です。ただ，これがいつまで続くかどうかわかりません。現在の状況から見れば「単贏」だということです。ちなみに，この「単贏」という言葉は私の造語です。

新しい動きとしまして，農業部の挑戦があります。今までの中国の農業部というのは，農業生産と郷鎮企業しかやっていなかった。むしろ技術の方が主体の省で，農産物の流通，消費というのは他の省がやっていました。ですから，例の野菜とかのセーフガードの時にも非常に苦労したわけです。相手方は複数，どこが本当の相手なのか，よくわからない。その原因は農業部のというか，中国の行政組織の体質にあったんです。最近は農業部が農産物の生産から流通まで非常に出張ってきています。これがWTO加盟後の非常に目立った動きになっています。これはWTOに入ったからなのか，あるいは今の農業大臣の個性なのか，そこはよくわかりませんが，日本にとっていいことだと思っています。相手が１人で済みますから。

具体的には，第１に，食品工業まで所管の中に含めてやり始めています。今までは食品工業といった途端にそれは軽工業部とかになってしまっている。食品工業での具体的なあらわれは，全国食品工業第十次五カ年計画の策定者の一員になったことです。さらに，食品工業だけではなくて農産物の加工業全体にまで手を拡げて，９大農産物加工産業ベルト地帯の建設を打ち出している。要するに，農業部が農産物の流通，加工行政の所掌に非常に積極的になった。

その理由はなにか。農業生産だけでは農民の所得をこれ以上上げるのは難しい。そうなると，流通，加工の利益の一部を農民に何とかして還元したいという発想が出てきます。「農業の産業化経営」という言葉もこうした考え方です。今までは商業部と軽工業部があり，流通加工を握っていましたが，二つとも今はなくなっています。農業部がこれからは農産物の流通，加工，消費を一貫して所管してできるようになるのではないか，また，そうすべきではないかということです。

最後に，農民所得の向上が今最も問題になっていますが，特効薬はありません。いろいろな政策を組み合わせていかざるを得ないというのがまず基本的な考え方です。

それから中国の将来展望については，2030年までに人口増大をストップ，2040年までに資源，エネルギーの消費の増大をストップ，2050年までに生態環境の修復を完了させるという構想があります。私は林業に着目しているものですから，林業の方を見ていきますと相当森林率は向上していますので，2050年までには何とかなるでしょうと比較的楽観視しています。

WTOの加盟は，中国にとってはマイナスよりプラスの方が大きいことは確かです。外国産がこれから入っていけるようになっても，沿海部どまりなんです。なかなか内陸部までは入っていけない。それから，内陸部は他にやることがありませんし，土地面積も広いものですから，食糧生産にこれからもせっせと力を入れていくのではないか。そうなると，外国の食糧が入っていったとしても沿海部程度ではないか。さらに，中国経済の発展によって，財政による農業支援もこれから増えるのではないか。現在WTOの規約で許される範囲についての研究が盛んに行われています。

締めはうまくいきませんでしたが，以上を報告としまして，あとはご質問の時にお答えしたいと思います。どうもありがとうございました。

○足立　地域振興政策部の足立です。私は口答報告がうまくないので，「付図」を用意しました。詳しくは「ワークショップ資料」をご覧頂くこととし，本日はこの「付図」にそっ

て，要点のみ報告させて頂きます。

韓国では現在，四つの直接支払制度が実施されています。付図の右下に示しましたように，97 年度から「経営移譲」直接支払，99 年度から「親環境農業」直接支払，2001 年度から「水田農業」直接支払，2002 年度から「コメ所得保全」直接支払がそれぞれ実施されています。制度の詳細については「ワークショップ資料」の 32 ～ 38 ページに説明しておきましたので，後ほどご覧下さい。

よく韓国の農政は日本の農政の模倣だと言われますが，それは暴言だと私は思います。何を根拠にそういう失礼な言い方をされるのか知りませんが，少なくとも私が情報収集した，特に 97 年以降の韓国農政は日本の農政より先を行っています。

親環境農業直接支払がそうです。「親環境」というのは韓国独自の表現で，日本でいう有機栽培と特別栽培の双方が含まれ，親環境農産物と表示して販売するためには第三者認証が必要です。日本では，2002 年６月６日の参議院農林水産委員会においてもなお，西藤久三・農水省総合食料局長は「（有機 JAS）認定手数料にかかわる直接的な支援というのはなかなか難しい」と，紙智子議員（共産党）の質問に対して答えていますが，現在，農水省は「有機農業に対する直接支払の導入に対し，果たして国民的合意が得られるかどうか疑問」との姿勢をとっています。こうした日韓の施策の相違はのちに触れますが，親環境農業ないし有機農業の農政上の位置付けの相違に由来しているように思えます。

さて，私は金泳三政権，金大中政権の農政の舵取りをしたのが３人の農業経済学者であったことを，韓国人のかつての学友から知らされ，2001 年７月，金泳三政権の農林部長官をなさった許信行氏，大統領府の農水産主席をなさった崔洋夫氏，そして金大中政権の農林部長官をなさった金成勳氏のお三方にお目にかかり，それぞれの農政理念を伺ってきました。本日お話をするのは，そうしたインタビューから得た知見の一端です。結論を言えば，お三方に共通していたのは，WTO 体制下における韓国農業の生き残り策を求める戦略思考，農政のパラダイム転換指向でした。

許信行氏（前職：韓国農村経済研究院・院長）は，韓国農業の生き残り策として「４つの進路」を示し，それに沿って農政の舵取りをされました。それらは長官就任前にお書きになった『新農業――韓国農業の 21 世紀戦略――』という本で示された，技術農業，高品農業，持続農業，輸出農業という四つの進路です。許信行氏は「盧泰愚政権までの規模拡大・コスト削減路線は韓国農業の生き残り策にはなり得ない」とおっしゃっていました。アメリカ，オーストラリア等々の新大陸型大規模農業や，農業労働賃金が極端に低い中国農業にはコスト面で競争にならない。韓国農業の進むべき道はイギリス市場をターゲットにして輸出戦略を練ったイスラエル，オランダ，デンマーク農政に学び，日本市場をターゲットにした輸出戦略政策を多元的に構築すること。それが許氏が考えた「生き残り策」でした。韓国の農業を，日本の消費者が求める安全・安心な農畜水産物生産に切り替えること，持続農業に転換することが必要だと。

次に，大統領府の農水産主席に抜擢された崔洋夫氏（前職：韓国農村経済研究院・副院長）は非常にオーソドックスな農業経済学者で，どちらかといえば規模拡大，近代化路線を指向された人です。崔洋夫氏が UR 農業合意後の対策として重視したのは，競争力のある農家，経営者能力にすぐれた農家を選別的に育成することでした。崔洋夫氏は大統領諮問機関「農漁村発展委員会」の報告書をふまえて，日本の「UR 農業合意関連対策大綱」に当たる『私案：変化と改革の新農政』を 94 年 12 月に公表します。10 年後の韓国農業を考えて，65 歳以上の高齢農民には条件整備してリタイア（経営移譲）を促し，予算を競争力強化と持続性の確保に重点的に配分することにしました。また，これとは別に，親環境農業の実践者に対しても支援が必要だと考え，崔氏は 94 年 12 月に農林部内に「環境農業課」を新設します。さらに 97 年 12 月の「環境農業育成法」，その根拠法となる 95 年１月の「世界貿易機関協定の履行に関する特別法」，97 年２月の「農産物の生産者のための直接支払制度施行規程」などの制定に尽力されました。この時期，韓国農政のパラダイム転換の

付図　韓国農政の展開過程

（©足立恭一郎）

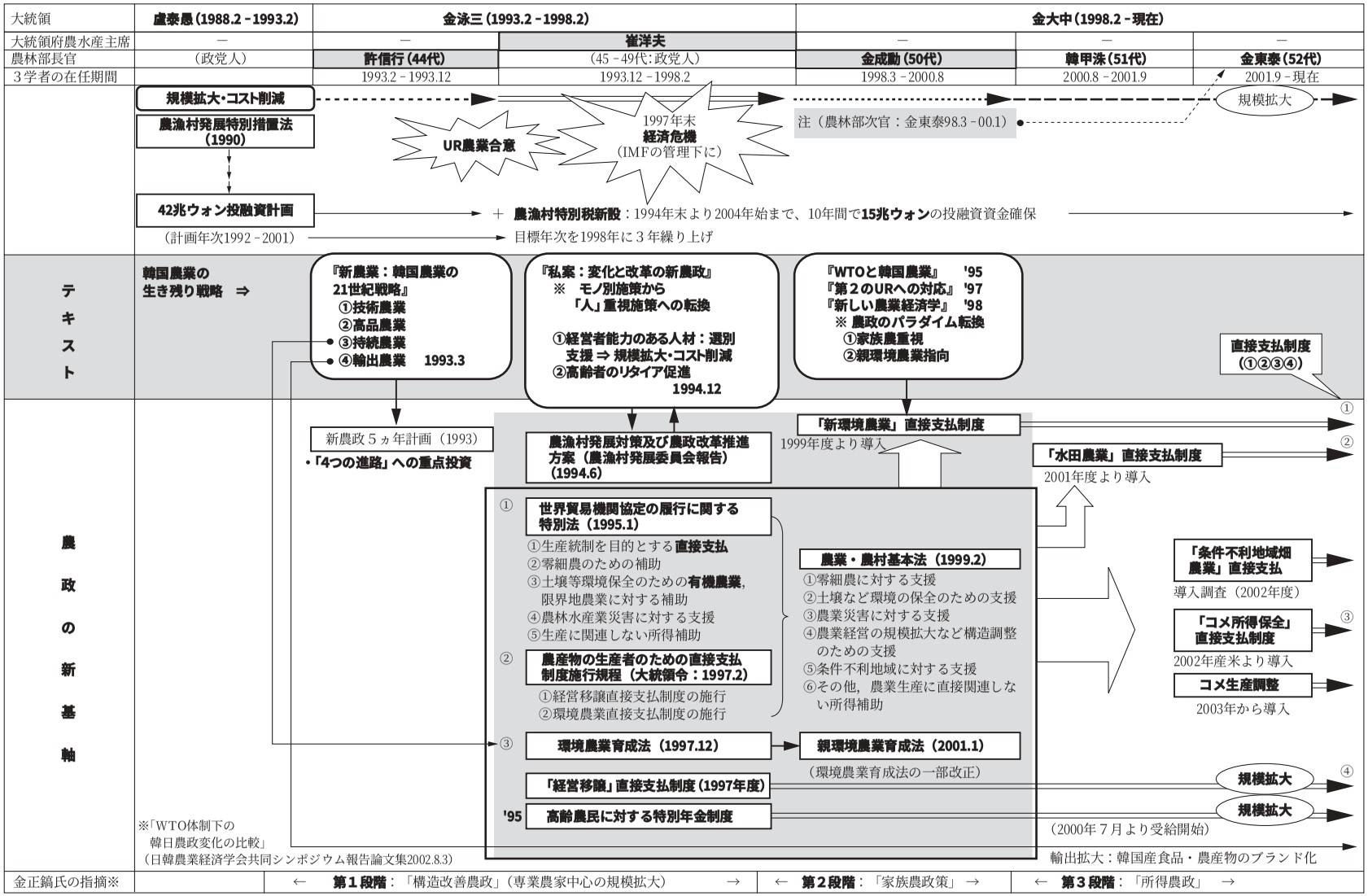

基礎になる親環境農業振興の法的基盤が整備されました。崔洋夫氏の功績だと思います。

もし，大きな与件変動がなければ，崔氏が描いたUR農業合意後の対策は奏功したかもしれませんが，残念ながら97年末に未曾有の経済危機が韓国を襲い，選別的支援政策が裏目に出てしまいました。ウォンの暴落による生産資材価格の暴騰，需要の冷え込みによる農産物価格の暴落等により，政府資金を積極的に活用して経営を拡大した，かつての優良農家ほど大きな負債を抱え込むことになってしまいました。そのため，農業界には今なお崔氏批判が燻っているようですが，私はむしろ崔氏が尽力された親環境農業振興のための法的基盤整備を評価したいと思っています。

さて，３人目の農業経済学者は金大中政権下で農林部長官に抜擢された金成勳氏（前職：中央大学校副総長）です。長官就任前に書かれた著書『WTOと韓国農業』『第２のURへの対応』『新しい農業経済学』に示されていますが，金氏の持論は「韓国農業の発展基盤は国民の理解とサポート」「支持に値する農業だと納得しなければ，国民は支持しない」「支持に値する農業とは，国民が求める安全な食料を安定的に供給する環境親和的な農業，すなわち親環境農業」「農業は生命創造の産業。韓国農業の生き残りのためのキーワードは『親環境農業』と『家族農』」等々で，これらは日本の有機農業運動の理念と酷似していますので，私にはすんなりと理解できました。

金成勳氏にインタビューして，特に印象に残ったのは，次のような言葉でした。「ワークショップ資料」の27ページに紹介しておきましたが，読みますと，「量から質への戦略的農政転換が必要。量的価値観に基づく旧来型の農政を続ける限り，韓国農業に勝ち目はない。しかし，非価格競争力，すなわち，親環境農業が有する安全・健康などの質的競争力（差別化）を高めることにより，韓国農業は国民に支持される農業になりうる。だからこそ，農政を大転換してその基軸を親環境農業の育成に据えなければならない」「不利を有利に変える逆転の発想（農政パラダイムの大転換）が必要。小規模・家族農という韓国農業の宿命的特質は，諸外国との比較において不利な条件だと考えられてきた。しかし，資源循環，多品目少量生産など，自然との共生を図るきめ細やかな親環境農業を実践する上では，むしろ有利な条件になりうる」。

こうした理念の下に導入されたのが「親環境農業」直接支払です。99年２月に制定された「農業・農村基本法」にも，金成勳イズムが少なからず反映されているように思えます。その後，金氏の後任の韓甲洙長官が「水田農業」直接支払，さらにその後任の金東泰長官が「コメ所得保全」直接支払および「条件不利地域畑農業」直接支払をそれぞれ導入しています。最後のものは財務当局が調査予算しか認めなかったため，2002年度は実現しなかったのですが，完全導入は時間の問題だと思います。

以上，韓国農政の舵取りをした３人の農業経済学者の農政理念を概観しました。詳しくは「ワークショップ資料」や拙稿「親環境農業路線に向かう韓国農政――農林部長官・大統領府主席インタビューから――」（『農林水産政策研究』No.2，2002年３月）をご覧頂きたいと思いますが，３学者は前述の制度や法律を韓国農業の生き残り策として位置付けており，切るべき所は切り，伸ばすべき所は伸ばすという，メリハリのある政策を断行されたように思います。

最後に一つ，昨日の農民新聞に掲載されていた韓国の農産物輸出額を紹介しておきます。「2002年は前年比4.8％増の16億5,700万USドルが見込まれており，韓国は今後も一層の輸出拡大を目指す」と書いてありました。なかでも，果実の輸出額は24.3％，キムチは15％と大きく伸びています。これを見て，私は許信行氏が「４つの進路」に位置付けた輸出農業というのが少しずつ実を結んできたように感じました。

非常に大雑把ですが，以上で私の報告を終わらせて頂きます。

○座長　それでは最初に，農政調査委員会専門調査員の張さんからコメントを頂戴します。よろしくお願いします。

○張　今ご紹介していただいた張安明です。今日は，主に白石さんの報告に対して少しコメントをしたいと思います。

白石さんの報告は二つの部分に分かれています。まず現状と問題点については，私の要旨に書いてありますけれども，中国では今の農業問題をどういう形で取り上げているかと申し上げますと，「三農問題」，この２～３年であらわれた言葉です。言ってみればごもっともことですけれども，つまり農業・農村および農民の問題とあります。白石さんもうまくそれを三つに分けて報告しましたし，特に中国の食糧生産，あるいは農民所得の実態と問題点，農村の権力構造および人口増大などの問題については，私個人から見れば，報告者は非常に適切な認識を示していると思います。

この三農問題は，実際はそれぞれの問題として存在しているだけではなくて，お互いに関連していることも大きな特徴ではないか，少し敷衍しているとそういう特徴があります。

白石さんの報告の中でもかなり力を入れて触れられましたけれども，現在，中国農政の最大の問題はやっぱり農民所得の伸び悩みです。それから，都市住民所得との格差が広がる一方であるというところにあると思います。白石さんの報告では，最近中国では新しい政策が提起されました。つまり，農民に対してたくさん与える「多予」，それから「少取」，「放活」，活性化させるということが書いてありますけれども，中国は自分の農業問題については，政策文書では普通は余り明確に指摘していない。その読み方としては，これから何をしなければならないというところから，現在の農業・農村，あるいは農民がどういう問題を抱えているか，垣間見ることができると思います。例えばこの農民所得が伸び悩んでいる，その根本的な制約要素がどこにあるかというと，まさしくこの三つの言葉にあります。

一つは「多予」ですが，実は農民に余り与えていないということです。つまりインフラ整備とか，財政予算とか，それがやっぱりほかの産業部門と比べると最近は伸び率が減少しているところであります。

それから「少取」，少なく取るというのは，今まではやっぱり取り過ぎていたということです。例えば白石さんの報告でも指摘したように税費改革ということですけれども，つまり今までは税金より費用の部分を多く農民から取り上げています。これを改革していかなければなりません。

３番目は「放活」，活性化させると言うんですけれども，むしろ今までの政策が農村の現場でそのとおりに実施されていないところに問題があるのではないかと思います。

だから，この３点をしっかりやれば農民の所得もそれなりに向上できるのではないかと思います。ただ，どれを見てもそうたやすくできることでもないと思います。例えば税費改革というと，費用を取る分は減るかもしれないけれども，今度別の形で税金をたくさん取るという形も現れる可能性があると思います。

中国農政の課題について少し付け加えます。1970 年代まで，いわゆる人民公社時代までは主に食糧増産にありましたが，70 年代末から農政改革が実施され，主に食糧増産と同時に農家の所得向上に変わりました。90 年代の後半から，これは食糧増産が一歩後退して，所得向上と同時に内需拡大の増進に変わってきたのではないか。大きな流れを捉えてみると，そんなところにあると思います。なぜその内需拡大が重要かというと，2001 年に都市住民消費支出額は 5,309 元となっています。けれども，農村住民の１人当たりの消費支出額はわずか 1,741 元にとどまっています。比率で言うと３対１と広がっています。中国政府はこれまで都市部の低所得層の所得を向上させる方に力を入れてきましたが，これからは内需拡大に，むしろ農民所得向上に力を入れるようになるのではないかと思います。

白石さんの報告の最後のところでも触れましたように，退耕環林政策に今真剣に取り組んでいるようです。そういう意味では，さきの農政の課題と一致しているように思います。中国農政のこれからの方向としては，この三つの効果がともに追求できる方向に行くのではないかと思います。

最後に，根本のところで中国農業を規定している部分はどういうところかというと，白石さんの報告でもかなり力を入れて触れましたように，いわゆる農地・農業経営制度と農村組織の実態です。個人的に見ますと，むし

ろそれの関連性にあるのではないかと思います。その関連性については，１点目は，中国の政策では，法律で農地集団所有と決めてあります。集団はどこかといいますと，一つは行政村段階，もう一つは村民小組段階です。でも，所有は，むしろ慣習的に昔の生産隊に属している。むしろその代表者組織の実体を持っている行政村が握っている。そういうところが一つの不安定要素になっていると思います。

２点目は中国の農地転用規制に関するものです。中国の農地転用の場合は，集団所有の土地は必ずいったん国の収用を通じて国有地になるんです。その段階で何の問題が起きるかというと，つまり転用益は国に入るということです。逆に農民は対等な補償が得られません。もちろん国や地方政府は，おもてではこの収用制度を通じて都市部のインフラ整備，あるいは開発区の整備に資金を調達していますが，実際はその過程において多くの転用益が流出し，腐敗の最大の温床になっているのではないかと思います。中国でいろいろな高官が逮捕されている事例を見ますと，ほとんど土地転用と絡んでいるのではないかと思います。

３番目は農村組織の実態です。先ほど白石さんも触れましたように，村民委員会は公選であります。しかし，ほとんどの村民委員会の実態を見ますと，どちらかというと，まだ郷鎮政府によって支配されています。つまり，いろいろな選挙に対して操作をして，選ばれてはいるが，実際は郷鎮政府の意向に沿う人物しか村民委員会の主任にはなっていないということです。

一方では，党支部組織も制度的には党員による選挙で選ばれるのですが，実際は任命制です。そういう意味では，一般村民の意向どころか，党員の意向も反映されていない。多分一党独裁の弊害がここによくあらわれているのではないかと思います。その結果，先ほど白石さんも指摘されたように，多くの村党支部組織が村民委員会を支配して，それから一般村民の意向より上級機関の意向を重んじて農民の請負地を取り上げたり，国から支給されるわずかな土地収用補償金を郷鎮政府と組んで分捕り，実際に農民に行くお金はほんのわずかでしかないのです。

以上，この３点の経緯を見ますと，これから健全な農地・農業経営制度の確立は，所詮は農村部における民主化制度の確立，あるいは集団経済組織の整備および土地収用制度の抜本的な見直しによる，いわゆる農民集団土地所有制の強化です。この「強化」という意味は，今までの中国の集団的所有制度は，国家所有制度に対してはどちらかというと劣っている，一人前の集団的土地所有制度ではないと私は個人的に見ています。そういう意味では，集団土地所有制度の強化にかかっていると言えるのではないかと思います。いろいろ問題はありますが，中国の今抱えている三農問題の根本的な解決は，以上の整備にかかっているのではないかと思います。

○座長　どうもありがとうございました。

それでは，引き続きまして，日本学術振興会科学技術特別研究員の柳さんからコメントをよろしくお願いします。

○柳　足立さんは韓国の農政を人に視点を置きながら考察しておりまして，この点については非常に有効な方法だったと思います。その理由としては，まず，韓国農政というのは，1990 年代に入って以前とは全く違う方向というか，それは体制的に裏付けられたものでもありますが，集中的な投資を通して少し違う方向で進んだことが，特に３人の学者出身の大臣の農政観を通して容易に把握しやすかったのではないかと思います。

その中で，現在置かれている韓国における特徴について若干説明しますと，穀物自給率は 1985 年の５割から，2002 年度は３割まで減っています。これは日本とあまり変わらないと思います。次に，農林漁業の就業人口においても大分減っており，特に 90 年代に入ってその減少が激しくなっております。

次は営農規模の零細化ですが，これも日本とあまり変わらないと思うんです。平均して 2001 年度に 1.39 ヘクタール，1.4 ヘクタール近いんですが，規模拡大，規模拡大と言う割には，それほどは進んでいない状況ではないかと思います。

次は専業農家の比率ですが，これは日本と

若干違いまして，2001 年度の専業農家は 65.3 %を占めており，日本に比べて農政が農家に直接影響しやすいという構造になっていると思います。これを踏まえて 90 年代の農政の特徴について簡単に説明しますと，足立さんの資料にも書いてあると思うんですが，やっぱり大規模農政というか，構造改善農政に重点を置いてお金を用意して，集中的に投資しているわけです。その中で基本的には規模拡大，流通規模の拡充，規制緩和，環境政策という目玉を置いて集中的に政策を講じるわけです。その結果として，足立さんも強調しているように親環境農業が定着したと思われます。

行政・法の整備および効率化は報告書にも入っていますので省略しますが，この 10 年間に基本的なインフラ整備などが集中的になされていた。そして，足立さんは触れていませんが，短期間の集中的な投資によって過剰需要が誘発されました。その結果として農地価格が上昇した。例えば新興地域において，91 年から 94 年にかけて 73.1 %も農地が上昇しました。

次は，許さんという方がかかわってきた技術農業とか高品農業というものの枠の中で，オランダから施設園芸を導入していて，その結果，海外への依存度が高くなる。石油を多量に導入していて施設園芸に利用するものですから，なおさら海外への依存度が高くなってくる。特に IMF の問題で石油価格が上がった時，ものすごく苦しんだという結果があり，それが結果として農家負債としてはね返りました。例えば負債を見ますと，90 年代初頭に比べると現在は 2 倍以上に膨らんでいるんです。それを踏まえて 90 年代の農政をどういうふうに評価するかということを考えると，やっぱり足立さんが強調しているように，いろいろな試行錯誤を経ながらも，韓国独自の農政を模索した時代ではなかったかと思っております。

それは特に 3 人の大臣というか，農政担当者というのがみんな学者出身である。そういう人を 3 名引き続いて起用したというのは，それなりに戦略的な指向も多分政府としては考えていただろうし，また，今までの農政ではだめだ，違う方向で行かなければならないという危機意識が多分あったと思うんです。足立さんもそれを浮き彫りにしようとしたのでしょう。

報告との関連で僕が個人的に疑問に思うのは，もちろん 90 年代の特殊な事情がありましたから，人によって農政把握というのは容易ではありますが，今後果たしてこういう視点というのが韓国においてずっと継承されるものかどうかということであります。例えば 44 代の許さんから 50 代の金さんまでは，はっきりその政策の差というのがわかりますが，その後，51 ～ 52 代あたりにいけば，何を目指すのかということがはっきり出てこないわけなんです。短い期間でありますから，崔さんとか金さんがつくった土台で，それを実現していくという過程だと思うんですが，それが若干見えてこないというところがあります。

次に，足立さんは 3 人の学者の学者魂を非常に高く評価しておりますが，僕個人としては，3 人が置かれたその時代，社会的，経済的な要因というものには共通する部分がありまして，やっぱり農地がどんどん転用されていたという問題が 1 点ある。もちろん農家のためにいろいろな投資はしているんですけれども，その投資というのは，やっぱり資本による供給によって成り立つ。例えば農家の資材とか，海外のいろいろな施設とか，そういうことによって本当に農家が潤うのではなくて，むしろ資本家が潤ってしまったというところがあったと思うんです。

3 人の農政観の違いによる政策的な差はわかりますが，52 代の金東泰さんという方になると，また大規模化の政策が出てくるわけなんですね。けれども，常識的に考えれば，今回の政権は 2003 年 2 月に終りますから，いきなりここで新しい政策を打ち出していくということはちょっと理解できない。足立さんも書いていますが，その規模拡大とか農産物の輸出拡大という，この文言が本当に新しい施策の展開を意味するのか，また崔さんが規模拡大の負の遺産として，それを解決する方向としてただ挙げているのか，それがちょっと疑問です。足立さんの意見をお聞きしたいと思っております。

○座長　どうもありがとうございました。それでは国際部参事官の山下さん，コメントをよろしくお願いします。

○山下　私は中国農業についても韓国についても別に専門ではありませんので，若干日本の農政との対比もしながら，コメントさせていただきます。

まず，中国についてですが，中国の所得向上の効果をどう見るのか。これが今後のWTOに対する対応とか，いろいろなところで影響を与えてくるのではないかと思っています。

まず，消費に与える効果が資料に示されていますが，この中で特に注目するところは肉類の生産の急激な増加と牛乳の生産の急激な増加です。日本のような洋風化が進むとすれば，この数字が今後さらに飛躍的に拡大する可能性がある。農業の規模が極めて零細な状況下で，こうした畜産物消費を通じた穀物消費の増大に果たして対応できるかどうか，将来的には輸入が増加する方向に行くのではないかという感じもしております。

次が農業生産コストに与える効果です。白石さんの報告，張さんのコメントにありましたように，農家所得をいかにして向上させるかという論点にかかわってくるところです。日本の戦後の農業政策，特に高度成長期の農業政策を一言で言いあらわすと，一つの大きな政策つまり農産物の高価格支持政策，特に米価政策にシンボリックにあらわれていると思っています。これは農業政策としては成功したとはいえないわけですが，マクロ的な有効需要の創出政策としては，まさに大成功した政策であり，日本の産業界の成長は，このような国内の広範な需要創出によって実現されたというのが国際経済学者の定説ではないかと思います。日本の産業は輸出をすることによって成長したというふうに言われていますが，実はそうではなくて，国内に巨大な需要があった。輸入制限をすることによってその巨大な需要をうまく発掘しながら，産業規模を拡大していって，その後，輸入制限というか，関税とか，そういうものを外すことによって競争力を強化していった。このような流れの中で高米価政策というのは，まさに農村における有効需要を創出するということで，極めて大きな意味を持っていたと思っております。

したがって，今後中国の農家所得政策を見る上で，そこのところをどうしてうまくやっていくのか。新聞報道では，中国の指導者の方々は「農家重視」とか「農村重視」というのを口では唱えるけれども，実際の政策は必ずしもそういっていないのではないか。それが十分行われないと，都市部と農村部の所得の不均衡がさらに拡大していき，これが張さんのコメントにもありましたように，かなり社会問題化する可能性がある。中国の社会の不安定要因になりかねない。

ただ，その場合，WTOでかなりの関税の引下げを約束しており，日本が高度成長期にとってきたような輸入制限政策というものもとれない。すべての非関税商品は関税化されているというのが今のWTO農業協定のルールですから，非関税障壁は取れないということになると，日本がとってきたような高価格支持政策というのは，WTOの制約からしてとれないということになると思います。

ではどういう政策をとることができるかというと，韓国が行っているような直接支払い，ターゲットを絞った直接支払いができるのかどうかになるかと思います。しかし，こうした直接支払いをやろうとすると，かなり大きな議論を中国の中でやる必要があるでしょう。というのは，高度成長期の日本で行われた高価格支持という，消費者の負担で農家の所得を維持するという政策は税の配分問題がありませんから，極めて容易にできたわけですが，直接支払いのように，実際に都市部の人から税を取って，これを農村に配分するという政策を行う余裕があるか，そういうふうな議論に耐え得ることができるか，財政的な余裕があるかどうかが今後争点になるのではないかと思います。

それとあわせて，中国の農産物の比較優位は大量の労働という生産要素にあると思いますが，経済発展によって労働コストが上昇するでしょう。それを都市部だけではなくて，先ほど申し上げましたような農村政策によって農家の所得も上昇させていくということに

なりますと，農村においても労働コストが上昇していく。労働という生産要素が産業間で自由に移動して価格が同一になる。それを通じて農産物の生産コストが上昇して，比較優位が失われるという問題が生じないかどうか。

もう一つは環境の問題です。私は実は 93 ～ 94 年に中国の GATT，WTO 加盟交渉に参加していたわけですが，そのころと今は随分変わっていると思います。当時は自動車も排ガス規制はあまりなくて，要するに車は走ればいいということで，かなりの排ガス問題が生じていたと思います。しかし，環境に対する意識が高まると，やはり環境に与える負荷というものを農業自身も内部化せざるを得ない。現にインターネットなんかで見ますと，中国の土壌流出というのが，世界で 250 億トンある中で 50 億トンを占める。徐々に改善はされてきているようですが，こうした外部不経済をどうやって内部化するか。内部化する過程で生産コストの増加要因になりはしないかと考えられます。

次に，韓国です。10 年前に WTO とか GATT で交渉したときに，私が発言すると，別に事前に打ち合わせしたわけではないのに，韓国も同じような発言を次にやるということがあったんです。最近はそういうことはなくなってきているようです。ただ，米の生産調整を 2003 年から導入するということですが，この政策だけはまねない方がよかったのかなと思っております。

次に，コメントとして学者長官のメリットと書かれてありますが，これはデメリットもあるはずですので，それをどういうふうに考えられるのか。さすが，韓国の農業部というのは経済官庁であると思います。病院というのは医者がいるから病院であり，経済官庁もエコノミストがいるから経済官庁たり得るのであります。この点，某国の某省とは違うのではないかなと思っております。

次に，その政策目的間に矛盾はないのか。規模拡大の支援という目的があったとしても，その時の現実の政策との不整合，政策と目的の間の不整合はないのか。例えば日本でも規模拡大というのは昔から随分言われてきたことなんですが，実はアクセルをちょっと踏むと同時に，もっと大きなブレーキを別の政策で意図しないうちに踏んでしまうということがたびたび起こっています。そういうふうなことがないのかどうか教えていただきたいと思っております。

最後に，韓国農業が生き残る道ということで親環境農業の育成と高付加価値型農業の育成があげられています。日本でも中山間地域対策として，随分昔に特定農山村法を作りました。中山間地ではもう競争力はない，平場の農業，あるいは外国の農業にも対抗できないとして，中山間地では高付加価値型農業だということを打ち出そうとしたんです。ある学者の批判もありますように，農水省から出す報告の中に高付加価値型農業の例示が，昔は，野菜，果物，畜産とかたくさんあったんですが，年を経るにつれてその数がだんだん少なくなってしまって，果たして高付加価値型農業で日本の中山間地域を全部覆い尽くすことができるのかという問題があります。この政策だけで国際化対応は難しいのではないかという気がいたします。

○座長　どうもありがとうございました。かなり広範なコメントをいただきまして，答えるのがなかなか難しいのではないかと思いますが，手短かにお願いします。

○白石　ご懇切なコメントをどうもありがとうございました。

まず，張さんのコメントですが，全体としていろいろご指摘をいただきました。ただ，コメンテータにこう言うのは失礼かもしれませんが，まだいろいろ勉強が足りないなという感じがしないところがないわけでもありません。

『双層経営体制』の実態に関して，単層経営が形成されていると思われると言われていますが，これは単層経営になっているから問題なんです。中国共産党の農業政策では，この双層経営体制という理論構成をやりながら，何とかしてそちらの方向に持っていきたい。しかし，実態はそうではないことは十分わかっているわけです。したがって，私の報告の中でも，しっかりやっている方が少ないと申しあげました。単層経営になっているのが実態なんです。

もう一つ，認識が違っているのは，統一経営というのは自分では経営はやらないのが建前です。だから，双層経営なんです。農業をやれば分散経営とぶつかりますから。個別の農家経営とぶつからないで，それらの分散化された小農経営群をいかにして束ねて大きな市場，市場経済化されている今の流通に向かうか。それが双層経営体制の意味でもあるわけです。

それから，WTO 体制でひとり勝ちになるほど楽観視しているとする点（張氏コメントメモ）ですが，私は別に楽観視していません。今の状況からすればそうだと言っているだけです。今は中国のひとり勝ちのように見えますが，これからものすごい努力が必要だと思います。ひとり勝ちが続けば世の中はうまくいきません。結局２人勝ちというか，さっきの言葉で言えば「双贏」という言葉で，両方にメリットがある格好に落ちつかないとまた問題が出てきますから，中国も是が非でもひとり勝ちということにはならないと思います。そこに固執して，つまらんことはやらないと思います。

中国の農村問題ですが，張さんはかなり悲観的に見ています。こういう見方も確かにあります。私のように楽観視している見方もあります。この村民委員会がなぜできたのか。村民委員会組織法ができたのは 86 年でしたか，制度はかなり古くからあるんです。なぜこんなことをやり出したかといいますと，貧しい村ほど言うことを聞かなくて，行政当局は困ったわけです。村から郷を飛び越えて県に行き，県を飛び越えて省に行き，省を飛び越えて中央に陳情に行く。要するに貧しいところほど政情が不安定です。彼らは過激な行動をしますから。それならば，自分たちでやったらいかがかという考え方が根底にあるのです。中国の農村のほとんどが共産党の意向だけで末端の選挙が行われているというのは，私は言い過ぎだと思います。確かに言われるようなところもあります。彼らはなぜそうしているかというと，自分たちのデメリットになれば言うことを聞きませんが，まあ，あいつならいいだろうというような程度のことだったら，あまりぐずぐず言わないで言うとおりに動いているというのが実態だと私は見ています。

もう一つ，食糧の 2,200 万トンに関する張さんの見方（張氏コメントメモ）ですが，私に言わせると，まだ中国政府の陽動作戦にひっかかっているなという感じです。先ほどの資料では説明を除きましたが，中国は食糧の流通体制改革をやっています。それを見ると，ご自由にどうぞと言いつつ，ほとんど入ってこないような形にしてあるわけです。全国を消費地域と主産地域に分け，消費地域は価格，流通，全部自由化します。その消費地域には外国産が入ってこれそうに見える建前にはなっていますが，実際，消費地域に中央政府が何を要求しているかといいますと，主産省と長期的な安定契約を結べと言っています。結ばないで食糧需給に問題を起こしたら，そのときは省長責任制の伝家の宝刀を抜くぞというおどしがかかっているわけです。

他方，中央政府は 7,500 万トンの備蓄を目指して，今，積み増しをしています。7,500 万トンを３年で回すと，１年間で 2,500 万トン出てきます。2,500 万トンの入れかえ備蓄食糧が市場にあふれたらどうなるか。商売をやっている方はすぐわかると思いますが，民間の企業がシカゴで買いつけた，いつの船積みだ，いつ中国の港に着くというのは計算すればわかります。そのころを見計らって 2,500 万トンの一部をそこの市場で放出すればいいわけです。そうすると，民間で元気よくやった人はかなりの損をする。これは簡単にわかることです。だから，民間の業者から言わせると，本当に危なっかしくてできない。中国政府はそういうことをやっているわけです。これは言ってみると，田中眞紀子さんの例えですか，スカートのすそを踏んづけておきながら，ご自由にどうぞと言われたって動けないわよという感じです。

ただし，それがこれからどれくらいまでもつのかは，今はわかりません。張さんのコメントに対するリプライは以上です。

山下さんのコメントに対して，まず消費に与える効果です。畜産物消費があって，牛乳のお話が出ました。牛乳は一番弱い作目です。中国で何で牛乳が弱いか。中国人も日本人と

同じようにおなかの構造が牛乳向きにできていない体質だという説があります。しかし，中国政府は牛乳の生産に非常に力を入れています。近年，ものすごい伸びです。飼料穀物でやるのか，あるいは草地畜産でいくか，あるいは農産物の残滓を飼料化していくのか。現在のところ，まだ飼料穀物でこれを全部やろうというところまではいっていません。都市近郊農家で濃厚飼料を使ったものが果してどこまで伸びるのか，そこのところはちょっと自信がありません。ただし，おっしゃるようなことが懸念されることは事実です。

肉類にはいろいろな見方があります。日本の食料需給表をベースに中国の肉類生産量を合わせて計算すると，97 年に日本は１人当たり供給量 27.8 キロ，このときの中国の肉類の１人当たり供給量が 30.8 キロ, 97 年に中国は，食料需給表のベースで計算すると日本を追い抜いたということです。それから 2000 年には中国側は 34.9 キロと計算されます。日本は多分 28 キロかそこらでとどまっていると思います。

中国がこれからどこまで肉を食うのか。香港，台湾並みに 70 キロだとか 80 キロまで食うという説と，いや，そんなに食わない，あの体つきからすれば日本人並みだから，日本人のちょっとプラスアルファぐらいでいいのではないかという説があります。私は後者の説です。そうすると，今の１人当たり食糧供給の水準で十分賄えます。要するに１人当たりの穀物の消費量は増えないで，人口の増加分だけの穀物を増やしていけばいいと私は考えています。

経済発展による労働コストは，おっしゃるとおりの懸念はあります。これから中国も生活が豊かになってくると労賃アップになりますから。ただ，沿海部の方は高くなりますが，内陸部には，まだまだ低賃金で耐え得る予備軍がたくさんいます。これが何年までもつのかは今はわかりません。長期的にはご指摘のようなことは考えられますが，それも相当な時間がかかるのではないか。日本はその間にせっせと力を蓄えていくべきというのが私の考え方です。

直接支払いの話，これも実は今試験的に始めております。省ごとに１県か２県程度を選んで，直接支払いの試験をやってもいいことになっています。ただ，その中身は今のところ把握はできていません。

農業保護，これはもっとやれというのが大号令になっていますが，本音はどこまでなのかわかりません。スローガンばかり叫んでということを指摘されましたが，中国にはスローガン農業という悪口もあります。口先ばかりうまいことを言うが，実際は何にもやってくれないという意味です。ただ，全体としては WTO で認められた範囲内では大いにもっとやるべきだと言われています。

問題は，財政的にどこまで追いついていけるかということです。最近中央財政にかなり余裕が出てきています。さっき張さんのお話の中に出ました退耕還林というのは急傾斜地の農地の耕作をやめさせて，食糧と苗木代とか，いわゆる休耕補償，現金もくれることをやっていますが，それも中央政府に財政の余裕が出てきたからです。さっき税費改革で，中央政府の補助がふえているから，税費改革が実際にはうまくいっているということを申し上げましたが，中央政府の財政にどこまで余裕があるかということです。

もう一つ，基本的なことですが，日本の場合と違うのは，中国ではまだ７割が農村人口と言われています。都市人口は３割，３割の人が７割の人間を担げるか。それが日本の高度成長のときとの決定的な違いではないかと私は考えています。

環境に対する国民意識の話で，生産コストは確かに増加するでしょう。ただ，中国の場合，後発の利益というんですか，前の人が苦労した分を苦労しないで，新しいものをそのまま持ってこられますから，非常に有利になります。公害問題も相当あるし，相当な力も入れています。例えば中国の食品企業では ISO9000 とか 10000 を相当な企業が取っていますし，HACCP ももう相当の企業が取得しなければだめだということで，むしろ意識的には日本より進んでいると考えています。日本の場合には，品質にかけてはおれが一番で，ヨーロッパが口を出すなんてとんでもないという意識が昔はあったようですが，中国は後発国のメリットで，いいとこどりができます

から，全体としては生産コストの増加要因になるとは思いますが，かなり日本とは違って，それほど大きな影響は出てこないのではないかと考えられます。

○座長　ありがとうございました。それでは，足立さん，お願いします。

○足立　コメントにお答えする前に，私の研究のスタンスについて一言，発言させて頂きます。先ほど所長は私のことを「有機農業の研究者」と紹介されましたが，私自身はそうは思っておりません。確かに，74 年から日本の有機農業運動を研究していますが，それは「はじめに有機農業ありき」ではなく，「市場開放しても生き残れる日本農業のあり方」を考えた末の論理的帰結が有機農業だった，というだけのことです。本日は韓国農政の新しい潮流，すなわち，韓国農政のパラダイム転換について報告させて頂きましたが，これも「はじめに韓国農政ありき」ではなく，日本農政のあり方を考えるヒントが許信行氏，崔洋夫氏，金成勳氏の農政理念の中にたくさんあることを発見したということでありまして，だからと言って，私は「韓国農政の研究者」だとは思っておりません。私の究極の関心事は「日本の農政のあり方」を研究し，発言することにあります。

前置きはこれくらいにして，まず，柳さんから頂いたコメントについてお答えしたいと思います。「1990 年代の農政が今後も継承されるかどうか」ですが，これについて，私は全くわかりません。金泳三政権，金大中政権と引き継がれてきた農政の中に親環境農業というのが一応，農業政策の柱として位置付けられてきたということは言えるだろう。また，金成勳氏の農政理念が韓甲洙氏，金東泰氏に受け継がれたことも事実だろう。しかしこの政策が，間もなく選挙が行われて誕生する新しい大統領のもとでも継承されるかどうかについては全くわかりません。

２点目，「３人の学者は様々な利害関係から自由だったのか」という部分ですが，金泳三政権でご活躍になったお２人の農業経済学者については，私はよくわかりません。金成勳氏の場合は，私の資料の 30 ページにアンダーラインを引いて紹介しておきましたけれども，農民の上にあぐらをかくような組織に対しては非常に厳しく組織改革を行われました。また，農林部職員を２年間で 23 %も削減するというような大改革も断行された。もっとも，IMF の管理下に置かれた韓国政府は，政府職員を大幅削減することを求められていたという事情もありますが，これまでに私が知り得た資料に基づく限り，金成勳氏が経済界等からの要求に易々と屈するような人物ではなかった，と私は考えています。

次に，山下さんから頂いたコメントについてお答えします。「学者長官のメリット，デメリット」ですが，私の関心は「学者」にあるのではなく，農政のパラダイム転換を図った「主体」にあります。資料にも示しましたが，親環境農業への農政の路線転換を「いつ」「だれが」「なぜ」図ったのかに関心をもって調べたら，３人の農業経済学者に行き着いた，ということであり，一般論として「学者長官のメリット，デメリット」を検討することに私は関心がありません。

次に，「戦略指向が農政にあるとして，その現実的な効果はどうであったか」ということについてですが，手元にある数字を申し上げますと，例えばアイガモ農法など親環境農業によるコメづくりは，99 年に僅か 1,714ha だったものが，2001 年には 4,782ha，2002 年は１万 1,078ha（15,421 戸）に増加しています。また，数字の信憑性にやや疑問がありますので検証が必要ですが，新聞報道によれば，親環境農産物の認証を受けた認証農産物生産量が，2001 年には 46 万 6,000 トン，2002 年には 60 万トンあったと紹介されています。手元にある数字はこの程度ですが，これ以外にも，記憶では水田農業直接支払面積が 87 万 ha 強，受給農家約 100 万戸です。「水田としての機能保全」と「親環境農業的な営農」が支給条件になっています。したがって，政策効果はそれなりにあがっているように思われます。

次に，「農業・農村基本法第 39 条（農業者に対する所得支援）に示される第１項の零細農に対する支援と，第４項の規模拡大など構造調整のための支援との間に，政策目的上の不整合はないか」という点ですが，おっしゃる通り，矛盾があると思います。旧来路線を

払拭し，親環境農業路線への完全転換を図ろうとしつつ，なお，旧来路線の尻尾を引きずるという，政策矛盾を抱えながら今日まで来ていると思います。しかし，農政を総体として見た時，報告の冒頭でも述べましたように，例えば有機 JAS 認証制度の場合，表示規制は韓国並みに厳しいが，有機農業生産者に対する政策的支援に二の足を踏む日本の農政と，99 年度から直接支払を導入している韓国の農政。両者を比較したとき，どちらの方が政策的矛盾が少ないかは明らかではないでしょうか。

○座長　どうもありがとうございました。

一通り報告者からのお答えを頂戴したところでこれからフロアの方にも参加していただこうと思います。先ほどの休憩時間に７名の方から質問をいただきました。内容はかなり大きな話から個別の問題まで種々雑多という感じですが，私なりに少し整理をしましたので，ご紹介します。

まず，中国に関しましては，大まかにいいまして三つの分野についてのご質問が来ております。一つは農業生産の分野でありまして，政策研の井上さんから「戦略的構造調整の具体的な政策手段を何かご存知であれば教えていただきたい」という質問であります。

同じく政策研の合田さんから，「中国というのは非常に広大な地域であり，省ごとあるいは省内でも相当の地域差があるのではないか。こういった地域差は，農政の中にどういうふうに組み込まれているのか」という質問がありました。

農林公庫の柏木さんからは「中国の大豆はあまり生産も伸びずに輸入が増えているようだが今後それをどういうふうに見通していくのか。何か知見があったら教えていただきたい。」以上三つの質問がありました。

続いて二つ目の分野は WTO 関連です。井上さんから，「中国の農産物の輸出振興策というのは何かあるんだろうか。そしてそれが輸出入構造に大きな影響を与えるのかどうか」という質問です。

次に食糧庁の酒井さんから，「米や小麦について関税割当をやっていると思うが，その運用の実態というのはどういうふうになっているのか」という質問です。国家貿易の割り当て運用について何か情報があったら教えていただきたいということであります。

最後の分野は，中国の農村構造についてです。合田さんから，「農業者の民主的，自主的，組織的な活動というものは農村レベルであるのでしょうか」という質問です。以上，大きく三つの分野に分かれての質問がありました。

韓国につきましても，やはり三つの分野について質問があります。一つは，農林部長官による改革の進め方についてです。政策研の山本さんから，「農業部内からの積み上げやボトムアップによる政策決定はあるのでしょうか。そして，農業団体の調整はどういうふうに行われたのでしょうか」という質問です。

二つ目は，親環境農業政策について，合田さんから，「この政策に対する国民の意識はどうなっているのか。つまり，どの程度支持があるのか」という質問です。

井上さんからも，「親環境農業政策へ傾倒していくということになると，所得均衡政策との間でプライオリティーの問題が出てくるのではないか。本当に，親環境政策の方が国民により広く受容されていると考えていいのかどうか」という質問をいただいております。

三つ目の分野は，いくつかの個別的な問題に関わるご質問です。経済産業省の渡辺さんから，「韓国のハウス栽培について，先ほど負債の問題にも触れられたが，韓国政府として政策的支援はあるのか」という質問です。「そういう支援があるとすれば，今後どういうふうになっていくのだろうか」という質問もあります。

次に中国と韓国の両国にまたがってのご質問をいただいております。宝永物産の深山さんから，「食肉生産の政策的位置付けはそれぞれの国でどうなっているのか」という質問です。例えば中国では，豚肉や牛肉の増産は農民所得の向上にダイレクトに結びつくため，それらの生産振興は相当に政策的位置付けが高いのではないかというニュアンスでのおたずねかと思います。また，韓国については，「食肉増産はかなり難しいのではないかと感じているが，輸入政策との兼ね合いで韓国政府はどういう基本戦略を持っているのだろうか」という点についてご関心がおありのようです。

私が今整理をいたしましたような点につきまして，それぞれご返答をお願いします。

○白石　農業生産についての井上さんの質問について。戦略的構造調整の政策はどんなことをやったのかという話ですが，単純に言いますと何にもやっていません。何にもやらないかわりに，食糧生産をやれという号令をかけなくなった。食糧生産はもうかりませんから，みんなあまりやりたくなかったわけです。詳しい数字は覚えていませんが，当初，政府としては前年比２％ダウン程度を考えていたようですが，それを下に流したら，下の方はもうやりたくないものですから４％，５％やってしまい，その結果こんな状況になっているということです。

価格政策的に言うと，保護価格対象というのがありますが，これを限定したこと。東北地方の春小麦や早稲のインディカ種等が対象から外されました。日本みたいにお金をやるからやってくださいという話ではなくて，何にもやらなくなったという感じです。規制を緩めてこちらに持っていくという方が強いようです。

ただ，全国レベルは別にしまして，末端の県とかそれ以下のところに行きますと，日本で言う県単事業みたいなのはいろいろやっているようです。例えば日本の大分県の一村一品運動，ああいう形でその村とか郷とかの特産物をつくっていこう，そのような形で進めていくということです。

それから，農産物の輸出振興で何か政策的なバックアップが行われているか，これは輸出補助金がついています。輸出補助金を使った方が，腐らせてしまうより安上がりに済むということではないかと思います。これはWTOの規定違反かどうか，私はよくわかりませんが，彼らは今でもやっています。

地域差の農政への組み込みについての合田さんの質問について。地域差の農政への組み込みというのは，さっき農業部の新しい取り組みということで主産地形成みたいな話をしましたが，それが一つの考え方です。昔から「適地適作」という言葉はありますが，そこは世界に冠たる官僚国家ですから，適地適作ということはいつの間にかなくなって，判子で押したように強制が行われています。

大豆は中国では食糧という大きなくくりの中に入っています。油糧作物扱いではありません。ただし，実態的な使われ方は，輸入されている大豆は搾油が主目的です。それから，搾油した後の餌ですね。これはいろいろな説があります。中国の大豆生産は大体５～６年前ですか，1,000万トンぐらいでしたがそれが1,500万トンに急にはね上がりまして，その後，ずっと大体1,500万トンぐらいで動いてきています。今年（2002年）は大豆の値段がGMOのおかげで上がりまして，1,750万トンぐらいいくのではないかと言われています。なぜ搾油大豆を輸入しているかというと，一つには油が足りないと言っていますがこれも実はよくわかりません。

というのは，油糧作物の生産は第１表でわかるように，非常に変動が激しい。本当に需要があって，植物性の食用油が足りなければ，値段が上がりますから，農家はもっと作るはずです。ところが，実際には非常に変動がある。あと考えられるのは，外資との合弁の搾油会社が沿海地区に大量にできており，彼等がもっと大豆を輸入したいということで，輸入を始めたわけです。片方では大豆かすの輸入関税を引き上げています。ちょっと合弁の搾油メーカーのご意見を聞きすぎた嫌いがあります。結局入り過ぎてしまいまして，今年（2002年）は去年の半分を超えたらいい程度の輸入量になります。これからどうなるか。大豆油でいくのか，パーム油が巻き返すのか，あるいは国内の落花生油とか，ヒマワリ油とか，それが巻き返していくのか，いろいろな見方がありますが，大豆そのものにつきましては，私は中国は搾油用ではなくて，食用大豆に力を入れた方が有利と考えています。

WTO関連で流通体制改革の結果がどうなるか。これは，当分今の感じが続くのではないかと思っています。要するに国家貿易の部分が多いのは中国側が弱いと見ているところです。米はもうかなり競争力があると見ているから，国家貿易の部分は50％に減らしています。2004年以降はわかりませんが，たくさん入ってくるのは難しいと思っています。特に中国の場合は，東西の交通はいいけれども，

南北の交通がないんです。もし中国に穀物を大量に買わせるとしたらどうするか。私が昔，考えたのは，沿岸の大きな港に食品工業団地をつくり，そこに，小麦とか，大豆とか，トウモロコシを輸入して，そこで一貫作業をして，製品として売っていく。そういうことをやればまだ入っていく余地はありますが，現物で奥まで流通させようというのは難しいと考えています。

大豆の関割の国家貿易は，実際にどうやっているのか，よくわかりません。COFCO というんですか，私は昔流で糧油総公司と呼んでいますが，そこが一元的な輸出権を持っているときいていますが，具体的にどのように割り当てしているのかはよくわかりません。むしろこれは実際にやっている，穀物で一番強い三井物産の担当の方に聞いた方が早いと思います。

次に，農村組織です。先ほど申し上げました農村の集団経済組織というのは一種の地縁組織です。これからは要するに業種ごとにそういう組織をつくるとか，技術ごとにつくるとか，そういう動きがあります。中央政府・共産党もこれを奨励していますが，果たしてこれがどこまでいくのか。なぜかといいますと，地縁的な組織は統制，コントロールがききます。ところが，縦割りの業種ごとの組織や全国を横断するような組織はなかなかコントロールが難しいのではないか。農業の近代化なり，生産力の向上のためには少しは目をつぶるのか，どの程度目をつぶるのかはよくわかりません。以前「農業総合研究」に私が双層経営体制の論文を書いています。あの中でも触れてあります。ご興味がありましたら，お読みください。ただ，あれは非常にわかりにくいという説があります。

最後に，食肉生産について。食肉生産は，もうある程度限界に来ているのではないかと思っています。まだかなり伸びていますが，2000 年の時ですか，最初の速報では前年比マイナスと出まして，そら，見たことかと言って喜んだのですが，正式な統計になったら前年比プラスになっていました。あいつら，鉛筆をなめたなと，そんな具合に思うくらいになっているわけです。なぜそのように考えるかというと，山下さんへのリプライの中で申し上げましたように，中国人がどこまで肉を食うかによります。香港，台湾並みにもっと食うぞということになれば，当然これでは足りない。だから，もっと増えるということになります。糖尿病がもう 4,000 万人にもなり，これからも増えるとか，肥満児がどうのという話がまじめな顔をしてやられているところを見ると，香港，台湾並みまではいかないと思っています。

肉の中では，豚肉は量的には伸びますが，シェアは下がっていきます。これは豚の餌が人間様のお口に入るものと競合するから，できるだけ草地畜産を増やしていこう，それから，餌効率のいい鶏（ブロイラー）をやっていこうという方向です。豚肉の比率は相当下がってきていますが，どこまでいくのか。中国人は肉といえば，豚肉を思い出すほどですから，どこまでいくのかはちょっとわかりません。

牛肉は日本のような濃厚飼料で育てるというところまではいっていません。草地畜産でやるのが主体です。ただし，トウモロコシの茎等の農作物の残滓に尿素をかけ，プラスチックフィルムで巻いてしばらくほっておきますと，非常にすぐれた，たんぱく源に富んだ濃厚飼料並みの栄養価のあるものができるんだそうです。その結果，河南省，山東省，河北省で，安徽省も多分入ると思いますが，相当牛肉の生産は増えています。

ただ，中国政府は，他にやることがないものですから，畜産，畜産と言っていますが，私はそんなに畜産，畜産と言っていていいのと，正直ちょっと首をかしげています。

○座長　食糧庁の酒井さんからご質問をいただいていました。関税割り当ての運用については大豆ではなくて，米，小麦だったと思うんですが，これは糧油公司でやっているんでしょうか。

○白石　一般的にやっているのは全部糧油公司です。

○座長　わかりました。続きまして，韓国についてお願いします。

○足立　まず，山本さんからのご質問ですが，「トップダウンかボトムアップか」という点に

ついては，私はよくわかりません。ただ，親環境農業を農政に位置付けることについて許信行氏も，崔洋夫氏も，金成勳氏も随分苦労された。資料の 24 ページに農林部と農村振興庁の官僚たちの反応を整理しておきましたが，官僚たちは随分抵抗したようです。面従腹背というのは崔洋夫氏の表現ですが，そのような官僚の態度から推測すると，おそらくは日本と同じように，韓国も農林部の官僚たちが政策の基本部分を起案して大臣に上げ，大臣はそれを了承する，というような仕組みが盧泰愚政権までの慣例であったような印象を受けます。これはあくまでも印象です。

農業団体等との調整はかなり密に行われているようです。とはいえ，農業団体そのものの組織変革となると，これは利害が真正面からぶつかるわけで，ことに金成勳氏の場合は農業・畜産・高麗人参の三つの中央会を一つに統合するようなことをやられましたから，調整は難航しただろうと思います。しかし，その他の事柄，例えば親環境農業の育成・支援に関しては，金成勳氏は事前に中央会はじめマスコミに丁寧に説明されましたから，韓国農業の生き残り策としての意義に関する認識が共有でき，金氏の持論であった農・消・政が三位一体になって国民に支持される農業，安全・安心・環境を守る農業を振興する国民的運動が展開できたのだろうと思います。農協中央会が掲げる身土不二，農都不二というスローガンはその証左だと思います。ですから，合田さんのご質問について言えば，数字は把握していませんが，親環境農業政策は過半の国民に受け入れられているように思います。

農工間の所得均衡の問題については，韓国の場合，かなり格差が開いていますから，政府はいま農村地域内での兼業機会の創出に力を注いでいます。また，97 年末の経済危機による農家負債の増嵩問題が尾を引いており，政策的優先順位は高いと思います。しかし，そのことと，親環境農業の育成に力を入れることとは，二律背反ではないと思います。

ハウス栽培については，許信行氏が示した「４つの進路」の中核である輸出農業振興政策の一環で，韓国南部地域に日本向け野菜生産団地が建設され，当時，農林部は積極的に梃子入れしたようです。しかし，この問題については情報を収集していませんので，これ以上はお答えできません。また，食肉についても，現在までまったく情報を集めていませんので，申し訳ありませんがお答えできません。

〇座長　ありがとうございました。せっかくの機会ですので，他に何かご質問，ご意見，あるいは新たな情報・知見を提供いただければと思いますけれども，いかがでしょうか。

〇清水　農林中金総研の清水です。今日の議論の中で出てこなかったので，あえて質問させていただきます。東アジアの経済統合の動きというのが最近よく議論になっております。韓国でも日韓友好協定のことが話題になっております。最近，チリとも友好協定を結んだ，合意したということです。さらに中国も ASEAN とこれから友好協定の交渉に入るということですが，その影響なり，可能性についてお伺いしたいです。

〇座長　自由貿易協定（FTA）に関してですね。なかなか難しいご質問ですけれども，いかがでしょうか。

〇足立　大きな影響があるということで，農業団体は猛烈に反発していますが，農林部のホームページに掲載されている「Q&A」などを見るかぎりでは，農林部はチリとの FTA 締結を「中南米市場進出の橋頭堡」と位置づけているようです。近年の韓国の政策立案の遣り方はアメリカに似ており，FTA の場合は対外経済政策研究院が中心になり，それに韓国農村経済研究院も協力する形で周到に分析を行い，チリとの FTA の場合はメリットがデメリットを凌駕すると判断。農林部はこれらシンク・タンク的機能を有する研究機関の分析を重視したようです。ただし，チリとの FTA による国内産業への影響は軽微とはいえ，弱小農家が困ることは避けられないので，それをカバーするために，例えば農家負債対策借入資金の金利を下げたり，１ ha 未満農家の子弟の実業高校入学金及び授業料を免除したり，といった側面からの支援措置を講じています。余談ですが，最近では農協幹部が「輸入農産物には高品質農産物，なかでも消費者を見つけやすい親環境農産物の生産で対抗するため，生産者グループの育成と土づくり

運動をさらに積極的に進める」と発言しています。

○白石　中国に関しては，全くわかりません。ただ，彼らにとって多分得になるから，ああいう動きをしているのではないかと思います。張さん，何か知っていますか。

○張　最近，日本の新聞で見ている限りは，中国と東南アジア，ASEAN が 10 年以内に FTA を結ぶというふうに大きく報道されていますが，中国は農産物に関しては ASEAN に門戸に開くという意味でスピードが加速されてきたんです。中国と ASEAN が FTA を結ぶこの動きに対して，日本には中国に追い越されるのではないかという危機感があるんですけれども，日本はこれから自分の農産物についてどういうビジョンを持つのか，それが問われているのではないかと思います。中国人の研究者の中では，日本の競争力は弱いので，これからどうするのか，もっと構造調整に力を入れなければならないのではないかというような指摘が盛んに言われています。

○座長　自由貿易協定の話は，ややセンシティブな問題ですが，山下さん，差しさわりのない範囲で何か一言いかがですか。

○山下　伝え聞くところによると，中国の政府の関係者は，ASEAN との自由貿易協定というのはそれほど自国の農業に対して脅威にならないのではないかと捉えているようです。というのは，ASEAN と競合するとすれば穀物ですね。タイやベトナムから米が入ってくる可能性はあるんですが，これについては中国もある程度競争力があるというふうに見ている。

また，農業の中で，お互いにその比較優位をどこで持っているかということをみる必要があります。例えば ASEAN のココアのようなものについては中国にはありませんから，これは関税をゼロにしても，中国は全く痛みを感じない。逆に，野菜，果物は，ASEAN では生産していませんから，これらについては中国は比較優位を持っていて，これらについては ASEAN の方が関税ゼロでも困らないということになります。少なくとも農業については代替関係というよりは補完関係にあるので，むしろ自由貿易協定を結ぶことによってお互いの産業の利益になるのではないかと感じている節があると思います。

ただし，具体的に交渉をすると，例えば米について本当に ASEAN との間で関税をゼロにできるのか。中国はタイに比べると比較優位を持っているとしても，ベトナムとの間でどうなのか，といった問題が生じるかもしれません。それに，もう一つ大きな問題は，そもそもの前提として ASEAN 域内自体が果たして自由貿易になっているのかどうかという問題があります。むしろ ASEAN の内部の問題のクリアも今後議題に上ってくるのではないかと個人的には思います。具体的にどうなるかは，今後の交渉次第かと思います。

○座長　どうもありがとうございました。

○渡辺　経済産業省の渡辺です。１点教えていただきたいんですけれども，中国も韓国も日本の開発輸入だと。それで，日本が今困っているんだということを日本がセーフガードを発動しようとした時に言っていたわけなんです。今，いわゆる育成者権の保護ということで，日本で種苗法改正の動きがあるわけですね。それに関しては，韓国，中国でどのような反応があるんでしょうか。おわかりでしたら教えてください。

○足立　わかりません。

○白石　わかりません。その話題自体がまだ一般的には知られていません。むしろ大使館員がどこまで知っているかだと思います。

○座長　今日のお２人のご報告は，白石さんの場合は，非常に豊富な現地体験をもとに，足立さんの場合は長官経験者に対して行われたインタビューをもとに，それぞれかなりの本音ベースで両国の農業政策の実態を感じさせる，興味深いものだったと思います。

中国との間ではセーフガード問題，韓国とは自由貿易協定の問題など，多くのセンシティブなイシューを抱えております。地勢的，経済的，あるいは歴史的にみても，両国は日本とは離れられない関係にあります。小泉首相も東アジアとの連携を高らかにうたっています。今後，農業分野でのよりよい相互理解がますます重要になるのではないかと感じました。

どうもありがとうございました。

現代日本糖業史*

千葉　修

本書は斎藤高宏氏（前農業総合研究所）の執筆になる 672 頁の大著であり，戦後から半世紀余のわが国糖業の歴史が，原料主産地（沖縄県・鹿児島県南西諸島・北海道）における農業（さとうきび・甜菜）と製糖産業の発展を中心に，４編構成で考察される。

第１～３編（第１～６章）ではわが国の甘味資源が，農業条件が厳しい上に，さとうきびの場合は甚大な戦災被害・外国統治といった特異な社会条件も加わる地域を主産地とし，地域開発振興の重要なファクターとして位置付けられてきた過程を詳細に分析する。

上記の３地域とも，甘味資源の生産は第二次大戦以前からの歴史を有しながら，戦時期および終戦直後には食糧生産優先策により激減させられた。その復興が始まるのは 1950 年代で，沖縄県では糖業振興法（1959 年），北海道ではてん菜生産振興臨時措置法（1953 年）が最低価格を支持し，生産が増大する。

転機は粗糖の輸入自由化（1963 年）によってもたらされた。国際価格差に対して，国内生産の保護が甘味資源特別措置法（1964 年），砂糖の価格安定等に関する法律（＝糖安法，1965 年）により図られることになる。

しかし，さとうきびの場合，パリティ方式の支持価格は第２次生産費を補償しえず，栽培農家の他作目への転換が進む。農家人口の減少と兼業がもたらす農業労働力の不足が特に収穫作業にネックとなる半面，農地の流動化＝規模拡大のテンポは緩かった。技術面では品種改良は進んだものの機械化は遅れている。製糖企業は 50 年代から 60 年代の工場大型化・設立ラッシュを経て，その後統合へと向かうが，さとうきび生産量の減少傾向が止まらないため，原料不足を引き起こした。

一方，甜菜の場合は，60 年代前半の暖地ビート等の産地拡大策は挫折したものの，北海道においては，70 年代始めの世界的食糧需給の逼迫を背景とする甜菜価格の大幅な引き上げ，さらにペーパーポット栽培普及による単収の上昇が，作付面積と生産量を著増させた。だが，80 年代には，国際農産物市場は一転して供給過剰に陥り，北海道の甜菜も生産調整を迫られることになった。

かくして「糖安法のもとで，いわば供給過剰の甜菜糖業と供給不足の甘蔗糖業が一括して取り扱われ」（p.430）る状況が現れた。

第４編（第７・８章）では，この間の砂糖需給の変化が，国際価格と輸入量および関税率の推移，70 年代後半からの異性化糖の生産拡大，加糖調製品の輸入増大との関連で検討される。精製糖企業を見ると，ここでも粗糖の輸入自由化が収益構造を転換させ，60 ～ 70 年代の不況カルテル・指示カルテルに示される構造不況業種ならしめた。著者は「失われた 30 年」（p.582）と表現し，過剰設備の整理が不徹底であることを指摘する。

終章では，今後のわが国糖業が，糖安法に代わる「砂糖の価格調整に関する法律」（2000 年）によって導入された市場メカニズムと，開発輸入によるいっそうの国際化とによって，再編を促迫されるとの展望を述べる。

なお，巻末には詳細な年表と事項・人名索引が付され，利用の便を大いに高めている。

1960 年代中葉の輸入自由化とこれに対応する糖安法を画期とした「苦難の歴史」（p.591）を描いた本書は，自由貿易体制下における農業・食品産業経営と政策のあり方を考える上で，多くの示唆を与えてくれよう。

注．＊社団法人糖業協会編（2002.10），丸善.

○　ブランドはなぜ墜ちたか

――産経新聞取材班（2001.1，角川書店）――

ブランドは，伝統，将来性，誠実さなどの顕れである。消費者が，ブランドを提示する企業が供給する商品を選択して求めることは，その企業を信頼・信用していることの証である。

しかし，近年，これまで長い期間にわたってブランドを社会に提示してきた企業が，ブランドの信頼性を揺るがす不祥事を相次いで引き起こしてしまった。社会の反響は大きく，その企業が属する業界全体にまで大きな禍根を残した。

本書は，ブランドによって多くの国民の信頼を得ていたにもかかわらず，ブランドに対する不信感にとどまらないほど社会的に影響の大きい事件を起こした三社の大手企業について，新聞社が調査班を組んで取材し，日刊新聞の連載記事としていた内容を，一冊の本にまとめたものである。

本書では，それぞれの事件に関する詳細な取材結果が時系列的に収録されている。三社の幹部が事件について内外に対して行った判断や指示の内容，当時関係していた社員の談話なども，数多く収録されている。巻末には，三社の沿革および詳細な事件経過が添えられている。事件の経緯をうかがえるだけでなく，事件の全容を客観的に把握するための一助として資料的な価値をも見出すことができる。

また，三社はいずれも，過去にブランドの信頼性を自ら脅かしかねない事件を起こしたことがあったが，適切な対処を行い，ブランドとともに国民の信頼を取り戻した経験を有しているという。このうちの一社は，過去に起こした事件の際，幹部がすぐさま全社員に対し「信用を獲得するには長い年月を要し，これを失墜するのは一瞬である。そして信用は金銭で買うことはできない」と訓示して事件の解決に努め，事件の収束後には，技術に対する過信と慢心の戒めにしていたという。

しかし，三社はいずれも，いつしか先人が築き上げてきた「ブランド」の意義を失ってしまい，本書で取り上げた社会的に影響の大きい事件が発生した時には，外的な要因ではなく，幹部の危機意識の欠如といった内なる理由が重なり合って，信用の失墜に至ってしまったと，痛烈に指摘している。

なお，「三社の再生を願って」取材したという基調で構成された本書においては，「過去の経験を警句とすべき」といった論調は抑えられており，各社が失った信頼を取り戻すために行っている取組や，事件を契機に変化した内外の状況に，多くの書面が割かれている。

本書は，「企業の再生は，ブランドの再生なしにはない。それぞれの企業の幹部が，社員が，自らのブランドを愛するところから始まるのだろう」と結んでいる。当たり前の文章であるが，本書を読み通したのちに目にすれば，込められた言葉の意味をより深く感じることができるだろう。

自分の仕事や職場環境を見つめ直したい方に，是非一読をお勧めしたい。

（りえぞん No.22，2002/8/30）

注．このコラムは，行政部局等と当研究所との間の連携・情報交換の手段として霞が関分室が発行している連絡誌「りえぞん」において，農林水産政策や経済学を考えるヒントとなりそうな書籍や論文の内容を「ほんのさわり」だけ紹介することを目的として連載しているものです。

コラム Column

女性政策の変換と地域活性化

中道　仁美

20 世紀後半，世界的な女性の地位向上運動が展開され，国連での女性差別撤廃条約の締結・批准の結果，先進各国で両性平等法が成立した。他国に遅れてわが国でも 1999 年に男女共同社会参画基本法が成立したが，法律制定への道は平坦ではなかった。

世界的に初めて男女平等が国際法で求められたのは，第 2 次世界大戦後の ILO 条約（賃金の平等）であった。その四半世紀後，ようやく全般的な男女平等を求める女性差別撤廃条約が成立したのである。わが国でも雇用の男女平等を求める男女雇用機会均等法が先に成立し，全般的な平等を求める男女基本法は 10 年以上遅れて成立した。

農山漁村女性に対する重要な法律はこの男女基本法と同年に成立した食料・農業・農村基本法である。また，同時期行われた省庁再編で，農林水産省の女性担当部署も女性・生活課から女性・就農課へと変わった。この新農基法は農業・農村における男女の平等に対し，女性を労働者として平等の地位に置いたが，農村社会全般における平等は盛り込まれなかった。女性の自立を求めてか，男女基本法に倣い「自らの意思」が重視され，「慣行」については配慮されない。１戸１組合員制の農協で夫が正組合員となり，夫だけが農協運営に参画することを，農協法では誰でも良いのだから，妻も「自らの意思」で選択した結果とされる。

一方，旧農基法と新農基法における女性の取り扱いを比べると，興味深い。旧農基法の第 2 条の 8 に「農村における交通・衛生・文化等の環境整備，生活改善，婦人労働の合理化等により，農業従事者の福祉向上をはかること」とあり，女性政策は農業者の福祉政策とともにあったことがわかる。雇用機会均等法が「女子労働者の福祉増進に関する法律」の改正であったことも考え合わせるならば，この 50 年で，農村でも女性政策が福祉から雇用政策へと変換したことが見て取れる。

女性政策の変換を，単純に女性の地位向上運動の結果ということはできない。19 世紀末にも同様の運動はあった。経済発展の結果の雇用労働力不足，女性の社会進出がその背景にある。現在，農業・農村で地域活性化に女性が重視されるようになったのも，農業従事者不足とそれに伴う女性の農業・農村社会への進出が背景にある。例えば，農業委員への女性の登用が増加している地域を見ると，必ずしも女性の地位向上だけではなく，高齢化・離村，委員手当ての削減等の結果，男性の志望者がなくなり，二次的に女性が登用されている例も少なくない。

男女の性別役割が強固な地域社会において，農村女性は生産役割も担いながら，消費生活運営を一手に引き受けてきた。社会における女性の貢献が明らかであるにもかかわらず，社会資源としては見えない存在であった。近年，地域の未活用資源として，女性への期待は高まるばかりであるが，女性が得意とする分野の大半は，日常の消費生活に根ざしている。農業生産は当然ながら，特産品・農産物加工，産直市，農村レストラン，農家民宿，老人介護など，現在，農村を活性化している活動の中心に女性がいるのは，女性の活動が生活に根ざすものだからである。

バブルがはじけた不況の中，経済というサブシステム中心の世界から，生活というメインシステム，本来の人間の営みへの回帰が見えてきた。私たちは働くために食べるのではなく，食べるために働くのだという，生活重視の当たり前の論理が見えてきた。女性に期待するのは，この「生活」重視のキイパーソンだからである。

新基本法で女性は労働者となったが，社会慣行下で主体となれず，農水省の女性担当部署からは「生活」がなくなった。旧農基法では農業者福祉のため「生活改善」が謳われていたが，「生活」を亡くした女性が担う活性化の道は，今まで以上に厳しい。

学会報告

環太平洋産業連関分析学会

吉田　泰治

平成 14 年 11 月２～３日，西南学院大学において，環太平洋産業連関分析学会（Pan Pacific Association of Input-Output Studies）の第 13 回大会が開催された。

この学会は，ノーベル経済学賞を受賞したW．レオンティェフが創始した「産業連関分析（Input-Output Analysis）」に関する我が国唯一の学会であるとともに，環太平洋（Pan Pacific）を名乗っているように，国際学会でもあり，和文と英文の２種類のジャーナルを発行している。

産業連関表は，国民経済計算体系の基礎となっていることもあり，世界各国で作成されている他，すべての都道府県，一部の政令指定都市でも作成されている統計表である。こうした表作成に関わる技術的問題の解明と，産業連関表を利用した経済分析，即ち「産業連関分析」を研究するという二つの側面を，この学会は持っている。従って，会員は，大学等に所属する研究者だけでなく，国，地方自治体などの統計作成部局に所属する行政官，様々な応用問題を扱う民間シンクタンクの研究者なども多く含まれている。

大会の運営は，基本的には個別報告を順次行っていくもので，統一テーマによるシンポジウムなどはメインではない。

今年の大会では，環境，エネルギー，資源問題などに関する発表が多く，次いで地域産業連関分析に関するもの，２国間以上の産業連関表をリンケージさせた国際産業連関分析なども見受けられた。この他，産業連関分析の理論的限界を克服するために開発されたＣＧＥモデルなどの理論，実証分析などもいくつか発表された。

筆者が主として聴講した環境問題に関する発表では，慶応大学を中心に科研費によって開発されてきたアジア諸国の環境・エネルギー問題分析用産業連関表（Economic Development and Environment Navigation, EDEN1990）を使った実証分析が多かったが，まだこのデーターベースの真価を発揮するまでの成果は出ていないようである。

また，地域産業連関に関する発表は，特定の市町村を対象とした産業連関表を簡易推計する手法の開発などが多く，地域経済問題に関して産業連関分析のニーズが高まっていることを示している。

こうした産業連関分析の環境や地域経済への応用に関しては，農林水産業分野への適用の可能性も高く，農業経済分野の研究者も大いに関心を持つべきと考えている。しかしながら，この学会での農業経済関係者は少ない。本年の大会の開催委員長を勤められた西南学院大学の新谷正彦教授は，数少ない農業経済研究者の１人である。

この学会の大会の最近の傾向として，研究者の参加は増えてきているものの，メーカー即ち，行政官の参加が減ってきていることが，憂慮される。これは，行政改革の進展により，行政部局の統計部門にも合理化，効率化の波が押し寄せていることと，無縁ではないものと思われる。特に，これまで延長表，地域表などを基本表とまったく同じ部門分類で作成してきた有力なメーカーである経済産業省が最近方針転換し，作成する地域表や延長表の部門簡略化を打ち出した。こうした方針の転換に対し，学会としてもクレームはつけているが，一方で統計公表の早期化の要請も強くバランスが難しいところである。

学会報告

日本リスク研究学会第15回研究発表会

佐藤　京子

平成 14 年 11 月 22 ～ 23 日の 2 日間，京大会館（京都市）において，日本リスク研究学会第 15 回研究発表会が開催された。

当学会は，高度産業技術社会を迎えてその原動力となった科学・技術の開発に関する様々なリスクに対し，環境，公衆衛生といった個別分野ごとではなく学際的でかつ国際的な視野をもったリスク分析とリスク管理の研究の相互理解と協力を促進するため，1988 年に設立され，米国に本部をもつ SRA（The Society for Risk Analysis）の日本支部として活動している。毎年この時期に研究発表会が開催されている。

当学会では，リスクに関係が深い個別分野の多さ（例えば，防災，環境汚染，公衆衛生，医療，保険，化学物質等）を反映し，大学に在籍する心理学，生物学，化学，工学，医学等の広範な分野で活躍する研究者に加え，一般企業，民間シンクタンクからも多くの者が会員となっている。

今次研究発表会は，上述のこれまでのリスク研究に加え，最近 BSE や O157 など食品の安全に関する話題が増えていること，「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（PRTR 法）」の施行に伴う環境リスク評価が試みられることを踏まえ，食の安全とリスク管理，PRTR のリスクコミュニケーションが，それぞれ企画セッションとして設けられたことが特徴である。

発表会は，個別報告が行われる三つの一般セッション，四つの企画セッションの他に，食品と環境のリスク研究に絡んで，日本学術会議環境保健学研連との共催で，特別シンポジウム「遺伝子組み替え食品から食の安全性と環境を考える」が最終日の午後に開催された。

筆者が聴講した一般セッションでは，防災や放射線に関するリスク認知の形成要因の分析，慶應大学研究チームによる Web を利用したリスクコミュニケーション手法の開発等リスクコミュニケーションに関する基礎研究および応用研究に関する発表が多かった。Web を利用したリスクコミュニケーション研究は，いずれも実用化には至ってはおらず，試行的にシステムを稼働している段階であるが，多人数の参加と大容量の情報共有・交換を可能にする手法の実用化に向けての今後の取り組みに期待するところである。筆者が関心を抱いた発表として，他に，地下鉄サリン事件における聖路加病院スタッフのクライシスマネージメントがあった。クライシスマネージメントは，その性質上警察や軍の活動に関するため，こうした事例調査の発表は数少ない。原因が不明の段階で搬入されてきた地下鉄サリン被害者に組織としての病院として，また個人としての医師としてどう対応したのか，さらに対応を可能にした要因の分析は，リスク研究に対し新たな着眼点を提供しうるものであった。

食の安全とリスク管理に関する企画セッションでは，食品購買行動の要因分析，食中毒の原因となる微生物感染の定量的リスクアセスメント，欧州におけるダイオキシン類規制の動向等広範な分野からの発表が行われた。当セッションは今回初めての試みであったにもかかわらず，聴講者が多数おり，突っ込んだ議論が行われたことから，食品の安全に関する研究への関心が高いことが伺えた。当研究所からは，筆者，嘉田研究員がそれぞれ報告を行っている。

定例研究会報告要旨

第1901回（10月1日）

定年帰農者による地域農業の展開方向

（農協共済総合研究所）高橋　巌

地域農業の担い手問題を論ずるにあたって，近年，「定年帰農」が注目を集めている。この定年帰農とは，①定年農業就農（農家に同居する他産業従事の労働力が定年を契機に就農），②定年農村環流（他出して他産業に従事する後継者が，定年退職を契機に出身地等にUターンして就農），③定年農業参入（非農家出身の都市住民等が定年後に農業へ参入）の３点に分類される。本報告では，近年の安定兼業農家の増加と，「団塊の世代」が10年以内に定年を迎える状況に鑑み，特に①に着目し，この層を中心に考察する。

そこで埼玉県を対象地域として，ア）定年帰農者に対する10市町村における広域アンケート調査を実施し，定年帰農の実態と定年帰農者の意向等について多面的に分析した。また，イ）今後約10年を目途に，定年を迎える予定の兼業農業に従事する農協職員を対象にしてアンケート調査を実施し，定年帰農意向の有無とその理由，経営規模・作目および定年帰農するにあたっての課題等について明らかにした。さらに，ウ）定年帰農者を中心的な担い手とする集落営農組織（埼玉県加須市学頭営農組合・岡山県総社市三輪地区営農推進組合）を対象として，その実態と農協・普及等による地域支援組織の役割を明らかにした。

この結果，ア）では，定年帰農は経営規模は相対的に小さく，農産物販売額も少ないが，安定兼業に従事していた「安定兼業後型」定年帰農では，その６割以上で販売を含めた営農への意欲を持っており，今後の見通し等についても，定年帰農全体で現状の経営・農地を維持する意向が過半数を占め，強い営農継続志向が示された。また，イ）では，対象者の約70％に定年帰農意向があり，さらに約50％が定年後の農業は「自給農業」ではなく，「販売を目的とした農業」を志向していること，地域農業を維持する観点からは，定年後に農産物販売を増やす意向を持つ者を，現段階で減少させない支援の重要性が確認された。さらに，ウ）では，平地農村でも，兼業深化のもとでは定年帰農者がオペレーターや組織のとりまとめ役をつとめることで，地域の農地が面的に維持され，「年金＋α」所得という比較的低い労働報酬による弾力的な出役が可能となっていること，担い手の再生産システムを自ら創出していること，農協等支援組織の役割の重要性とともに，他産業での経験を生かした「定年帰農者のマネジメント能力」が有効に機能している実態を明らかにした。

以上のとおり，アンケート調査分析からは，担い手の高齢化と安定兼業化が一層進む中で担い手確保と再生産を図るには，定年帰農者を明確に位置づけた支援方策が重要になっていることが明らかとなった。また，事例分析からは，定年退職者が地域で力を発揮するためには，定年帰農等高齢者による営農展開が求められるとともに，安定的な定年帰農者の再生産が必要であること，そのためには，農協･普及等を中心とする地域農業マネジメントのあり方が重要であることが明らかとなった。

今後は，より実態の異なる地域でのさらなる分析，とりわけ，担い手の不足が顕著である西日本中山間地域等を中心に，担い手として期待されるUターン型の「定年農村環流」の実態分析等が課題である。

第1902回　定例研究会報告要旨（10月8日）

輸入急増下におけるネギ産地の対応方向

香月　敏孝

周知のように，政府はねぎ等３品目について，2001年4月23日から11月8日まで200日間のわが国初の一般セーフガードの暫定措置を発動した。ねぎは輸入急増の影響を先鋭的に受けた野菜品目であるとともに，野菜産地の体質強化に向けた構造改革が必要な中心的な品目と位置づけられる。

こうした状況を踏まえて本報告は，輸入急増がねぎ価格に与えた影響を明らかにしつつ，価格低下を受けて，これに対応しようとしている産地の動向と問題点を把握することを課題とした。報告の概要は以下のとおりである。

ねぎは，需要が堅調な中で，経営的には取り組み易い品目であったため，周年供給を指向する産地を中心に生産拡大意欲は強かった。しかしながら，ねぎは露地生産が主体であるため，作柄変動が大きく，不作年には価格が高騰する傾向が強い。ねぎの輸入急増もこうした価格高騰が引き金となっている。加えて，生産費に占める労賃部分が大きいために，国内生産では生産コストが嵩む品目という性格が強く，低価格を期待した輸入需要が根強い品目である。

こうして，2000年には輸入が急増し，ねぎ価格が低落した。需要関数の計測によって，価格低落の主たる要因は輸入増加に伴う供給増加によるものであったことを明らかにした。ここで求められた需要の価格弾力性は－0.175であるから，その逆数である価格伸縮性は－5.9程度である。供給量が１％増加した場合に，価格は5.9％低下することになり，野菜の中でも供給量の変動による価格の振れが大きな品目と位置づけられよう。

あわせて産地レベルでの影響を検討した結果，生産者所得はこの間，各地域で大きく減少しており，経営の継続が困難な状況に立ち至ったと考えられる。

こうした中で，産地再編に向けた取り組みが行われている。本報告は二つの産地の取り組みの実態に焦点を当てて，その動向と問題点を整理した。「鳥取西部」の場合は，機械選果施設の導入によるコスト低減を，「くにさき西部」の場合には，出荷規格の統一とブランド確立による市場価格評価の向上を目指している。

多くの産地では作業の機械化・分業化と規模拡大による供給コストの低減をめざした対応が開始されているが，鳥取西部の場合は，そうした取り組みを最もドラスティックに実践しようとしている。従前の（10ａ当たり）労働時間を447時間から170時間にまで縮減し，これによる労賃コストの削減を目指しているからである。

しかしながら，かかる供給コストの低減を指向することは，一方で生産者側にとっては経営コストの増大をもたらし（調製・選別・箱詰め作業を農協が肩代わりするが，生産者はそのコストを選果場使用料として負担する），一層の価格低下の局面では経営収支の悪化を招く恐れがある。

産地再編の取り組みに対して，輸入を含めた総体としての需給で決まる価格水準がなおもって大きな意味を持っており，産地レベルの取り組みもまた，自ずと限界があることが示唆された。今後のねぎ価格の動向が従前以上に注目される所以である。

第 1903 回　定例研究会報告要旨（10 月 15 日）

アジア諸国・地域の財政支出

會田　陽久
（島根大学）石田　　章

経済発展に伴い，アジア諸国の財政規模は拡大基調をたどるとともに，財政構造も大きく変化してきた。こういった状況下での，アジア諸国・地域の財政支出の変化を調べ，各国の農業構造に留意しつつ，経済発展と農業支出との関係を明らかにすることが本報告の目的である。分析対象は，アジアの 13 カ国・１地域である。

アジア諸国・地域における農業財政支出の動向を比較する際に，各々の経済水準・経済規模や産業構造等が異なるので，共通した指標を適用するのが有益と考え，農業生産額（Ga）に占める農業財政支出額（Ea）の比率（R1）と農業財政の交易指数（R2）を用いた。交易指数は，総歳出額（E）に占める農業財政支出額のシェアを労働人口（L）に占める農業人口（La）のシェアで除することにより計算した。交易指数については，数値が大きいほど，農業部門により手厚く財政支出が行われていることを意味する。

分析結果は，まず横断面比較では，概して経済水準が高い国ほど，指標値の R1，R2 は，大きな値を示している。所得グループごとに指標値 R1 を比較すると，１人当たり GDP が１万ドル未満の低所得国グループでは 20 %以下であったのに対して，中所得グループの台湾と韓国はそれぞれ 25 %と 35 %，高所得国の日本は 48 %であった。同じく R2 については，低所得国グループでは 0.3 以下，台湾と韓国は各々 0.59 と 0.98，そして日本は 0.81 であった。所得と指標値の関係を図示すると，経済水準が高まるにつれて，指標値の伸び率が緩やかになっており，途上国の指標値は，経済発展の初期段階で，より急速に上昇する可能性があると考えられる。

次に，アジアの低所得国グループの指標値が経済水準の向上に伴って今後上昇基調に推移していくのかを検討するために，時系列比較に移り，韓国，中国，台湾，タイ，マレーシア，インドネシア，フィリピン，スリランカについて，指標値 R2 が，1978 年から 98 年にかけてどのように変化したかを見ることとした。比較のために，日本の 1960 ～ 78 年のデータも併せて表示した。

日本，台湾，韓国は経済成長に伴って指標値が急速に上昇しているが，低所得グループでは，マレーシアのようにこの間高度成長を遂げた国でも指標値の急激な上昇傾向は見られなかった。したがって，時系列分析では経済発展の初期段階ほど，経済水準の上昇に伴って指標値が大きく上昇するという横断面比較の分析結果とは一致しなかった。

横断面比較と時系列比較の結果が整合しなかった理由としては，以下の３点が指摘できる。①経済発展に伴って，小農が主な担い手である農業サブ・セクターにより多くの農業予算が配分される傾向にある。一方，商業資本による大規模経営が一般的な農業サブ・セクターには少額な財政支出しか行われない。②経済水準の高い日本，韓国では，農業の主たる担い手は小農であり，マレーシア等の途上国では大規模経営であるエステート部門の重要性が高い。③アジア開発途上国では，1960 年代から 80 年代初頭にかけて，穀物生産の増加を意図した灌漑開発が推進されたが，80 年代半ば以降，農業開発予算の重点が，多額の財政支出を伴う新規の灌漑開発から既存の灌漑施設の維持管理・整備にシフトした。これらのことは，小農とエステート部門が併存するマレーシア農業での財政配分やフィリピンの灌漑開発への支出額変化等から推測される。

第 1904 回　定例研究会報告要旨（10 月 22 日）

中国の農業交渉戦略
――農産物セーフガード問題を事例として――

明石　光一郎

日本のような農業に比較劣位をもつ国では，政府の農産物貿易交渉の可否はその国の農業に対して重大な影響を与える場合もある。本報告はきわめて高い国際交渉力を有しているとされる中国の交渉アプローチを分析することにより，有益な知見を得ることを目的としている。中国の交渉アプローチについては，近年米国の半官半民のシンクタンクであるランド研究所より公開された報告書「中国の政治交渉行動様式・ 1967 年～ 1984 年」を参考資料として使用した。同報告書が作られた経緯は，主として米中国交回復において中国との交渉に振り舞わされたアメリカは，なぜ中国との交渉はここまで苦労するのかという問題意識のもとに，中国の国際交渉アプローチを入念に分析して文章化したことにある。

同報告書は，第一義的には，アメリカ政府部門内でこれから中国と交渉をする立場にある人たちの指針とするために作られたものであるために，中国側の交渉の手の内や駆け引きを精密に分析し，相手のペースに巻き込まれるのを防ぐというアメリカ政府の基本姿勢が一貫しているとされる。さらに進んで，「中国の交渉アプローチはかなり一定のパターンに沿っており，詳細に研究すればある程度予測可能である」という内容が記述されている。本報告では，その一事例として日本の発動した対中セーフガード問題をとりあげた。日本が発動した対中セーフガードに対して，中国がいかなる時期にいかなるタイミングでいかなる交渉パターンを使い，いかにして勝利を得たかについて，プロセスを追って分析を試みた。確かに中国の交渉アプローチはかなり特殊であり，日本にそのまま応用できる性格のものではない。しかし，国際交渉を苦手とする日本にとって諸外国の交渉戦略を分析しその結果を蓄積することはきわめて重要性が高いと考えられる。

さらにその過程において日本の対中交渉スタンスに以下の重要な問題点があることがわかったので列挙しておく。

(1) 対抗措置の不存在。日本は中国に対して有効な対抗措置をもたないという，非対称な構造が成立している。すなわち，中国は日中間で問題が発生したときはいつでも日本からの進出企業に課税等の圧力を加えることで，当該企業が中国の意図する行動を日本政府に対して起こす誘因を作り出すことが可能である。他方，日本は中国に対してそのような対抗措置を持ち合わせていない。

(2) 特に農業部門は製造業部門と利害が対立することが多いために，農業交渉では国内から足を引っ張られる。

(3) 日本企業のリスクに対する意識の問題。今回のセーフガード問題では直接関係のない対中輸出企業が報復の標的となった。今後も中国は国益を守るために進出企業や対中輸出企業に対して国内法の変更や課税等の厳しい措置をとる可能性がある。中国へ進出しているリスク感覚の乏しい一部の企業が同国から圧力をかけられた場合，日中交渉において日本の交渉当局の足を引っ張る可能性は高い。

(4) 交渉当局の問題。今回の中国の報復行動への対応措置を用意せず動いたことは，日本の国際交渉力にやや問題があると思われる（ただし，中国の報復については交渉当局のみではなく，産業界も予測していなかった）。

第 1905 回　定例研究会報告要旨（10 月 29 日）

ベトナム農業金融における集落の補完的役割

岡江　恭史

1960 年代以降，東南アジア各国で政策的に設立された金融制度は，資金分配の偏り・低い資金回収率・高い取引費用等の問題を残した。ベトナムにおいては，ドイモイ政策の一環として中央銀行から農業銀行が独立し，また農業銀行の融資を受けられない貧困世帯への低利融資を目的に貧民銀行が設立された。貧民銀行の融資に際して村落内大衆組織の指導のもと貯蓄借入グループという共同債務グループが結成され高い資金回収率と取引費用の削減をもたらしたことは明らかにされているが，この組織および共同債務グループについての実態は明らかにされていない。

本報告では，著者がベトナム紅河デルタにて行った調査結果を主たる材料に，農業金融の仲介を行う村落内大衆組織および共同債務グループの実態を明らかにし，集落の補完的役割を指摘する。

調査地のバックコック村は，紅河デルタのほぼ中央に位置し，非農業の現金収入源が少なく，人口が稠密で，農地のほとんどが二期作の水田であるなど典型的な紅河デルタ農村である。調査村で貯蓄借入グループが実際に結成されていたのは，ただ一集落のみであった。当該集落および比較対照のためのもう一つの集落において調査時点（2000 年）までに実行されたすべての銀行融資（農業銀行および貧民銀行）について調査を行った。

96 年より始まった貧民銀行融資の仲介は祖国戦線（共産党の翼賛組織），特に農民会によって行われている。農民会は行政村レベルでは人員・予算の面でも不充分であり，実質的な活動は集落レベルの支会が行っている。農業生産においては合作社（農協）が中心的な役割を担っており，農民会は補助的な役目しかしていない。

貧民銀行の融資に際して農民会の指導のもとに結成される貯蓄借入グループは融資のたびに結成されるのではなく，集落全体で融資を受ける人間がすべて入会し返済後も留まる。完済した会員も債務不履行になった会員の債務を肩代わりする義務があるが，そのことを理解している会員は少ない。集落長が将来の債務不履行に備えて基金を構想しているが，誰も拠出せず，事実上共同債務グループは機能していない。貧民銀行の実際の手続きおよび日々のモニタリングは集落単位にある祖国戦線の各支会によって行われている。

貧民銀行と違い以前は担保が必要であった農業銀行の融資も，99 年 3 月の首相決定第 67 号によって 1000 万ドンまでは無担保で受けられるようになった。これを受けて調査村では，集落ごとに借入者グループが結成された。この借入者グループも共同債務機能を有しないが，グループ長（両集落とも集落長が兼任）が手続き代行およびモニタリングをしている。

融資を仲介する農民会の活動は活発とは言えず，共同債務グループも事実上機能していない。にもかかわらず，かつての各個人が直接銀行から融資を受けていた時代に比べて，現在は取引費用（銀行側の取引費用として融資対象者の決定およびモニタリング，借入者側の取引費用として交通の実費および機会費用があげられる）が削減されており，債務不履行も今のところない。

ベトナム農業金融が良好なパフォーマンスを示しているのは，実質的に集落が融資仲介を行っているからである。集落は独立以前から範囲を変えずに存続し，村落内のあらゆる活動および組織（行政・合作社・祭礼・祖国戦線・共産党）の基本単位であって，村人にとって最も身近な共同体である。それゆえ，財政的基盤がなくてもモニタリングを行うことは容易である。

第 1906 回　定例研究会報告要旨（11 月 19 日）

農地転用と農家資産の因果関係に関する考察

藤栄　剛

わが国の農地は戦後の急速な経済成長プロセスのもとでの旺盛な土地需要に対応することによって，工場，住宅用地等に対する土地供給源として重要な役割を果たしてきた。こうしたことから，農地転用に関して，その発生メカニズムあるいは転用による農業部門に対する影響等の面で一定の研究蓄積がなされている。これら先行研究では，農家資産，転用農地価格の変化が農地転用に対して影響を及ぼす因果関係を想定して分析が行われている。しかし，現実の農地市場においては，アプリオリに農家の意思決定に関わるこれら諸要因が農地転用に影響を及ぼすとみなすよりは，これら諸変数と農地転用との相互作用のもとで，農家の意思決定が行われているとみなす方がより現実的であろう。その場合，農家資産の変動が農地価格を規定するといった，農地価格と農家資産の相互依存関係も考えられる。しかし，以上の観点を農家資産，農地転用に関わる諸変数間の関係に着目して農家資産と農地転用の間に存在する因果関係を検討した研究はない。

そこで本報告では，農地転用と農家資産の間の相互作用，すなわち前者が後者の原因となっているのか，あるいはその逆であるのかといった変数間の因果関係を明らかにするために，Granger により提案された統計的方法を用いることにより，この問題を検討した。さらに，共和分関係の有無にかかわらず，直接各変数間の因果性を検定できるという特徴を有する，Lag-Augmented VAR（以下，LA-VAR）を用い，農地転用に関わる，共和分関係にない新たな変数の導入を試みた。なお，時系列データを用いて通常の回帰を行う場合，実際には無関係であるデータ系列間に有意な関係を認めてしまう，「見せかけの回帰」と呼ばれる問題の生じることが知られている。こうした問題を回避するために，共和分検定と呼ばれる検定を施すことによって，変数間に見せかけの回帰が生じているか否かをチェックする必要がある。共和分関係とは，こうした共和分検定等を通じて，「見せかけの回帰」を回避した変数間の関係をさす。

検討の結果，従来の研究で明らかにされてきた農地転用に影響を及ぼす直接的な経路の他に，農家資産を介する間接的な経路が存在することがわかった。また，LA-VAR を用いて，転用農地価格を含めた４変数システムについても考察を行ったところ，農地転用には転用農地価格を介した間接経路が存在すること，農地転用と転用農地価格とは相互依存関係にあること，また農地価格と転用農地価格とは直接の因果関係を有しないことがわかった。これらの結果は，これまで想定されてきた農地転用供給メカニズムに間接的な経路を組み込み，考察を行う必要性があることを示唆している。また，以上の結果は，計量経済モデル構築の際に，変数間の関係に先験的な情報を提供する。

しかし，得られた結果は，過去数十年間にわたる日本の農家全体の平均的な活動結果を示すものである。本報告では，例えば供給関数といった個別の関数ではなく，農家全体の平均的な姿を推定することを目的とし，集計化されたデータを用いて分析を行った。しかし，個々の農家に着目すると，農家資産の変動は世代交替時や家計構成員のライフサイクルに規定されることが多い。したがって，例えば，世代重複（overlapping-generation）に起因する農家資産の循環変動と農地転用決定との関係を考慮に入れた理論モデルの構築が今後要請されるだろう。また，農地転用と農家資産との関係は，農家の属性や農地市場をめぐる制度的要因に大きく依存していると思われる。ゆえに，より詳細な議論を行おうとすれば，例えば都市近郊農家のデータを用いた分析，あるいはマイクロデータを用いた分析が不可欠であろう。

第 1907 回　定例研究会報告要旨（12 月 3 日）

戦後から現在までの我が国の食品の安全に関する事例とその変遷及び特徴

佐藤　京子

１．はじめに

食品の安全についてのリスク管理およびリスクコミュニケーション（RC）のあり方を検討するため，我が国の食品の安全に関する過去の事例について，消費者団体の活動記録や文献等から収集し，社会的な関心の度合いを調査し，各事例の特徴付けを行い，どの様な事象に対して国民は強く規制を求めるのか，RC を進める上での留意点は何かなどの視点から検討を行った。

２．方法

主婦連合会機関誌，厚生白書等から事例を調査し，国会会議録検索システム，日経テレコン 21（新聞記事）の各 DB を用いて，各事例に関連するキーワード検索を行った。次に，⑴単発事故か継続性があるか，⑵主な原因が食品（農産物）の生産段階か加工流通段階か，⑶環境汚染由来関連か，⑷新技術導入関連か，⑸死亡者が多いか，等の観点により分類した。さらに，⑴は，①食品製造企業の人為的ミスによる単発事故，②一定期間問題化後，使用禁止措置や十分な対策等が取られ終息したと考えられる事例，③それら以外の環境汚染，微生物性食中毒，新技術導入などは，対策がとられているが，問題は継続する可能性がある事例，⑵は，①圃場で散布される農薬，農用地の環境汚染，家畜の飼育など農産物の生産段階，②食品添加物，食品保存関連技術，微生物性食中毒，工場事故など食品の加工流通段階，に関連する事例に細分類した。

３．結果

52 の主要事例について国会会議録検索システムを用い，ヒットした委員会等の合計数の多い（関心の高い）順に並べた。関心の高い事例は，環境汚染（公害）が原因の「水俣病」，「PCB」等や，新技術導入に伴う「BSE」などであった。微生物性食中毒は「O157」を除き低位に，戦後 2,000 名以上の死亡者を記録している「フグ中毒」も低位であった。日経テレコン 21 への記事収録は，20 年未満であるが，一部の事例を除き国会議事録検索結果と似た傾向が認められた。分類された事例の社会的関心の高さを見ると，⑴の①「単発事故」，⑴の②「一定期間継続後終息」，⑵の②「加工流通段階」に分類された事例は，両 DB ともに低位であり，他に分類された事例は上位であった。

４．考察

国会の機能は，リスク管理の観点から法律など規制のあり方を論議する場であることから，社会がリスク削減を強く求める事象である「環境汚染」等に分類される事例について活発に論議が行われている。一方，死に至るリスクであるが「フグ中毒」のように自己回避できる事例の論議は活発ではない。自己の意志である程度リスク回避が可能な微生物性食中毒についても同様である。一方，関心の高い「環境汚染」，「新技術導入」等は自己回避が困難であり，科学的にも十分に解明されていないリスクであることから，食品安全に関するリスクについても，「恐ろしさ」，「未知性」の 2 因子から構成されるスロヴィック認知モデルはよく適合するものと考えられた。この認知モデルでは，これら 2 因子が高いほど規制によりリスク削減を望む程度，即ち行政への期待が高いことが明らかとなっている。

以上の結果から，リスク管理の場としての生産段階の重要性，積極的に RC を進めるべき分野，「未知」や「恐ろしさ」を払拭するための科学者の研究活動，さらに，RC のパートナーとしての消費者について考察した。

第1908回　定例研究会報告要旨（12月10日）

日本の科学・技術

――その光と陰――

（国際基督教大学）村上　陽一郎

ここ４～５年の間に「科学技術」という用語が定着しているが，私は「科学」と「技術」は別のもので「科学・技術」と表記すべきと考えている。そこで科学の歴史をみると，前科学期（pre-scientific 18世紀以前），原科学期（prototype 19世紀以降），新科学期（neo-scientific 第１次世界大戦以降）の３期に分けることができる。前科学期には未だ科学者（scientist）は存在せず，例えばニュートンはphilosopherと呼ばれていたに過ぎない。19世紀半ばに英国のWhewellが「scientist」という言葉を用いたが，彼はこの言葉に狭い範囲を専門的に研究する人という意味を込めていた。彼の意図はflut(e)ist（狭く専門的に楽器を扱うフルート奏者）とmusician（広く音楽一般を扱う音楽家）の例からもわかるように，-istという接尾辞の語法から明らかである。このような専門家という意味での科学者という言葉は，化学者（chemist）を例外として19世紀にできたもので，これがすなわち原科学期における科学者である（ちなみに日本語の科学は個別科学を意味し，disciplineが一つ一つ個別に分かれたものをいう）。

前科学期における科学の特徴は，科学者の研究活動が自己充足的・自己閉鎖的・顧客なしというものである。すなわち科学者共同体（学会）は，特定分野で知識生産を行い，それを学会誌という形で蓄積・流通・利用・評価するというもので，評価も同僚が行った。研究資金も自己調達するか，たとい外部から援助を受けたとしてもそれは慈善行為によるものだった。つまりこの科学者共同体は外部から閉ざされたものであり，これが自然科学の本質であった。

このような科学の性格は，20世紀の半ばから変化してきた。例えばナイロンの発明（1935年）のように研究が技術的開発に結びつくことがわかってきたのである。最も顕著な例は，軍事セクターが科学者の知識を核爆弾に利用できることに気づいたことである。これが米国のマンハッタン計画であり，軍事セクターという顧客が科学者共同体に使命を設定し，科学者共同体はこれを請け負うことになったのである。この体制はうまく機能し，ルーズベルト大統領はこうした体制を戦後の平和時にも維持しようと考えた。そこで，例えば産業セクターや医療セクターなどといった顧客から科学者共同体に使命および資金が与えられ，科学者はその仕事を請け負い，顧客に研究成果を返すこととなった。米国では1950年にNSFが設置され，国家政策のための資金を配分する組織ができた。現在は，以上に述べた原科学期と新科学期の研究の双方が存在している状況にある。とくに1980年代以降，新科学期の請負による研究の割合が大きくなっている。

最後に日本の社会について概観する。我が国は，原科学期の研究の本質を十分認めておらず，明治以来どちらかといえば新科学期的な研究が行われてきた。東大工学部のような学部は，その設立当時他国の大学にはなかった。近年の研究開発費が国内総生産に占める割合も高い。このうち民間支出の占める割合は78％と特異的に高く，逆に政府支出は21％と低い。学生数でみても，理学部：工学部の比率は，米国で１：１，中国で１：４であるが，日本では１：８である。つまり，我が国の研究は新科学期あるいは工学的な研究に重点がある。これは我が国産業界の強みでもあるが，やはり原科学期の研究と新科学期の研究をバランスよく行えるような余地を，我が国社会は作っていく必要がある。

（文責　山本昭夫）

特別研究会報告要旨

【循環利用プロジェクト】
（2002 年 10 月 7 日）

ドイツにおける再生可能エネルギーの意義

（ミュンヘン大学）A. ハイセンフーバー

先進諸国においてバイオマスに対する関心が急速に高まりつつある。その理由は，一つには地球温暖化に対する配慮とエネルギーの安定供給を目的として，化石燃料への依存をできるだけ小さく，かつ費用効率的に実施しようという動き，さらには，農政の転換を非食用作物を重視することで推進しようという視点などである。ここではドイツにおける再生可能エネルギーの動きを通して，その実態を見てみよう。

現在再生可能エネルギーは，まだその供給割合は低いが，10 %を越える国もないわけではなく，全体として増える傾向にある。ドイツについてはまだ数%どまりであり，その発生源割合は, バイオマスによる熱供給が 52 %，水力が 27 %，風力が 11 %である。風力やバイオガスと並んで近年急速に伸びているのが，オイルシードのエネルギー利用である。耕作地および休耕地への非食用の菜種作付けなどがそれである。共通農業政策の一環としてドイツでは非食用のオイルシードに ha 当たり 350 ユーロが支払われている。これから採取されるディーゼルオイルには石油税が免税されており，消費者は，2002 年８月現在で，免税されない石油ディーゼルの価格（半分が石油税）より１リットル当たり１ユーロ足らず低い価格で購入できることになっている。このような支援策を受けて，ここ数年でバイオディーゼルの販売は 1997 年が 100 万ヘクトリットルを少し越えていたものが，2001 年には 700 万ヘクトリットル近くまで伸びている。

ドイツではバイオマスのエネルギー利用に対して，法的にも積極的な制度が仕組まれてきた。これは 1994 年の廃棄物回避・リサイクル・処分法という循環型社会に向けた制度枠組みの一連の施策にともなうものであり，1998 年にはバイオマスの廃棄についての規制，そして 2000 年に再生可能エネルギーに関する諸法律が整備された。バイオマスへの投資補助策としては，農林省が研究開発，機械購入などに年 3,600 万ユーロの補助金，バイオマス発電には年 200 万ユーロ，農産物に関連しては総額 32 億ユーロの拠出が決められている。またすでに触れたバイオディーゼルに対する石油税免税などもその一つである。バイオディーゼルの自動車用スタンドは全国で 800 カ所以上整備されている。

バイオガス生産も急速に伸びており，家畜ふん尿や食品加工残さなどの利用の他，最近では使用済みオイルが主たる原料となってエネルギー生産が行われている。バイオガス施設数は 1997 年には 400 基を超える程度だったのが，2001 年では 1600 基以上が稼働している。

以上，再生可能エネルギー，とくにバイオマスを原料とするものへの傾斜はこの５年ほどで急速に進み，アグラ・ヨーロッパによればエネルギー源としてのバイオマスのポテンシャルは，電力の数倍あるという見通しもある。バイオガスのエネルギー供給源の多様化，環境コストの削減と共に，農業の役割の見直しも始まっている。

（文責　合田素行）

研究会（共催）報告要旨（2002年10月25日）
テーマ**「女性が農村に住みつく条件」**

女性が暮らしやすく，働きやすく，子を育てやすい農村とは

（(社)農村生活総合研究センター）林　賢一

本報告は，女性が暮らしやすく，働きやすく，子を育てやすい農村の条件を検討し，女性の農村への定住を促すことで農村における定住環境の整備と長期的な少子化対策に資する方策を明らかにしようとするものである。

事例として，人口統計の分析から立地条件が悪いにもかかわらず女性や子どもが多く住み，かつ世代の住まい方が対照的な２地域を選定し，女性の定住要因や定住条件を把握するための調査を実施した。

その結果，まず女性の進路選択の視点から定住要因を整理すれば，①個人の定住／他出意向〈家を出たくない，ひとり暮らしをしたい〉，②個人の進学・就職・結婚への意思，希望〈○○がしたい，○○は嫌〉，③家族の定住／他出に関する規範〈女の子だから，親子だから〉，④家族の進学・就職・結婚への意向〈いわゆる「家の事情」〉，⑤地域社会の定住／他出に関する規範，慣習〈みんなそうだから〉，⑥進学・就職・結婚先のもつ条件〈便利，安定〉，の６領域に分類できた。実際には，これらが互いに関連する中で進路は決定され，時代とともに社会や家族の規範が弱まり個人の意思が尊重される傾向にある一方で，例えば家族の意向（家の事情）と個人の意向との対立は一定程度生じ続けるものと考えられる。

また，女性の就労・子育てへの支援と多世代での住まい方の視点から定住環境をとらえてみれば，まず多世代同居のケースでは，一般に世代間の協力関係が女性の就労・子育てを支援してきた。一方で，世代ごとに別居するケースでは，夫婦間の協力関係が女性の就労・子育てを支援するものとなっており，不足する部分は地域社会での互助や外部サービスで補われるという特徴がみられた。

次に地域の生活環境の評価から定住の要因・条件を整理すると，まず事例地域の高校生を中心とした若い世代では，将来の定住意向は全体の３割ながら，他出希望者の２割強は他出後再び地域に戻る意向を示した。また定住条件としては，働く場の確保や利便性の向上に加え，自然環境の保全や医療・福祉・育児等のサービスを望む声も多かった。

また現在事例地域に在住している女性の評価を総合すれば，①地域に「同じ立場の仲間」がいることや世代間の交流がさかんであることなどによって人間関係が良好である，②自然環境に恵まれ，子ども達が豊な自然の中でのんびり育つ，③学校や塾，緊急病院などへのアクセス条件が整っていない，④農業はやりがいはあるが，他産業への就労機会が少なく経済的な不安が大きい，といった視点が得られた。さらに事例地域から他出した女性の評価は，①家族や知人が近くにいる安心感や育児に関する支援の得やすさなどの点で，農村の人間関係は優れている，②利便性は劣るが，物価が安いなど経済的には農村が定住環境として優れている，③農業は，労働条件の悪さと不安定さから職業として選択することは考えにくい，というものであった。

以上の調査結果から，女性の定住を促進する条件として，①家庭内や地域内で良好な人間関係を築くこと，適度な利便性を確保することは，女性が暮らしやすい条件となり得る，②やりがいと達成感を得られる農業の維持と，農業以外の多様な就労機会の創出は，女性が働きやすい条件となり得る，③育児環境としての自然環境の保全や身近な育児･教育サービスの整備は，女性が子を育てやすい条件となり得る，といった内容をとりまとめた。

さらに長期的な方策として，女性が住み続けたい地域づくりのためには，①社会の変化に対応した社会規範のリニューアル，②定住を選択するための情報提供，③帰住を促す方策の検討，といった取組みが必要であることを提案した。

研究会（共催）報告要旨（2002 年 10 月 25 日）
テーマ**「女性が農村に住みつく条件」**

農村の未婚晩婚化と親子２世代夫婦別居の現状

相川　良彦

１．若い世代の行動パターン，とくに女性の就業行動に変化が起きている。以前は，結婚する前までは自家にとどまった女性が，就職や就学のために自家から転出することが多くなった。他方で，農村に立地した工場（第二次産業）が長引く経済不況と空洞化（工場の海外移転）により，減っている。農村において雇用の場が次第に失われつつある。

２．少子化により，農家子弟に長男・長女が多くなった。長男はいまだイエの後継ぎという規範意識が残っているのに対して，女性はイエ規範の拘束が少なくて，自由に就職を選択する傾向がある。結果として，雇用の狭小・劣悪な地元に，長男はあえてとどまり，女性は良い就職条件を求めて転出する。この社会移動の男女差が，農山村において適齢期の男性に比べて女性の人数を少なくさせている。男性が結婚相手を数歳年下に求める傾向が，年々の少子化と相俟って，未婚女性の不足にいっそう拍車をかけている。

３．その結果，農村での男性の未婚率が年々増加して，2000 年国勢調査によれば，30 歳代後半の男性は４人に１人が未婚であり，それは同世代の女性のほぼ倍の多さである。そのような状況の中での農業後継者の結婚へのプロセスは，一旦は都会へ就職・出稼ぎ，旅行先で知り合うとか，結婚相談所の紹介，都会からの農業体験にきた女性との出会い等多様なチャネルであり，過半は都会との交流を介して行っている。ただ，高収入の農業専業地帯では，後継者自身が都会へ行かなくとも，都会からの農業体験にきた女性と結婚する等の例が増える。そのような高収益農業地帯で後継者が結婚できる主体的条件は，学歴や農業への専念度（＝就農経過に反映）である。

４．農山村における後継者の結婚難は農家家族の居住規則を変化させつつある。若い嫁への配慮から，親子２世代夫婦が同居するという形態から近くに別居という形態へと切り替わりつつある。

以上のように，農家後継者の結婚難は，都市と共通の，独身の自由を謳歌して結婚にこだわらなくなった若い世代の行動パターンの変化によると同時に，男性からみて未婚女性が少なくて出会う機会が減ってしまったという農村に特有の事情によりひき起こされている。その結果，農山村において未婚の農家後継者が大量に存在するようになった。それをインパクトとして，嫁への気配りから親子２世代夫婦が近住別居する形態がここ十数年増加しつつある。

５．農家後継者の結婚難を緩和する手立ての一つは，地元に女性の雇用の場を創出することである。農水省がこれまで進めてきたグリーンツーリズムや食品加工などにおける女性起業はそうした意味でも評価されて良い。ただ，女性の雇用の場として最有力な事業は，その市場規模が隔絶して大きく，かつ安定的，そして資本が少なくて済む介護サービス事業である。だが，JA が取り組む以外は，農業関係機関はほとんど介護サービス事業に無関心なのが現状である。民間資本が営利性から農村部へ入り込みにくい現段階において，地域住民の福祉向上と女性の雇用の創出という二つの機能を充足するコミュニティビジネスとして介護サービス事業を育成することが，後継者の結婚難対策としても必要である。なお，農がもつ多面的な機能の一つとして，心を癒すセラピー機能を挙げうる。その事例紹介は農と福祉の親近性を実感させる，良い例示となるだろう。

６．農家後継者の結婚難を緩和するもう一つの手立ては，都会女性のもつ農業・農村への関心を高め，就農や移住を促進することである。現在農政が進めている新規就農支援制

度はその一端であるが，男性或いは夫婦を前提にしているところがある。若い世代のライフスタイル（組織に捉われぬ個別志向で，経済より生活重視など）に適合した農業・農村研修機関のあり方とそれによる就農・農村移住の先進事例を紹介する。そこでは，施設とその運営をめぐり，官と民とがどのような連携をするのが機能的かという研修システムのあり方も検討されるべき問題である。

研究会（共催）報告要旨（2002 年 10 月 31 日）

高齢化の下における食料消費の中長期予測

――コーホート的接近――

（専修大学）森　　宏

コーホート分析は，農業就業者数の予測等に使われているが，数年前から食料消費分析への適用を考えて，需要分析や計量分析の専門家の考えも参考にしながら研究を進めてきた。需要分析は，体系推定による接近方法が大勢となっており，自分たちはあえて分析の体系性，整合性に拘らずに年齢の影響といったものを需要分析に取り込むことを試みているが，学会ではなかなか理解が得られていない。今まで，肉類，魚介類等さまざまな食品を対象として分析を進めたが，本日は，果実消費の分析を事例としてわれわれの展開した方法の説明を中心に報告する。

今までのコーホート分析は，ある年齢階層が年を経て別の年齢階層へとずれ込むことの観察に終始していたが，家計の消費量を計測している家計調査を用いて，①個人消費量の推計，②消費を年齢・時代・世代効果に分類する，③それらを使って将来予測をする，といった手順でコーホート分析を行った。消費量を三つの効果の合成としてとらえるところに特徴がある。既存の研究では時代効果はないものという前提をおいた研究が多い。2010 年の消費を予測したが，個人消費量の推定では，他の研究に依存するところも多く，コーホート表の各セルを推定し埋めていく作業を併せて行った。

今後の研究の展開方向について言えば，コーホート分析により年齢要因を除去したうえで，体系分析へと進むことが考えられるし，米国のダイクが試みているような食料消費に年齢効果が及ぼす影響に類似したものとして，都市化が食料消費に及ぼす影響を分析する研究も始められている。

（文責　會田陽久）

特別研究会報告要旨（2002 年 11 月 7 日）

危機管理プロジェクト特別研究会

（帯広畜産大学）　澤田　　学
（酪農学園大学）　佐藤　和夫
（農業工学研究所）合崎　英男
（慶應義塾大学）　吉川　肇子

本研究会では，食品安全性の需要分析およびリスクコミュニケーションについて，４人の講師が報告を行った。

初めに，帯広畜産大学澤田学教授より食品安全性について包括的な論点が提示されるとともに，食品安全性に関する需要分析方法に関する説明があった。

食品安全性の需要分析への接近方法としては，使用するデータによって２種類の方法がある。第１の方法は，既存の市場データに基づく需要関数分析である。これは，家計調査や POS，ホームスキャンデータに基づき，食品安全性リスクが食料需要に与える影響の評価を行うものである。家計調査を利用した需要分析においては，「消費者の主観的健康リスク認識を形成する各種の外部情報・体験」を

説明する変数として，どのような情報を用いるべきかということが問題である。また，POS やホームスキャンデータについても，生鮮肉や生鮮野菜などがカバーされていないこと，そして購入者の個人属性や所得が把握できないことが問題であるとの説明があった。

第２の方法は，社会実験やアンケート調査に基づく表明選好法である。CVM やコンジョイント分析などの表明選好法は，アンケート調査に基づく手法であるが，データ収集のコストが大きくなりがちであるため，継時的変化を探る試みが難しいという問題点がある。

次に，酪農学園大学佐藤和夫講師と農業工学研究所合崎英男研究員より，表明選好法に基づく研究報告があった。

佐藤講師からは，「CVM による牛肉トレーサビリティの経済評価」と題する中間報告があった。報告の課題は，消費者が北海道産牛肉についてトレーサビリティを導入した際の価格増を受け入れるかどうかを明らかにすることであった。牛肉販売店において消費者に直接アンケート調査を行った結果，以下の点が明らかとなった。トレーサビリティ導入にともなう価格上昇については 2.5 %（中位値）までであれば許容すること，そして，許容価格上昇率に対して，普段購入している牛肉価格や牛肉を購入する際の外観の重要性，子供の有無などが正の影響を与えていることが明らかとなった。

合崎研究員からは，「離散選択・潜在変数統合モデルによる消費者行動分析――牛肉選択を対象として――」と題する報告があった。報告の課題は，受精卵クローン技術により生産された牛肉に対する消費者の評価に，クローン技術に関する知識や態度がどのように影響しているかを明らかにすることであった。

ランキング型コンジョイント分析に潜在変数モデルを組み込んだ離散選択・潜在変数統合モデルにより分析を行い，以下の３点が明らかとなった。①クローン技術に関する知識を有している人ほど，クローン技術に対する態度が肯定的である。②肯定的な態度を取る人ほど，牛肉の評価において受精卵クローン牛由来の牛肉に対するマイナスの評価が小さい。③消費者へのクローン技術に関する知識浸透が受精卵クローン牛由来の生産物（牛肉）を受容するための素地作りになっている。

最後に，慶応大学吉川肇子助教授より，「危機にあたってのコミュニケーション」と題する報告があり，リスクコミュニケーションと危機管理，リスク管理について説明がなされた。とくに，BSE 問題におけるリスクコミュニケーションについては，科学的に明らかになった事実を伝えること，あるいは緊急時の広報技術であるという誤解が多く見受けられたため，リスクコミュニケーションという用語を使用する際には留意する必要があるとの説明がなされた。

（文責　吉田謙太郎）

【世界食糧需給プロジェクト】
特別研究会報告要旨（2002 年 11 月 13 日）

WTO 設立後の韓国農政

（茨城大学）アンインチャン

韓国では，コメは長年主要な食料であり，稲作は農業の中核と見なされてきた。 このため，コメ政策が農業政策そのものと理解されてきた。コメの生産を増やし自給を達成することが農業政策の主要な目的であった。農業政策においてコメが最優先された結果，韓国でコメ農業はよく発達し，また，機械化が非常に進んだ結果，コメは老人や婦人にもたやすく生産できる作物となった。

一方，韓国経済が成長する中で，韓国人の食生活は大きく変化・多様化し，より多くの畜産物，野菜，果物を摂取するようになる一方，穀物の摂取量が少なくなった。この結果，韓国政府はこれまで経験したことの無かった

コメの過剰という問題に直面することになった。また，UR 合意の元でのミニマムアクセスの約束により，コメの輸入が増加し，事態はより深刻になった。

UR 交渉の合意により，韓国のコメは特別な取り扱いを受けることとなっている。すなわち，関税化は 2004 年まで免除され，国内消費量の１～４％の最低輸入義務量（ミニマムアクセス）が課せられた。その結果，ミニマムアクセス輸入量の増加により，すでに問題となっていたコメ在庫がいっそう積み上がることとなった。加工用途に向けられるミニマムアクセス米の在庫は 2002 年の終わりには 76.6 万トンに達し，全在庫量の 38.8 %となることが見込まれている。

過去のコメ政策は，コメの増産を行うという目的に向けて設計されており，ある意味では単純なものであった。政府の買入売渡システムは増産に大きな成功を収めた。しかし，コメの過剰在庫に苦しむ近年では，このような政策を続けることは困難となった。この結果，現在，韓国政府は過去 30 年の長きにわたり続いたコメの買入を廃止し，代わりに市場原理の導入によりコメ部門の競争力を高めようとしている。しかし，この買入の廃止は急激な変化を好まない農家からの政治的反対に直面している。これらのせめぎ合いの結果，政府は，2003 年から，減反に協力する農家に直接支払いを行うことになった。

韓国の農政は難しい舵取りを迫られている。稲作は高齢者および小作農民によって担われており，もしコメの価格が低下すれば，彼らは簡単に稲作を放棄し，大幅な生産量の減少が起こる可能性がある。一方，海外に目を向けると，選択肢はほとんどない。すなわち，関税化により海外に市場を解放するか，ミニマムアクセスによる輸入枠を増加させるかのいずれかである。いずれにしても，コメの国内生産は減少し，価格は下落する。このことにより，コメ農家の収入は減少することが予想され，その埋め合わせをするために直接支払い制度が導入されることになったが，これは小規模農家を温存することによりコメ農業の構造調整の妨げになりそうである。国内生産量の減少と競争力強化のための構造改革を目的としながら，直接補助や直接支払い制度はその政策目的と矛盾する機能を有しており，国際的に農政の潮流となっている政府の関与の減少に向けてスムーズに政策の軟着陸を模索する必要がある。

このため，今後の韓国農政の向かうべき方向は，伝統的な供給サイドをターゲットとした政策に配慮しつつも，明確に需要サイドに向けられた政策を実施していくことであり，これにより，韓国のコメ政策に新しい道を開く可能性を有している。

（文責　上林篤幸）

【世界食糧需給プロジェクト】
特別研究会報告要旨（2002 年 11 月 18 日）

中国の食糧生産を巡る環境問題

（日本学術振興会）双　　喜

近年，中国は毎年 4.5 億トン位の食糧（米，麦，トウモロコシ，豆類，イモ類）生産量を維持できるようになり，世界のわずか 7 %の農地をもって世界人口（約 61 億人）の約 20 %を占める 12 億人の食料確保に努めていることが国連食糧農業機関（FAO）においても報告されている（1998 年）。また，中国の食糧問題に対し，市場の価格を介した需給調整機能やバイオテクノロジーに代表される農業技術の進歩により，人口増加や経済発展に伴う食料需要の増加を満たすに十分な生産の増加が今後も可能であるとみる研究者もいる。しかし，近年，土地や水資源などの環境問題の深刻化に伴う農地の荒廃化に加えて，農地の農耕以外への転用および食糧作物の作付けから他の経済収益の高い作物作付けへの転作

などのため，食糧耕地面積は減少し続けており，短期的には食糧の確保は維持できるとしてもその長期的な持続性は懸念されている。

食糧耕地面積の減少が続いている状況の中で，依然として 4.5 億トンの生産量が維持されていることの背景には灌漑面積の拡大や化学肥料・農薬の投入量の増大がある。特に後者は，食品の安全性に関わる問題もあり，近年，食糧の確保や安定供給に並び食品の安全性も益々重要視される中で，中国における今後の食糧生産の展開方向は注目されている。

中国の食糧生産は 1980 年代初期の農地請負制の普及以降急速に成長し，1990 年代に入ってから年間の食糧生産量は４億トンを突破し，その自給率は 95 %に達した。しかし，年間生産量の変動はかなり大きく，今後生産量は減産し 4 億トンを下回る可能性を否定はできない。一方で，中国の人口はいまだに毎年約 1,000 万人のペースで増加を続けており，人口圧が食糧の安定供給に及ぼす効果も決して小さくはない。しかも，食糧生産を巡る環境要因の状況は改善されていない。

食糧生産の不安定化の最大の要因は食糧耕地面積の減少である。それは，全国的に推し進められている都市開発や「小城鎮化」（市と町を沢山造る）によって起きた開発ブームに伴い，各地で平坦優良な耕地が工業用地や宅地および道路用地へ転用されたこと，農民の都市部への大量移動のため放棄される耕地が増えたこと，ならびに食糧作物から果物など経済的に収益性の高い作物へ転作する傾向が強まったことなどによるものである。

また，土地の砂漠化やアルカリ化および塩害も深刻化しており，耕地の荒廃化を加速させている。灌漑耕地面積の増大や北部の干ばつなどによって地下水位の低下と湖沼数および湖沼水域面積の減少も目立っている。食糧耕地の減少・荒廃化ならびに水資源など環境条件の悪化が今後も継続すれば，将来的に中国の食糧生産量の維持は困難となりかねない。

中国においても経済成長と所得増加に伴い，人々の食生活が多様化すると同時に食品の安全性も益々重要視されるようになった。その象徴となるのは「緑色食品」（有機食品）の認証を受けた食品の人気上昇である。しかし，中国は食糧耕地の減少による生産量の減少を単収の増加で補うために化学肥料や農薬の投入量を急速に増加させている。この化学肥料・農薬投入量の増加は食糧の安全性に影を落とすものであり，国際的な市場競争力を弱めるものともいえる。

「水が来る前に渠を造る」という言葉があるが，中国は将来に向けて食糧耕地の保護管理と食糧を含めた食品の安全性に関する管理システムの整備に今後さらに力を入れる必要があるだろう。

【世界食糧需給プロジェクト】
特別研究会報告要旨（2002 年 11 月 18 日）

インド農業の現状と課題

（大阪府立大学）宇佐美　好文

インド経済は，1970 年代までは緩慢な成長に留まったが，80 年代から経済の部分自由化，91 年以降の本格的な経済改革の実施により，経済成長が加速化している。1970 年代に穀物生産成長率は 2.9%，80 年代は 3.2 %に達し，90 年代末には穀物「自給」を達成した。こうしためざましい農業成長は「緑の革命」によってもたらされた。それは，70 年代に北西部諸州のコムギ生産に始まり，やがてコメに波及した（緑の革命の第１段階）。80 年代にはいると，コムギおよびコメの高収量品種の作付けはインド東部および南部諸州に普及し，播種面積に占める高収量品種作付け面積比率は 1990 年代半ばにコムギで 90 %，コメで 70 %をそれぞれ上回るようになった（緑の革命の第２段階）。

コムギ生産の先進州（Punjab, Haryana）や

コメ生産の先進州（Punjab, Tamil Nadu）とそれぞれの作物生産の後発州との間には，依然として大きな収量格差が存在している。また，コムギおよびコメの先進州においては1980年代から収量成長が鈍化し，90年代には頭打ち状態に陥っている。この結果，1980年代以降の農業成長の牽引役は，油糧作物，野菜，果樹，畜産にシフトしてきている。

緑の革命により穀物の国内供給量は増加し，1990年代後半には1.5億トン台――１人当たり約160kg／年――に達した。さらに，適正備蓄（1999年以降は，コムギおよびコメ各840万トン）を大幅に上回る在庫を招来し，数百万トンのコメを輸出するまでに至った。この結果，インド食糧公社が従来実施してきた穀物買付・配給制度――穀物余剰州において買い付け，不足州において公正価格で放出（配給）する――の抜本的な改革が不可欠な段階に来ていると考えられるが，政治的に実現可能かが問われるところである。

インド農業は多くの課題を抱えている。それを列挙すれば，①需要構造変化に対応した農業生産，②農村貧困削減のための雇用創出に資する労働集約的農業の発展，③生産費の低下＝生産性向上による農業の国際競争力の向上，④財政の制約および資源・環境の制約の克服，である。本報告では，特に水資源制約について考察する。

（1）灌漑の発展：インド農業は「モンスーンのギャンブル」を克服したか？

インドの灌漑は水源によって，用水路灌漑，ため池灌漑，井戸灌漑（Tubewellおよびその他井戸），その他に分類される。このうち，Tubewellによる灌漑面積の増加が著しく，1990年代半ばには用水路灌漑面積を超えたとされる。灌漑地では，降雨変動が穀物生産に及ぼす影響が緩和されていることが統計的に確認される。しかしながら，全インドの平均灌漑率は40％であり，天水畑地域においては，依然として，降雨変動が農業生産の豊凶に大きな影響を及ぼしていることに変わりがない。

（2）水資源の賦存量と水需要の予測

インドの総合水資源開発委員会の推計によれば，全インドの用水利用可能量（地表水690立方km，地下水396立方km）は2025年の最大水需要予測値（地表水545立方km，地下水298立方km）を上回っており，集計的にみる限り水資源は制約にならず，少なくともそれだけのポテンシャルを有しているとされる。しかしながら，水資源の賦存と水需要（灌漑地）の地域的分布のアンバランス，河川水系をめぐる州間および国際間の水利権調整問題，政府の農業投資の低下傾向，農業先進州における地下水資源の過剰開発，灌漑地域と天水畑地域との地域間格差問題，灌漑地における塩害と湛水（waterlogging）の拡大など，なお多くの問題を抱えている。水資源が農業発展の制約になるか否かは，こうした解決すべき問題がどのように取り組まれるかにかかっているといえよう。

（文責　水野正己）

特別研究会報告要旨（2002年11月25日）

テーマ**「農の教育機能について」**

障害者と取り組む酪農チーズ製造の実践とその教育機能

（農事組合法人　共働学舎）宮嶋　　登

限界過疎地における山村留学の可能性と課題

（北海道教育大学）玉井　康之

農業農村の教育に果たす役割

（鹿児島大学）神田　嘉延

宮嶋報告は，現在構成員家族50人余，チーズ製造を核に年商１億円弱に達する，農事組合法人共働学舎新得農場の設立理念と入植から現在に至る展開過程を振り返っている。設立理念は，学校教育から除外されてしまう障害者にこそ自立のための教育が必要である。

その場として，自然や動物とふれあうことの出来る酪農がふさわしく，それを健常者と障害者が共に労働・生活するなかで実現しよう，というものであった。1978 年，宮嶋夫婦ら 6 人は 30ha の丘陵を無償貸与した北海道新得町へ入植し酪農を始めたが，乳牛頭数の増加よりも障害のある構成員数のそれが大きかった。他方，当牧場に入会する者の障害は多様であったために，厚生省の障害者施設の基準から外れて補助金をもらえなかった。そのため，当牧場は経済的に破綻に瀕する。そこで，牛乳に付加価値をつけるチーズ製造の技術を学び，チーズ販売への転換をはかり，経営も軌道に乗り始める。

玉井報告は，青年の引きこもり 60 万人，青少年の非行 33 万人にも現れる，学校教育の弊害を山村留学がカバーしうるという問題意識にたって，山村留学の具体的なメリットと留意事項を論じたものであった。まず，メリットは，①子供１人当たり 70 万円の交付税が入る自治体の歳入増，②都会で出来ない体験を得られたという保護者の高評価，③いじめ・不登校がなおったと子供に好評，④人間関係への信頼の回復，⑤地元生にとっても都会人・文化と接することによる郷里への誇りの回復，⑥異文化体験による刺激，⑦親元をはなれたことによる生活力の習得，等である。

留意事項は，①里親の負担の大きさ，②教員の負担増，③子についてきた親の就労先の低収入・不安定，④問題児に集団的対応のできる体制確立の必要性，⑤無責任に子を学校に委ねる親の啓蒙，⑥山村留学生の奪い合いによる地元自治体の招聘費用増，等である。

神田報告は，僻地・鹿児島での幾つかの事例に則して，地域社会との関係を介して農が教育に果たす役割を論じている。出水市上場地区は学校校区を中心にした地域活動によって地域がまとまり，農業を介した都市との交流が進んでいる。また，霧島町では，学校林野を経済的基盤にして山村留学を行ってきた。その結果，子供にひかれて親まで当地へ移住し人口増加が起きている。さらに，溝辺町竹子地区は共有林野を介して学校と地域との結びつきが強く，総合的学習にアイガモ農業を取り入れるなどの形で地域住民が入り込んでいる。アイガモを育てるなかで稲が育つのを見て子が自閉症から開放され，地域の人たちは農業の教育力を実感し，自分の仕事に誇りを持つ。同様に，沖永良部・和泊町の国頭地区では教育や地域活動を通じて地域文化に誇りをもつようになったことが，全国一出生率の高く，また一旦外に出た子も後年帰ってくることと関連する，と言う。農のもつ教育力を知り，学校が僻地において果たす役割を積極的に評価する必要がある。

生命を扱う農業から人間が受ける教育は他の仕事からでは得ることのできないものである。地域社会のなかで営まれる農業は伝統的な文化と結びついている。その点で，氏はこれからの農林行政が果たす役割に期待している。

（文責　相川良彦）

特別研究会報告要旨（2002 年 11 月 29 日）

直接支払の特質と取引費用

（高知大学）飯国　芳明

本研究会は，貿易自由化と政策手段との関係に関する議論の中で，直接支払という政策が大きな取引費用をともなう可能性があり，国境措置としての関税政策と，どちらがどれほど効率的な施策であるか，という OECD で取り上げられている議論に役立てるべく開催されたものである。

飯国教授の報告は二つの部分からなる。第１は，これまで，議論はしばしばなされながら，必ずしも行われてこなかった直接支払の経済学的分析，第２は比較視点からみた我が国の直接支払政策における取引費用を考える

際の留意点，についてである。

前者では，まず同じ農産物を生産する同質な農家を想定する。農家の費用関数を設定し，農家数と生産量に関する短期および長期均衡曲線を描くと，両方を満足する最適農家数と生産量の組み合わせ（n^*，x^*）を得る。これを前提に直接支払政策を導入する。長期均衡での農家数は，n^*より大きい農家数で生産量は最大化し，生産量は施策導入以前より多い。直接支払のための財政支出は，農家数に対して上に凸となる曲線となる。

次に価格支持政策であるが，ここでは政府の買い付けによって価格を支持するとし，需要曲線は買い付け分だけシフトし，農家が利潤最大化行動をとると，価格も生産量も政策導入前と変わらない均衡点を得るが，財政支出曲線はこの場合農家数に対して右上がりの直線となる。

さらにクオータ政策ないしは生産調整の場合は，農家数と生産量を定める必要があるが，n^*より大きく，利潤を可能とするような農家数を定めるであろう。政府は生産量を決めるが，補助金すなわち財政支出の額を計算すると，農家数が大きくなればなるほど大きい曲線となり,農家数に対して凹となる曲線を得る。

以上の結果から，財政支出に限れば，価格支持の場合，購入した農産物の処理の必要性があるため財政的なコストが大きい。廃棄するか，世界市場の価格で販売するか，どちらも国内市場分，あるいは国際市場との価格差分，政府の負担は大きい。また直接支払の場合の政府の負担は，農家数が増えれば逓減する。クオータの場合は，均衡が実現しているかどうかわからないが，より高い価格で生産量を低くおさえることができる。また価格は直接支払の場合は下がりうる。政府の負担はこのモデルの場合，目標とする農家数次第で，三つの曲線のどの場合が最も政府の負担が大きいかが異なる。

1969 年以降の我が国の生産調整は，クオータ政策にあたる。しかしその施策の実施にあたっては,「協同的」なムラの仕組みで政策費用を少なくしてきたが，今後は取引費用の面でも負担となり，直接支払へとシフトしていると言えるのではないだろうか。

二つ目の話題として，取引費用を分析する際の三つの留意点が指摘された。第１は「範囲の経済」の有無である。EU でのように，同種の直接支払が同時に行われる場合，既存の制度との関係という制度設計上の違いによって，捉え方は大きく異なる。第２には，農業経営に対する既存のデータ・ベースの有無，その性格によって取引費用は異なるだろう。また第３に，我が国の取引費用は，多面的機能の保全をうたいながらも，その内実は農業の維持も含めた農業を超えた問題も含まれており，ヨーロッパの場合の直接支払の取引費用とはかなり異質なものである。

以上，二つの側面から取引費用を考える場合の考慮点，むずかしさを指摘していただいた。

（文責　合田素行）

【農村経済活性化プロジェクト】
特別研究会報告要旨（2002 年 12 月 2 日）

イギリスの農村振興政策

（東北大学）柘植　徳雄

欧州最先進地域における農業・農村問題をイングランド（特に東部）を中心に考察する。

イングランドでは，農業の GDP のシェアは 1.5 %に過ぎないが，農村ディストリクトに住む人口は 4 分の 1 を占め，しかも増加傾向を示している。都市では居住・職場環境の評価が低下している（その一因は移民の増加）のに対し，農村では上昇しており，前者から後者への人口流出が引き起こされている。世論調査によると，国民の半分以上は生活の質を理由に農村に住む希望を持っている。

労働力では３割弱が農村地域で就業しており，雇用増加率も都市より高い。1980 年代以降に農村地域で新設された企業の 3 分の 2 は都市からの移住者の設立になるものであった。移住した企業家の 4 分の 3 は立地決定に当たり環境を評価していた。ただし，ビジネスの規模は都市よりも小さい。農村地域は失業率が低いものの貧困層も存在するし，高齢者が増加する中で社会的なサービスが不足する状況も見られる。

なお，農業は構造の近代化が達成されているが，さらに階層分解が進行中であり，農家の 3 分の 2 は兼業収入がある。

イギリスの農村振興政策は，EU の構造基金改革の第 1 ～第 3 フェーズ（1989 ～ 93 年，94 ～ 99 年，2000 ～ 06 年）に対応して展開している。特に最近の政府文書には，戦後の食料の安定的供給を主眼とした農業政策の枠組みの転換が未だ不十分で，農村の現状とミスマッチを起こしているとの認識が強く示されている。

新たな農村政策は，経済政策，環境政策，農業政策，社会政策の複合であり，その推進のため行政機構が改革された。農漁業食料省が環境・食料・農村地域省に再編され（2001 年），地方では各種エージェンシーが設立され，事業の実施と評価を分担している。

特徴ある政策としては，①マーケット・タウンを経済活動・サービス供給の拠点としつつ，最末端のサービス供給網として郵便局・商店等を利用しようとしていること。②コミュニティの活性化のため，教区の地域計画の策定を支援すること。③土地利用規制では，従来の優良農地保護から転換して合理的開発を容認するとともに，劣等農地を環境保全上の適地として評価すること。④農村住宅政策において社会的弱者を配慮すること，等があげられる。

長期的視点から見れば，イギリスの農村経済に占める農業の比重が低下し，農業の構造改善が農業人口を減少させるとともに，農業問題は農村問題に変わり，農業政策は地域政策に包摂されて農村政策となった。従来の都市農村計画によって良好な田園空間が維持されたことが，近年の「逆都市化」（都市・農村間の人口・産業配分の逆転）を導いたのであるが，今後は開発および農業の集約化と環境保全との調整が問題になる。

なお，詰めるべき論点として，①ユーロ導入による経済成長効果と農村地域への影響（底上げと地域格差拡大），② EU 統合と世界的グローバリゼーションによる政治経済システムの変化と地域政策主体のあり方（地方自治組織の規模と連携），③如上の農村地域政策を評価する視点，④日本への示唆，等がある。

（文責　千葉修）

【世界食料需給プロジェクト】
特別研究会報告要旨（2002 年 12 月 13 日）

中国およびモンゴル国における牧畜業の発展と草原の砂漠化問題

鬼木　俊次

中国やモンゴル国の半乾燥地域では，近年，草原の砂漠化が加速している。砂漠化は現地の農牧民の貧困化や社会の不安定化を招くばかりでなく，黄砂の発生量を増大させるという問題がある。砂漠化は市場経済化後に起こった家畜の過放牧などに起因すると言われるが，その経済的メカニズムに関する実証研究は極めて少ない。本研究は，市場経済化後の地域的過放牧の要因を解明するため，中国内蒙古自治区とモンゴル国の地域データを用いて比較検討を行った。中国内蒙古では既に個々の牧畜民に草地の使用権が割り当てられているが，モンゴル国の草原はオープンアクセスである。そのため両地域を比較することで草地の使用権の効果について明らかにすることができる。

「共有地の悲劇」理論が示唆するところによれば，過放牧問題は草地利用権の不備に起因する外部性のために起こる。しかし，かりに草地の利用権が明確であっても，将来の割引率が高ければ過放牧は発生しうる。空間経済学理論は，市場のある中心地域への求心力とそこからの遠心力の均衡するところで生産の立地が決定されることを示唆する。本研究事例については，交通の便は市場への求心力として作用し，過放牧のために起こる草地資源の荒廃は遠心力として作用する。両者が均衡する状態においては，市場へのアクセスの良い地域で慢性的な過放牧が起こることが予測される。

モンゴル国の郡別クロスセクションデータによる計量分析により，市場経済化直後に幹線道路や都市周辺で過放牧が進行することが明らかにされた。また，両国の牧畜農家の生産費調査の結果では，市場に近いところでは狭い地域に生産が集中し放牧圧が高いことが分かった。さらに，中国に比べてモンゴル国では，牧民自身による井戸の投資額の割合が格段に低い。このことは草地の使用権が確定されない場合には，牧民は自ら投資をする代わりに，既に稼動している井戸の周辺に移動することを示唆している。現状のままでは井戸不足のため使用できる草地がますます狭くなり，地域的な過放牧による草原の荒廃が進行することが予測される。

市場経済の中で持続的な遊牧制度を維持するためには，極めて大規模な公共投資が必要となる。また，たとえ草地使用権が付与されたとしても遠隔地への流通システムなど社会インフラが整備されていなければ，地域的な過放牧は進行する。言うまでもなく持続的な市場経済化の実現のためには，公共財の供給，流通システムの整備，セイフティーネットの供与，財産所有権の明確化などが不可欠である。中国やモンゴルの牧畜地域においてはこれらの条件は十分に整備されているとは言えず，持続的な成長を実現するためには今後検討すべき課題は多い。

【世界食料需給プロジェクト】
特別研究会報告要旨（2002 年 12 月 13 日）

アフリカ経済学と農業

（アジア経済研究所）平野　克己

世界の開発経済学は近年様変わりした。その変化を端的に表しているのが成長回帰分析の深化であり，開発ミクロ経済学の進展である。こういった実証分析をもたらしたのは成長パフォーマンスが悪い地域に関する研究であって，そのフロンティアがサブサハラ・アフリカなのである。つまり現在の開発経済学は，成長ダイナミズムの解明というより，なぜ成長しないかを探求する「低開発分析」に主眼がおかれている。開発経済学，ひいては経済学総体に「基軸的な貢献」（P. Collier）を及ぼした分野という意味で,「アフリカ経済学」という呼称を用いた。

したがってアフリカ経済を研究することは経済学の最前線に挑むことになり，開発経済学の最前線はアフリカを知らなければ分からないという時代がやってきた。リスク分析，取引費用，制度分析や社会資本，不完全情報といった先端研究の一翼を担うに至ったアフリカ研究の焦点のひとつが，農業である。

アフリカが国際開発の主要関心になった 1980 年代以降におけるアフリカ経済の，そしてアフリカ農業の軌跡を一言で表現するならば，古典派的な「リカードの罠」にすっぽりと填り込んでいく過程であった。80 年代以降食糧穀物の耕作面積をひたすら拡大し続けたアフリカ農業は,「在来型技術進歩」を使い果たし，収穫逓減の末に，きわめて不安定な定常状態に入った。アフリカ総労働の半分以上が投入されている食糧穀物生産が成長を止めた結果，アフリカ経済全体が前世紀末に潜在成長力を枯渇させた。アフリカにおける１人当たり所得は減少の一途を辿り，その他開発途上国地域との格差は開いていく一方である。

他方アジアやラテンアメリカの経済は，農

業発展が経済全体の成長と共時するという新古典派的な経路を辿ってきた。アフリカの著しい経済停滞傾向を反転させるためには，このような新古典派的経路をアフリカにも開拓しなければならない。その鍵を握るのが，食糧穀物の土地生産性を恒常的に上昇させる施策である。そのためには，土壌条件や気候条件に恵まれないアフリカ大陸でも収量向上を実現できるような技術的ブレイクスルーを果たさなければならない。

新古典派的発展経路は市場の力のみによっては拓かれない。近代農業革命には，公的部門の介入と，それを支える強い政策意思がなければならない。すなわち，小農部門にきわめて冷淡であったこれまでのアフリカ政治の在り方を，根本的に改変する必要がある。独立後のアフリカ政治を支配した「都市偏重」（M. Lipton）や「収奪国家」（R. Bates）から脱却しなければならない。世界各国の経済史研究と昨今の開発経済学は，アフリカに対して，国民の大多数を占める農民の所得向上と，彼らによる食糧生産の増大に政策努力を集中させるよう要請するものである。それなくして,アフリカにおける貧困軽減は達成できない。

【危機管理プロジェクト】
特別研究会報告要旨（2002 年 12 月 19 日）

日本における畜産物の安全・安心システム

（東京大学）矢坂　雅充

雪印乳業食中毒事件，BSE，食肉偽装事件以来，畜産物に対する消費者の信頼回復のためのトレーサビリティ・システム導入が急ピッチで進められている。本報告は，日本の畜産物の安全・安心システムの現状と問題点，関連して垂直的なフードチェーンの動きについて，日本と欧州との比較の観点から論じた。

(1) 牛肉のトレーサビリティ・システム

日本では 2002 年 10 月に牛の個体識別番号がデータベース化され，生産者からと畜場まで（川上）のトレーサビリティは確保された。現在，と畜場から小売店まで（川下）のトレーサビリティのガイドライン策定が行われ，関連して義務的事項についての法制化が予定されている。問題，課題としてはまず，日本では品種，産地，部位によって価格が相当異なるため，部分肉製造段階から出荷までの間に「リパック」が行われている。そのため欧州基準のロット管理（同一日，同一と畜場での処理が前提）が難しい。第２に，情報伝達そのものに比べ情報とモノとの照合に対する意識が低く，その検査体制が充分整えられていない。第３に，国産牛肉に限定したことにより輸入牛肉との価格差拡大が懸念され，コスト負担を避け補助金に依存する意識が増長されている。第４に，トレーサビリティを義務的，自発的と分けると，日本の自発的トレーサビリティは生産者情報に偏っており，JAS の範囲で行おうとする動きも見られる。第５に，人為ミスを防ぐためにもなるべく簡単なシステムにするべきである。

(2) 牛乳乳製品における安全・安心システム

2000 年の雪印乳業食中毒事件以降，乳業界，行政は HACCP 遵守とマニュアルの策定，牛乳再利用の規制，出荷前検査の履行（検査時間の短縮）の三つに取り組んでいる。乳業界は HACCP に早く対応した分，トレーサビリティには積極的ではなかった。だが近年，生産者団体や乳業は各々，生産段階での HACCP 的管理（とくに non-GMO 飼料の使用に関して），生産者から乳業メーカーまでの間のロット管理，製品番号を用いたトラッキング（回収）に取り組んでいる。牛肉と異なり，すでにロット管理が行われている点は評価できるが，現状では文書によるトラッキングがほとんどであり，事故の際の迅速な対応は難しい。また，流通センターと小売の連携が悪いこともトレーサビリティ導入を難しくしている。

(3) 垂直的なフードチェーンの整備と食品の安全・安心システム

欧州諸国のトレーサビリティ・システムは垂直的なフードチェーンの中で行われており，それは合法的な国境調整措置，産業政策の性格を併せもつ。たとえばドイツの QS（品質と安全）システムでは，食肉フードチェーン各段階の業者が（有）QS に対してマーク認証の申請を行うことにより，結果的に生産者から小売までのチェーンを通じて QS の基準が達成されるような仕組みが整えられている。日本では，と畜・加工段階への消費者の関心が薄いこともあり，チェーンを通じたトレーサビリティになりにくい。またイギリスの乳業界ではミルクマーケテイングボード解体以降，海外資本の参入が増えているが，消費者の国産品志向に合わせ，国産の牛乳乳製品の垂直的な連携（ミルクタスクフォース）が進められている。欧州では全体にトレーサビリティに対する国の財政支援が少なく，業界が自主的に連携して取り組んでいる点が特徴的である。

（文責　市田知子）

農林水産政策研究所図書館の紹介

農林水産政策研究所図書館では，農林水産業政策の調査研究に資するため，資料収集・整備・提供を行っております。所蔵資料は約 33 万冊に及び，農林水産業の政策，社会経済・制度，農山村，食料需給等に係わる国内外の図書や統計資料等が充実しております。

また，当館では戦前の農会報・農地制度改革等に関する文献，漢籍，エイメリー文庫を始めとする稀覯文献の特別文庫を開設しています。これらは当所研究員のみならず，地方自治体・大学・農業関係団体・海外等から多くの利用があります。

一方，最近の高度情報通信ネットワーク社会への適応，利用者の利便性の向上を目的に図書データの電子化に取り組んでおり，現在では所蔵資料の約８割に及ぶ書誌データが電子化され，文献検索データベースにより効率的に所在確認が可能となりました。また所蔵情報の外部公開にも力を注いでおり，これらの情報は農林水産関係試験研究機関 WebOPAC を通じインターネットで公開されております（http://library.affrc.go.jp/opac/）。

外部機関との資料貸借も積極的に行い，国立国会図書館・農林水産省図書館・農林水産省所管独立行政法人図書室等との間で実施しています。

これらの活動を通じ，農林水産政策研究所図書館では今後とも資料収集・整備・提供・情報発信を従来以上に推進していきます。皆様のご利用をお待ちしております。

（文責　植田知明）

■利用案内（開館時間）　10:00 ～ 12:00, 13:00 ～ 16:30
（休館日）　土曜日，日曜日，祝日および年末年始
（利用上の注意）受付カウンターで入館手続を行って下さい。
なお個人貸出はできません。

研究活動一覧

「研究活動一覧」は当所研究員の研究活動と研究内容や関心分野を読者の皆様にタイムリーに提供することを目的としています。研究内容の詳細につきましては直接担当研究員までお問い合わせ下さい。

【研究論文および雑誌記事等】

研究員名	表　　題	発表誌，巻・号	発表年月
相川良彦	農の福祉機能	全国農業新聞 11月8日	2002.11
相川良彦・合田素行（他共著）	介護保険下における介護サービス事業の展開状況	農林水産政策研究 3	2002.12
足立恭一郎	韓国における GMO 表示制度の現況	海外諸国の組換え農産物に関する政策と生産・流通の動向（GMO プロジェクト研究資料 2，農林水産政策研究所）	2002. 7
市田（岩田）知子	＜農＞と出会うための政策	食・農・からだの社会学（シリーズ環境社会学 5，桝潟俊子・松村和則編，新曜社）	2002.11
江川　章	一世代家族経営の行方（農業農村構造の現状と動向　その１―― 2000 年農業センサスの分析――）	農林水産政策研究所レビュー 6	2002.12
小野智昭	農地利用の構造的変化――借地・大規模化の進展と農地利用の後退――（農業農村構造の現状と動向　その１―― 2000 年農業センサスの分析――）	農林水産政策研究所レビュー 6	2002.12
嘉田良平	世界の食料安全保障と資源・環境制約	ARDEC 24	2002. 3
〃	環境保全型農業と政策支援のあり方	Antenna 28	2002. 9
〃	環境保全型農業の展開と政策課題	システム農学 18(2)	2002.10
〃	「食品安全の経済分析」の研究動向と今後の課題	日本リスク学会講演論文集 15	2002.11
香月敏孝	国内野菜産地の対応課題 ――ねぎ作を中心に――	農業市場研究 11(2)	2002.12
〃	野菜輸入急増と東北における野菜作の展望	東北農業経済研究 21(1)	2002.12
勝又健太郎	各国の農産物セーフガードの調査・発動事例　7. 米国・ラム肉　他	WTO 体制下における農産物セーフガードに関する調査資料（行政対応特別研究［野菜］プロジェクト研究資料 1，農林水産政策研究所）	2002. 9
木下順子（共著）	Explaining Pricing Conduct in a Product-Differentiated Oligopolistic Market: An Empirical Application of a Price Conjectural Variation Model	Agribusiness:An International Journal 18(4)	2002.10
〃　（〃）	英国におけるノンブランド牛乳販売促進事業の概要と事業効果の分析事例	畜産の情報 国内編 11月号	2002.11

研究員名	表　　題	発表誌，巻・号	発表年月
佐藤京子・ 高橋祐一郎・西尾健	戦後から現在までの我が国の食品の安全に関する事例とその変遷及び特徴	日本リスク学会講演論文集 15	2002.11
篠原　孝	日・米・欧消費者の食品の安全性に対する意識格差	AROUND 秋季号(56)	2002.10
〃	シェルドレイクの仮説と食の世界の反グローバリズム	政府刊行物新聞 10 月 20 日	2002.10
〃	21 世紀の食料・環境・ふるさと――農的循環社会への道――	THE　地球人 14	2002.10
〃	不良債権と地価	政府刊行物新聞 11 月 20 日	2002.11
〃	環境・循環の世紀の日本農業―― 21 世紀は生物産業時代（上）――	日本農民新聞 11 月 22 日	2002.11
〃	環境・循環の世紀の日本農業―― 21 世紀は生物産業時代（下）――	日本農民新聞 11 月 29 日	2002.11
〃	つくる，食す《新・信州の食卓学》――地産地消のススメ――	信濃毎日新聞 12 月 15 日	2002.12
鈴村源太郎	「農家以外の農業事業体」の水田農業への進出（農業農村構造の現状と動向　その１―― 2000 年農業センサスの分析――）	農林水産政策研究所レビュー 6	2002.12
須田文明	フランスにおける食品安全性システム――GMO 諸施策と関連させて	海外諸国の組換え農産物に関する政策と生産・流通の動向（GMO プロジェクト研究資料 2，農林水産政策研究所）	2002. 7
〃	フランスにおける食品表示のガヴァナンス	農業と経済 12 月号	2002.11
〃	フランスにおける公的品質表示のガヴァナンス構造――競争規則によるラベルルージュ家禽肉の扱いを中心に――	農林水産政策研究 3	2002.12
双　喜	市場経済下における内蒙古の過放牧と草原砂漠化問題	内蒙古の草原荒漠化とその防止対策（中日共同シンポジウム論文集，内蒙古大学）	2002.12
立川雅司	遺伝子組換え作物の生産流通動向と規制アプローチの米欧対比	海外諸国の組換え農産物に関する政策と生産・流通の動向（GMO プロジェクト研究資料 2，農林水産政策研究所）	2002. 7
中田哲也	GM 食品に係わる逆淘汰メカニズムに関する考察――フード・マイレージを手がかりに	同　上	2002. 7
〃	農業サービス事業体の動向と地域における役割	日本農業経営学会研究大会報告要旨　平成 14 年度	2002.10
西尾　健	リスク学研究から見た食の安全と安心	新農林技術新聞 11 月 25 日(1623)	2002.11
野部公一	Transition of the Economic System and Agriculture: Ten Years of Agricultural Reform in CIS	Farming Japan 36(6)	2002.12
橋詰　登	農家階層変動の特徴と要因（農業農村構造の現状と動向　その１―― 2000 年農業センサスの分析――）	農林水産政策研究所レビュー 6	2002.12
藤栄　剛	農地転用と農家資産の因果関係に関する考察―― Granger の因果性検定による検討――	日本農業経営学会研究大会報告要旨　平成 14 年度	2002.10

研究員名	表　　題	発表誌，巻・号	発表年月
藤栄　剛	（書評）全農・全中編『環境保全型農業』	農林水産図書資料月報 53(11)	2002.11
藤栄　剛（共著）	合鴨稲作における生産者の農業観に関する考察	日本有機農業学会大会資料 第３回	2002.12
〃　（〃）	酪農家の堆肥供給と今後の経営意向に関する一考察	農業経済論集 53(2)	2002.12
堀越孝良	各国の農産物セーフガードの調査・発動事例　9.チリの小麦・小麦粉・砂糖・食用植物油他	WTO 体制下における農産物セーフガードに関する調査資料（行政対応特別研究［野菜］プロジェクト研究資料 1，農林水産政策研究所）	2002. 9
水野正己	日本の生活改善運動と普及制度	国際開発研究 11(2)	2002.11
〃	戦後日本の農村社会開発事業とその執行体制	国際開発学会全国大会報告論文集 第 13 回	2002.11
矢部光保	英国における遺伝子組換え農産物と食の安全性に関する消費者意識調査	海外諸国の組換え農産物に関する政策と生産・流通の動向（GMO プロジェクト研究資料 2，農林水産政策研究所）	2002. 7
柳　京熙	北海道十勝家畜市場における黒毛和種子牛データーの解析	農業市場研究 11(2)	2002.12
渡部靖夫	豪州における遺伝子組換え作物・食品関連規制の動向	同　上	2002. 7
〃	GM 農産物・食品を巡る国際的規制の現状と課題	製粉振興 430	2002.10

【口頭発表および講演】

講　演　者	演　　題	講　演　会　名	発表年月日
足立恭一郎	有機農業の広がり――現状と課題――	PARC 自由学校（アジア太平洋資料センター）	2002.11. 2
〃	WTO 体制下における東アジア農政の新しい潮流――韓国――	ワークショップ（農林水産政策研究所）	2002.11.26
石井圭一	EU における農村環境整備	農業土木学会第５回中央講習会	2002.11. 1
小野智昭	熊本農村部における介護サービスの展開状況	農村福祉検討会（農林水産政策研究所）	2002.10.28
嘉田良平	Balancing Agricultural Growth and Environment under Globalization: Focusing on Sustainable Agriculture and Food Security in Asia	アジア農業経済学会マレーシア大会　第４回	2002. 8.21
〃	世界の農業生産と日本の役割	中央畜産技術研修会　平成 14 年度（農林水産省生産局）	2002.10. 2
〃	WTO 農業交渉と農業の多面的機能	多面的機能維持増進調査検討会（農林水産省農村振興局）	2002.11.18
〃	バイオマス利用による資源循環型社会の構築（座長解題）	システム農学会秋季大会 2002 年度	2002.11.21
香月敏孝	野菜作の展開と需給動向	青果物の流通に関する研修会（ホクレン）	2002.11.14

講　演　者	演　　題	講　演　会　名	発表年月日
篠原　孝	地産地消とグローバリズム	「視点・論点」（NHK 教育テレビ）	2002.10.17
〃	食の安全を実現するための食のあり方	食環境コーディネート協会発足記念シンポジウム	2002.10.18
〃	農業が持つ多面的機能について	上越市まちづくり市民大学	2002.11. 5
〃	農的循環社会への道	和歌山県田辺市および周辺市町村議会研修会	2002.11. 8
〃	食料基地紫波の農業の将来展望	岩手県紫志波町研修会	2002.11.10
〃	都市と農村の共生―― 21 世紀は向村離都の時代――	地域農業交流セミナー（（社）農林水産技術情報協会，愛知県）	2002.11.13
〃	つくり，食す＜新・信州の食卓学＞――地産地消のススメ――	地産地消啓発シンポジウム（長野県信濃毎日新聞社）	2002.11.17
〃	環境保全型農業の現状と将来方向	青森県農業経営研究協議会特別研修会	2002.11.22
〃	水工循環の時代――仲介する森，林，河川，海岸――	農林水産環境展 2002「農林水産シンポジウム」（（社）海と渚環境美化推進機構）	2002.11.27
〃	地産地消・旬産旬消――農的循環社会への道――	印旛郡市農業研究セミナー「地産地消研修会」	2002.11.29
白石和良	WTO 体制下における東アジア農政の新しい潮流――中国――	ワークショップ（農林水産政策研究所）	2002.11.26
双　喜	内蒙古西部地域におけるカシミヤ生産と草原環境問題	日本農業経営学会研究大会	2002.10.13
立川雅司・須田文明・矢部光保・足立恭一郎・渡部靖夫・中田哲也	海外諸国の組換え農産物に関する政策と生産・流通の動向	GMO プロジェクト研究成果報告会（農林水産政策研究所）	2002.11.12
中田哲也	地産地消の目指すもの	地産地消おかやま「食農フォーラム」（岡山県等）	2002.11.27
吉井邦恒	経営所得安定対策の動向について	職員研修会（岩手県農業共済組合連合会）	2002.10.29
吉田泰治・吉井邦恒・勝又健太郎	政策トゥリーの試案の作成について	農林水産省政策評価会　第 10 回（農林水産省）	2002.10. 4
吉田泰治・吉井邦恒・勝又健太郎	食料・農業・農村政策の体系化に関する試案	農林水産省政策評価会　第 11 回（農林水産省）	2002.11.19

農林水産政策研究所　最近の刊行物

農林水産政策研究

第１号（2001.12）

エコラベルと WTO 協定 …… 藤岡　典夫
豪州における遺伝子組換え体諸規制見直しの動向 …… 渡部　靖夫
介護保険に対する利用者の反応とその特徴 …… 相川　良彦／堀田　きみ／山根　律子

第２号（2002. 3）

農業収入の変動状況と安定化対策に関する分析 …… 吉井　邦恒
親環境農業路線に向かう韓国農政 …… 足立恭一郎

第３号（2002.12）

自主流通米の価格形成と計画外流通米との競争 …… 薬師寺哲郎
フランスの公的品質表示産品におけるガヴァナンス構造 …… 須田　文明
介護保険下における介護サービス事業の展開状況 …… 相川　良彦／合田　素行／堀田　きみ／叶堂　隆三

農林水産政策研究叢書

第１号（2002. 2）

フランス農政における地域と環境 …… 石井　圭一

農林水産政策研究成果情報　No.1（平成 13 年度，2002. 6）

農林水産政策研究所年報　平成 13 年度（2002. 10）

行政対応特別研究［野菜］プロジェクト研究資料

第１号（2002. 9）　WTO 体制下における農産物セーフガードに関する調査資料

GMO プロジェクト研究資料

第２号（2002. 7）　海外諸国の組換え農産物に関する政策と生産・流通の動向

農村経済活性化プロジェクト研究資料

第１号（2002. 3）　農村地域でのビジネス起業
第２号（2002. 3）　住民意志に基づく農村整備

有機性資源プロジェクト研究資料

第３号（2002. 2）　外食産業における生ごみ・食べ残し等の処理の実態

農林水産政策研究所ディスカッションペーパー

第１号（2002. 5）　資料でたどる韓国の親環境農業政策

平成15年度研修のご案内

当研究所では毎年農林水産省の行政官や都道府県の農政担当職員を対象にした研修を実施しております。平成15年度は次により行うこととしております。

１．経済関係企画職員研修

農林水産省において経済関係行政の企画調整にあたるべき中堅職員に対し，農業経済に関する基礎知識および応用知識を修得させることを目的とした研修です。この研修には「基礎コース」と「個別課題コース」の２コースがあります。

（１）基礎コース（平成15年５月27日（火）～６月６日（金））

ミクロ経済学を中心とした基礎的な理論を集中的に講義し，応用経済学を学ぶための基礎固めを目的としています。

（２）個別課題コース（開講：随時）

時々の政策課題で求められているトピックな問題および応用経済学に関して，専門家による講義を行い，その分野の基礎知識を習得させることを目的としています。このコースでは１課目に関して週１回程度の講義で４～５回で完結させます。今のところ年間４課目ほど取り上げて実施する予定です（リスクコミュニケーション，パソコンによる計量経済分析など）。

２．都道府県職員研修（平成15年５月12日（月）～23日（金））

都道府県の農政担当職員を対象にした研修で平成13年度から実施しています。課目数の合計は19で総講義時間は48時間です。具体的には日本農業論，フードシステム，環境問題，国際農産物交渉，産業連関分析などの実践的な課題を取り上げます。

３．講師

経済関係企画職員研修，都道府県職員研修とも講義は主として当所研究員が担当しますが，一部の講義は大学の外部講師の方にお願いしています。いずれも若手助教授クラスの新進気鋭の先生方です。

４．開催場所

基本的には当研究所本所の研修棟で実施する予定ですが，個別課題コースに関しては当研究所霞が関分室，農林水産省共用会議室で行います。

５．問い合わせ先

企画連絡室　研修課長

tel: 03-3910-3946（内線205）

平成15（2003）年3月20日　　印刷・発行

農林水産政策研究所レビュー　No.7

編集発行　農林水産省農林水産政策研究所

〒114-0024　東京都北区西ヶ原2丁目2-1
電話　東　京（03）3910-3946
FAX　東　京（03）3940-0232
ホームページアドレス　http://www.primaff.affrc.go.jp/

印刷・製本　株式会社 高山

この印刷物は100％再生紙を使用しております。